

の背後に黒幕を勤めたる智謀の士、今の竹中半兵衛と稱せられたる岡崎邦輔氏も、此時尾崎に義理を立て、住み慣れたる政友會を脱して、一時尾崎等の俱樂部に入れり。氏は暫くして又舊の古巢に歸る。權兵衛首相も、後には寢覺めの悪かりしものと見え、程經て後ち、一日、山之内書記官長より余に會見を申込みられたるにより、訪問して其用向を尋ねたるに、『山本首相は、犬養君には厚意を有して居るが、此際、何か犬養の方には望みがあるまいか』と問はれたるにより、余は『御厚意は感謝、犬養も定めし御厚意だけは感謝致されんが、我等國民黨は常に權勢利慾を目的として働くものは一人もなく、先頃の運動も、全く我國憲政の擁護のみに働きたるに過ぎず。故に、御志の程を犬養に傳へ申すべきが、彼には恐らく何の望みもなからんと存ず。』山之内『我國と支那との關係は頗る重大であるが、犬養君は彼國の要人とは交際廣きが、支那に遊びて間接に國家に盡さると云ふ様な事はどうであらうか。』余『夫れには犬養は最も適任者であるが、今は小なりと雖も一黨の總理であるから、之を打ち捨てて永く外遊することは不可能であらうと思ふ。併し、御傳言は確かに致すべし』とて相別れ、歸りて詳細を犬養に傳へたれば、『さうか、支那の事か、公使のみを遣つて置いて、裨着で玄關より出入して居るのみにては、眞の日支親善は出来るものじやない、誰れか彼國朝野の有力者と膝を交へて、談笑の間に兩國の交際を助長するものを遣つて置く必要があると云ふ事は、いつか山本にも話したこともあつたし、又夫れが我輩平生の持論じやが、山本が此話をはき違へて、僕がやつて

見たいと希望して居るものと取つたのじや、大間違ひじやわい』と一笑し居られし故、後日、余は山之内に逢ひし時、此話を爲し、御心配御無用じやと云ふて置きし事もありき。第一憲政擁護運動は是が終幕にして、龍頭蛇尾に終り、世人を失望せしめ、憲政は却つて逆轉せるぞ、是非もなき。

第二の憲政擁護

第二の憲政擁護運動は、大正の十二年、山本震災内閣が、逆徒難波大助の大不敬事件に倒れ、其後繼者として清浦伯爵に大命降下ありけるが、伯は政黨の首領にもあらず、隨つて在野政客とは聯絡少なく、却つて貴族院に親み多かりしかば、在野政黨として之が組織に參畫せしものは、嚮きに政友會と縁を絶ち、一小政黨たる本黨の首領床次竹二郎氏のみにして、他の閣僚は大半之を貴族院の多數黨たる研究會の推薦に任せたり。故に下院には與黨としては僅かに床次一派の本黨代議士のみに過ぎず、政友會、民政黨、革新俱樂部は皆な反對なれば、僅かに四分の一にも達せぬ状態なりければ、迎も下院を乗り切る實力なし。のみならず、貴族院は、如何なる場合にも解散すること能はず、此堅壘に立籠つて而も絶對多數黨の研究會が之を支持するものとあつては、到底、責任内閣の實を擧ぐる能はず、益、憲政の逆轉にして、又貴族院内閣の如き惡例

を遣さん故に須らく第二の憲政擁護運動を起して、將來に禍根を絶たざるべからずとは、在野三政黨の一致せる意見なり。是に於て三派忽ち聯盟して不信任案を提出したるにより、清浦内閣は遂に議會を解散せり。

仍つて大正十三年の總選舉は、床次内相の手に依つて行はれたるも、固より多數を夢むべきにあらず、其結果益々野黨聯盟の數を増加せり。是に於て、清浦伯は潔く辭表を閣下に捧げたるに依り、大命は第一黨の總理加藤高明子に降る。子は、組閣の方針として、三派聯立内閣とし、政友より三名、革新俱樂部より一名、其餘は民政黨より起用することとし、先づ政友會の總裁高橋是清子と、革新の犬養氏に入閣を勧誘し、兩氏にして若し辭退せば、政友の割宛て三名と、革新の割宛一名は、首相の自由裁量に任せられたきことを希望せられたるよし、當時の消息通より聞く所に據れば、高橋君は、前後二回までも總理の職を奉じたる人なれば、平ら閣僚としての入閣は承諾せらるまい、又犬養氏は、大の加藤嫌にて常に加藤を攻撃し居たれば、是亦承諾は六ヶしからうと豫想し、豫め其代りの候補者を意中に定め置きしが、高橋は豫想通り即座に辭退せられ、他の候補を加藤子の自由裁量に任せしが、犬養は即答せず一日の猶豫を求めたり。蓋し、其意は何れに在りしやは知れねども、時局拾收の爲めには、私情に於ける好き嫌を云ふべきにあらず、左りとて高橋の斷りたるものを構はず、自分獨り勧誘に應ずるも義理惡し、國家の大事には換へ難ければ高橋の再考を求めて、共に手を攜へ入閣して、加藤子を助けなば、政局は正に安定せんと、懇々高橋翁の承諾を促がしたる

により、恬淡なる高橋翁は、犬養が其氣なら己も承諾してやらうと、爰に話が纏り、兩首領共に相攜へて入閣せられたり。其後ち半歳計り立ちて、加藤子は其親友に語りて、余が組閣の時には大分心配した。何故ならば、高橋君は余よりも遙かに先輩ではあり、長老でもあり、入閣を肯じ呉れるか如何かと思ひ、又、犬養君は余を常に嫌忌して、好く余の惡口を云ふと聞いて居たから、嗚かし入閣したら取扱ひに面倒ならんと心配せしが、案じるより産むが安しと云へる如く、爾來至極圓滿にて、御兩人とも好く余の云ふことを聴き入れて呉れるので、誠に安心だよと打ち明けられしことありしと聞く。凡そ政治家は時の勢により離合常なきものなれば、味方と別れて敵となり、激しく鎬を削ることあるも、合しては又十年の友の如く、相親むことあるは常の習なれば、加藤子の前の心配は全く杞憂に過ぎざりし。是即ち第二憲政擁護運動の終幕なりき。

普選運動

世界戰爭の影響にして、世界的に變化を與へたる大なるもの、一はデモクラシー思想の擴大であつた。夫れも其筈、昔の戰爭は軍國主義の帝王又は豪雄の獨裁的戰爭であつたが、今日の戰爭は國民老若男女を問はず、總動員の一致協力に依らねば絶對不可能となつたが爲め、爲政者は、何事も國民の意志に迎合せざれ

ば、戦争も、外交も、内政も共に遂行する能はざる大勢となりし爲め、急に國民總體の勢力が増長し、富豪階級は、貧民階級を壓迫する能はず、資本階級は、勞働階級を奴僕視する能はざるに至り、甚しきは、社會主義、共產主義などの危険思想が擡頭し始め、國民の不平分子を煽動して、大衆を赤化せしめんとするの傾向を生じ來りたるは、東西各國を通じて同様であつた。國民の不滿の起るは、貧富其待遇を異にするより因するもので、政治上の權利に於て亦最も然り、故に、歐米先進國に於て、國民全體をして其國政に參與せしめんが爲めには、貧富貴賤の制限を撤廢し、又最も進みたる國々にては婦人にも參政權を與へ、自由に選被選權を有せしめ、婦人にして代議士となり、又閑員ともなつた者がある。

然るに我國の憲政に於ては、最初は直接國稅拾五圓以上を納むる男子にあらざれば、選舉權を有せしめず、次いで其納稅額を拾圓に低下し、後ち又參圓に低下したるも尙ほ我國にて選舉權を有するもの僅かに三百萬人を出でず、若し此納稅制限を撤廢すれば、一躍して一千三百萬人に上る。若し此一千萬人の參政權獲得を拒みて、此多數國民に不滿不平を生ぜしむれば、如何なる騷動の起らんも知れず、若し又其不平不滿に乗じて共產黨が此れに油を注ぎ、此れに火を點ずれば、何所まで燃え廣がるやも計られず、具眼の政治家は須く此大勢を洞察して、速かに多數同胞に權利を與へ、共に俱に國家の重きを擔はしめねばならぬ。夫れには、一日も早く普選法を制定せなければならぬとは、我々の主張であつた。

此事に就いては余は豫て國民黨中の同志佐々木安五郎(照山)、湯淺凡平、大堀孝等の諸氏と協議して黨内の輿論を作り、之を黨議とせんとせし時、余は偶々大正七年の十月頃より肺炎に罹り、引き續きチブスに變じ死生の間に彷徨し、其年末より八年に掛けての議會に出席することを得ず、従つて黨務を聞くことも出來ず(當時、黨の總務は余一人のみ)後にて聞けば、國民黨は七年の十二月頃普選には反對の黨議を決定せり。此黨議を決定せんとする議事を開きし際、佐々木、湯淺等の同志八名は、極力普選即行論を唱へて之を争ひたれども犬養氏は之を賛せず、遂に黨議は普選に反對を決定せり。

是に於て、普選論者の八名は、兎に角輿論を喚起せんが爲め、普選案を作製して之を議會に提出せんとしたれども、夫れには二十人の賛成者の署名を得ざれば提出することを得ざるは議院法の定むる所なれば、其賛成者の署名を黨内に求むることを得ざれば、他派に向つて賛成者を求むるに奔走したるに、之を聞知したる犬養氏は、大に憤り、彼等八人は黨議を無視し、勝手な行動に出づるは怪しからぬ、黨規に照して之を除名すべしと、直ちに常議員會を開きて除名の決議を爲すべしと病後熱海に靜養せる余にまでも電報にて呼び戻し其決議に加はらしめらる。黨議無視の行動は統制の上よりは許すべからざるは理の當然なれば、余も亦遺憾ながら其決議に加はりたるが、彼八人とても、國を憂ふるの熱誠より出でたる行動なれば、大に宥恕すべき點なしとせず、故に余は時機を待ちて善後の處置を爲すべしと思惟し、暫く隱忍し居たり。

越えて八年の秋、余は熟々思へらく、苟くも政治上の改革には、是まで我國民黨は常に率先して之を主唱し、他黨をリードし來りたるが、普選問題に於ても、輿論をリードすることが我黨の任務であると決心し、一日、犬養と古島に、交詢社に於て會見したしと申込み、三人鼎坐して余より此事を申出し、遅かれ、早かれ普選は提案せねばならぬ問題だから、此際、いつそ我黨より先んじて本年議會開會の劈頭に提案しては如何でせう、勿論、其目的を達して通過するまでには、中々年數もかゝるものと覺悟し、今より輿論の喚起に力めねばなるまいと思はるゝが如何でせうかと相談に及びたれば、木堂も暫時は黙して考へ居たが、夫れじや、行らうか古島はどうじや、「よからう行りませう」と、三人爰に議一決せり。余は夫れに就きて拙者に一つの願があるが、昨年、此問題で除名したる八代議士に復黨を許してやらねば、辻褃が合はぬ事になるから、考慮して貰ひたいと話したれば、兩氏は夫れも考慮しようとい決し、夫れより之を主題として黨議を開き、之を決定し、遂に國民黨より普選案を其年末の議會に提出せり。

之を聞いた憲政會は、又しても國民黨に先を越されたり、後くれな、續けと、直ちに相次で似寄りの案を提出す敢て先陣を争ふ譯にはあらざるが、遅々として進まざれば大なる政黨に先んぜられ、小なる我黨の如きは其驥尾に附したるも同前の結果となり、議論の權威にも大なる影響を生ずるに至るべし。

乃ち我黨が先見、普選案を第一番に提出したるを以て先手を打たれし憲政會は大なりと雖も此問題に在り

ては小なる國民黨を無視する能はずして同等の位置を保ちて相提攜したるは、一番槍の功の認められたるに依る。

勿論、我等國民黨の提案とて、全然理想的のものにはあらねど、納稅制限は全然撤廢し、財産若くは生計の如何は之を問はざること、又選被選の權利は丁年(二十歳)の男子には之を與ふること等を以て骨子としたるが、憲政會の提案は稍、微温的にして、納稅の制限は撤廢するも、獨立の生計を營むものにあざれば之を與へずとし、又、年齢は二十五歳を限度としたれば、兩者の間には尙ほ大なる相違あるも、納稅制限の撤廢と云へる大主義に於ては、一致なるを以て大正八年—九年の議會に於ては、國、憲聯合して戦ふことに協定し、一致の歩調を取ることとせり。

八年、帝國議會開會と同時に提案し置きたる本案は、越えて九年二月十三日の日程に上り島田三郎、上原悦二郎兩氏の説明ありて之を特別委員會に附託せらる。其委員會の審査中にも、絶對反對黨たる政友會の委員よりは、續々質問を發し、提案者側に矢を放つこと頻りなる中にも、政友の委員中西六三郎氏は『本案提出理由中に、世界戦争後思想上世界の大勢は急轉直下し云々とあるが、急轉直下とは如何なる意味なるや』と質問したるに對し、憲政側の委員藤澤幾之輔君は、彼の偉大なる體軀を持上げて起立し、『急轉直下とは富士山の頂上よりころ、ころ、ころと大石を轉がす如き状態を云ふのであります』と眞面目に答ふれば、満員ど

つと爆笑し、さしにも險惡なりし委員會の空氣も是が爲めに和らぎたり。

又、或る日の委員會に、原總理が出席して、此議に加はりたれば、余は原君に對し、『閣下は稀なる明敏の質、能く世界の大勢を御洞察あることを信ず、然るに本案に對し、反對せらるゝは其意を得難し、世界各國は勿論、我國思想界の變化は、閣下の御目に映ぜぬ歟、又、我國識者の輿論普選を要求する聲が閣下の御耳に達せざるか、我々の手許には、全國各方面より普選要求の書面は山の如く参り居れり、定めし閣下の手許にも届き居るならん、もはや、普選は天下の輿論なり、閣下之を容るゝの雅量なきや』と質問せるに對し、總理は洒々然として、之に答辯して曰く、『君は世界の大勢、國內の思想云々と云はるゝが、夫れは半面を見て、他の半面を見ざるもの、余が目に見ざるものは、君の目に見ざるものとは反對である。又、余が耳に達する聲には反對の聲多く、余の處に越こせし書面にも亦反對論多し、決して君が云ふ様なものではない云々』と辯じ、中々承知の色見え、本會議に於て賛否を決する場合には、四十票以上の差を以て本案は否決せらるゝものと覺悟したり。やがて、委員會に於て討論の結果、本案は否決せられ本會に報告せられたり。大正九年二月二十六日、本案は本會議の日程に上り未だ十分の討議をも盡さず且つ採決すれば四十票以上の差を以て否決し去らるに係らず、討議央ばに議會解散の詔敕を拜受せること、余が別項九年の選舉の記事中に掲げたる如し。

爾來、我々は或は全國に遊説して、普選論を説明し、或は大會を東京に開き、毎年議會の開かるゝ毎に、國憲兩黨聯合して提案し、議會開會中は、常に山王臺に本陣を設けて示威運動を爲す。其采配を揮ひたるは、大竹貫一、小泉又次郎、辯論の雄としては尾崎行雄、佐々木照山、若手の雄辯家としては永井柳太郎、中野正剛等の面々常に長廣舌を掉ひ口角沫を飛ばし、院外團と警官隊との衝突も些からず、市内大示威行列には尾崎愕堂は馬に跨り、本隊を指揮し、栗原彦三郎氏は騎馬の傳令士となり、隨分兒戲に等しき運動までも爲して、大いに輿論の喚起を促したり。

山本内閣に對して、普選實行を條件とし

國民黨より犬養を入閣せしむ

大正十二年加藤友三郎總理薨去の爲、其内閣は仆れたれば、後繼内閣組織の大命は山本權兵衛伯に降下せり。是に於いて、伯は意中の人々を物色せる中に、嘗て第一山本内閣組織の時、桂内閣を倒したる憲政擁護の殊勳者たる犬養氏を忘れて遺憾を感じたることある(別項に記述す)を思ひ出しけん、犬養氏に對して入閣を勧誘せらる。仍つて犬養氏は、在京代議士を集めて、其去就を諮らる。中には官僚的超然内閣の組織中に

少數なる革新俱樂部より代表者を出すは、憲政常道論者たる我が國民黨の主張とは、矛盾するものなれば、之に参加するを潔しとせざる論者もありし如くなれども、余は既に犬養氏は山本伯の勧誘に對し、應諾の意あるものと信じ、我が黨の條件として、普選を山本内閣に於て實行するの誠意あらば、其諾否を突き止めた上にて入閣を承諾せらるべしと發言し、一同可なりと決し、犬養氏は入つて逕信大臣となれり。

是に於いて、山本首相は法制審議會に對し、普選案の要綱を諮問せられ、政府は又更らに其道に精通したるもの數名を臨時委員に任命し、同論者なる清瀨一郎氏も亦之に任命せられ、余も亦以前より委員たりしに依り相呼應して熱心に其成立に力めたり。

山本内閣は間もなく虎の門事件に仍つて倒れ、次いで清浦内閣となり、別項にも記載したる第二憲政擁護の運動となり、議會の解散となり、其結果政府黨敗れ、隨つて清浦内閣亦倒れ、爰に三派聯合の加藤高明子の内閣成立す。余輩惟へらく、普選を斷行するは此時に在り。若し此時を逸すれば又何の時を待たん。法制審議會の答申も既に出來し、要綱も定まりあれば、速かに之を法文に編成し、政府案として提出すべしと、憲革兩黨の幹部にて協議一決したるが、政友會は此時に至るまで尙ほ之に賛成を表し居らざれば、一日、三派幹部の聯合協議を高橋是清君の邸に開き、政友よりは望月、岡崎、小川等の諸氏出席せられたるに依り、我々二派の代表者より、強硬に同意を迫り、若し聞かれざれば、政友の閣僚に脱退をも迫るべきの氣配を示

したれば、政友派諸君の云はるゝには、『今日に至りては我々政友幹部は同意しても苦くないとは思ふが、一應、代議士會を開きて其承諾を得なければ、我々のみの一存にては確答し難し、數日の猶豫を乞ひたし』との事に依り、我々も其決定を待つこととしたり。間もなく、政友會の黨議も漸く纏りたれば、早速此旨を首相初め閣僚諸氏にも通じ、急ぎ條文を作製せしめ、之を先づ樞密院の諮詢を経(多少修正はありたれども)て第五十回議會に政府より提出せられたり。仍つて衆議院は一應の審査を爲して之を通過し貴族院に廻附したるが、大勢既に爰に至りたれば、貴族院も全然之を拒否する能はず、大體に於ては賛意を表せしが、只前科者及び貧困にして公けの補助を受くる者に選舉權を與ふる條項を拒否し、此點に於いて上下兩院の一致を見ず。是に於いて兩院協議會を開きて、一致の成案を得べく、互に相力めたれども第一日は纏らず、爲に議會は一日の延長を命ぜられ、再び協議會を開きたれども尙ほ決せず、會期延長の命を乞ふこと三回最終日の深更に至りて漸く妥協成立し、爰に本法案は兩院を通過し、遂に御裁可を経て法律となり發布せらるゝに至りたり。願れば、大正八年に本案を提出してより、年を経ること五年、之が爲に解散を受くること一回、困難を排し、努力を以て、一千三百萬人の國民をして、國政に參與するの權利を得せしめたるは、實に憲政の劃期的進歩にして、憲政第二の維新と謂はざるべからず。又國民と俱に賀せざるべからず。又此貴重なる權利を得たる國民は之を大切に行使し、共に、俱に國家を擔ひ、立憲政治の確立を期するを要す。

此案が政府より衆議院に提出せらるるや、保守的右翼團體は其通過を妨げ、純正普選案と稱する一種の保守的案を作製し、家長にあらざれば選舉權を與ふべからずと主張し、猛烈なる運動を開始し、示威運動は勿論、尙ほ一步進みたる運動方法を採らんとの形勢あるを警視廳に於いて察したれば、當路の諸公を初め、普選運動に力を籠めたる者の身邊の危険を氣遣はれ、五十回議會開期中、朝の六時より、夜の十二時まで二名の制服巡查を護衛として余に附せらる。余は是には誠に閉口したり。議院の出入は先づ致方なしとするも、買物に出るにも、錢湯に行くにも、必ず二人の巡查はサーベルがちや、がちや前後に付き纏ひ、天麩羅や、鯨の立喰にも御供せられ、如何に斷つても警視廳の命令なり一瞬も目離す事は相成らぬと、頑として聞き入れず、或る時、余が擔當せる訴訟事件の示談を爲すことあり、日本橋區の或る待合にて緩つくり相談して、落著を附けんと、余は八時頃より其待合に至りしが、相變らず二人の警官は付き來りて、玄關の式臺に腰打ち掛けて待ち居れり。余等は、別室に於いて示談の相談を爲し、略ぼ纏りたれば其約文を作成し、淨寫せしむるには大分時間も掛りたれば、其間、余等は料理を取り寄せさせ食事を爲したり。夫れは余等には一向差支なかりしが、爰に哀れを止めしは、外に一人の客が、前晚より一人の藝者を連れて泊り込み居たり、今や、將に連立ち歸らんとせしに、玄關口には二人の警官目を光らせて眺め居れるに辟易し、再びもとの座敷に遁げ込み、息を殺して縮み居りて、余等が十一時頃歸り去るまでは、顔へ居たる由、又余等の至りし後より、其待員には酷い御灸でありし。

選舉革正運動

十數年來、政黨政治家の多くは醜行、墮落、疑獄事件に連坐して政黨政治の信用を國民に失ふに至りたるは、憲政の爲誠に嘆かほしき次第なり。余輩は深く之を憂へ、何とかして之を矯正せざれば、終には憲政の滅亡に歸せんかと思ひ、大正十二年の頃より、『既成政黨打破、政界革新』の大旗を樹て、中央に、地方に遊説して、熾んに輿論を喚起せんと力めたるが、舉世滔々利に走るの大勢に制せられ、余輩の所説を聞くもの共鳴せざるはなしと雖も、大廈の將に顛へらんとする一木の支ふる所に非らず。政弊は日々益々増長し、各種の疑獄事件續發し、就中、其大なるものに至りては、勳章事件、朝鮮取引所事件、松島遊廓事件、

私鐵買収事件等相踵いで發覺し、累を大官、巨頭に及ぼし、國民をして益信を政黨に失はしむに至りたるが、其中にも急激血氣の徒は、此腐敗を矯正せんとするには、もはや、言論や、文章の力のみには手温るし、只直接行動あるのみとなし、一昨年之春頃より、少壯軍人の間に何事か私かに計畫せられ、又其十一月頃に至りては、大規模の實行計畫を立て、將に勃發せんとしたるを豫防し得たるが、昨年に至りて、終に血盟團の暴舉となり、井上、團の政界財界の巨頭を仆し、尙ほ數多の政治家及び財閥の巨頭に及ぼさんとし、又、五月十五日には軍人數名の一班、白晝公然總理の官邸に闖入し、犬養首相を射殺し、他の一班は警視廳、政友會本部、内大臣官邸、日本銀行に爆彈を投じ、又他の一班は各所電燈變壓所に爆彈を投じて、帝都を暗黒界とし、此機に乗じて何事かの事變を發生せしめんとしたる、古今に比類稀なる變事を生じ、恰も革命の發端に異ならず、而して彼等の云ふ所は、政黨と財閥と相結託して權勢を壟斷し、國家の利權を私する其罪斷じて許すべからず、我等一死以て彼等を絶滅し、以て國難を救はんと云ふに在り。其行動や兇暴、不法、殛刑を以て之が罪を糺さざるを得ざれども、其言ふ所は余輩が常に唱へ來りし趣旨と同じく、只其相異は余輩は内科的治療に依り、病源を研究して之を根絶せんとするに在り。彼等は外科的施術に依り、局部を切斷して健康を恢復せしめんとするに外ならず。さて、其病源は何れに在りやを尋ねれば、大半は選舉の腐敗に因す。

憲政と、自治政との創設時代に於ては、候補者も概ね當該地方一流の人士にして、選舉人も亦眞面目に投票するものと心得たる故、所に依りては、仕込杖や、棍棒を用ゐて相争ひたる事はありしが、買収は今日の如くに一般的ならず、既に別項に於て最初の議會の要素たる名士の事を述べたるが、東京府會の初には福澤諭吉、福地源一郎、沼間守一、堀田政養子爵等の名士が選ばれ、又、松田道之の如きは當時の府知事として、議場の論戰に火花を散らしたり。最初の東京市會に於ては、澁澤榮一、先代の安田善次郎、長岡護美子爵、芳野世經、田口卯吉、須藤時一郎(沼間守一、高梨哲四郎の長兄)等を以て組織せられ、余も亦其席末に列せり。夫れも歲月を経るに隨ひて、追々と墮落し、市會議員の選舉にさへ、五千、六千の費用は愚か、一萬、二萬の費用を投ずる候補者も續出し、選舉ブローカーを業とするものさへ、歳毎に増加し、終に金でなくては當選は不可能となりたれば、一流人士は逐次退却し、巨額の買収費を投じて、當選後利權さへ得らるれば好き商賣なりとする、不心得千萬の輩續々出で來たりたれば、東京市會と云へば、疑獄事件の本場の様には思はるるに至れり。宜なる哉、市會には今日までに十八件の疑獄事件を出し、甚しきは、議員の大半之に連坐して、市會を開く能はず、夫れが爲め終に解散せらるるに至れるまでの極度に達せり。其問題は、板船權補償問題、京成電車乗入れ問題、青物市場補償問題、自動車購入問題にて贈收賄被告人三十餘の多きに達したり。市民も之には呆れ果て、何とかして市會の淨化を謀りたきものと、其改選に當りては多少は目覺め

たるものもありたれども永き間の弊習は尙ほ改まらずして、新たに淨化市會として組織せられたる市會も亦復腐敗に陥り、四年の任期中に二十餘名の被疑者を出したり。其問題は、瓦斯事件、墓地事件、議長選舉事件、市長選舉事件等にして、遂に永田市長も徳義上の責任を負ふて辭職するに至れるは、誠に氣の毒にもあり、又名市長を失ひたるは市としても遺憾の次第なり。

市會に於ても右の如き醜態なるが、國會に於ては尙ほ此れより甚しきものあり。候補者の運動費には少くも貳萬、參萬甚しきは五萬、七萬又拾萬圓を超えるものあり、斯かる巨額の資を投じて當選したるものは、何かの利權を漁りて、其埋合を爲さざるべからず。加之ならず、大政黨の幹部としては、多數の議員を得て政權を獲得せんには、勢ひ多數の候補者を立て、此れに公認料と稱して一人に平均壹萬圓の補助を與へねばならず、總選舉毎に、二大政黨の幹部は少くも貳參百萬圓の資金を調達せねばならず、是には幹部の苦心もあれば、無理もある、何としても富豪に縋りて多額の金を無心せねばならず金を出すとすれば富豪にも亦希望もあるべく、注文もあるべし。人に依りては位階勲等を欲しがるものもあるべく、水利權を望むものもあるべく、救選議員を希望するものあり、ポロ鐵道の高價買上げを望むもの、機密の漏洩を欲するもの、或は會社の補助融資の周旋其他種々雜多の注文を應諾せねば彼等は容易に財布の口を開かず。歸す所は、綱紀の頽廢、國家の損失、加之ならず、彼等財閥共通の希望は、富者の負擔を輕からしむるに在りて、國庫の不足は

消費税の新設、又は増加、關稅の増收、公債の増發にして、成るべく中産階級以下一般の負擔を重からしめんとするに在れば、斯る状態の續く間は、何れの政黨が局に當るとも、財閥擁護の政策を行はねばならぬことになり、終に今日目前に現はるる如き弊害を生ず。政黨の不信は自然の結果にして、血盟團や、少壯軍人の爆發亦故なしとせず、此儘にして打ち過ぎなば、政黨の滅亡、憲政の中止若くは革命の端緒ともならざるを保し難し。此未來の恐るべき大勢を、以前より察知し居たる余輩の革新殘留黨は、根本の病源たる選舉の革正を先決問題とし、

- 一、選舉に買収を防止する施設を爲すこと。
- 二、選舉費用を減少する方法を執ること。(選舉公營)
- 三、選舉干涉の途を杜絶すること。
- 四、黨費の公開を斷行すること。
- 五、政府の補助若くは監督を受くる諸會社及び其重役よりの寄附を受くるを禁ずること。
- 六、水利鐵道其他利權の認可許可を與ふる場合は、主管大臣の決裁を爲す前に、特設の委員會の調査審議を要すること。(例へば、豫金部貸附諮問委員の如きもの)
- 七、公民教育を各學校の必修科目として、穩健なる立憲思想の涵養を一般學生に爲すこと。

八、學校以外に於て、社會教育の施設を爲し、國民一般の自覺を促すこと。

九、内閣交迭毎に、地方長官全部の交迭又は警察署長若くは部長までを交迭して、選舉干渉を爲すの惡慣習を矯正する爲、事務官の地位保護制度を設けて、職務上過失なきものは、内相又は内閣の獨裁にて交迭を爲すを禁ずること、若し交迭の必要ある場合は、獨立せる詮考委員會を常設して、之に諮問し、其結果に依つて交迭せしむること。(委員には大審院長、行政裁判所長、會計検査院長等の獨立官を含む)

右の要項を列ね、關直彦、清瀬一郎、大竹貫一、湯淺凡平の連署を以て、其趣旨説明を記述したるものを攜へ、時の内閣總理大臣濱口雄幸君に面談し、今にして考慮せざれば、政黨も亡びん、憲政も亦亡びん、閣下は公明無私の質、能く熟慮の上決行せられよと懇談せり。總理は委細の説明を聽き、大體に於て全く同感にして、普通の陳情とは異り全く國家を思ひ、憲政を思ふ至誠の進言なれば、必ず考慮せんと答へられたり。夫れより直ちに轅を回らして安達内相を官邸に訪ひ、其書附けを手交して只今濱口總理に進言せしに、特に考慮を爲さんと云はれたるが、其決斷を促すは閣下ならでは他になしと思考す。閣下は久しく大政黨の最高幹部として十二分の經驗を有せらるれば夙に時弊を認められ、又其匡救に痛心し居らるるならん。一と奮發努力を賜はらば、眞に國家の爲ならんと談ぜしに、安達君は『全く同感なり。何とか爲さねばなるまい

と思ふて居た所じや、君等の進言は尤じやから、僕からも總理に話して、各方面の知識と、經驗とを網羅したる、權威有る一大審議機關を設けて、十分調査審議せしめる様にせん。僕は之を受け合つた』と返答せられたり。尙ほ余等は其足にて江木鐵相にも面會し、本日總理と、内相とに話して來たから、閣下も能く呑み込んで置いて、此件が閣議に上ばりたる時は、十分支持して貰ひたいと、話し置きて結果如何と待ち居たり。

未だ幾くもならずして、閣議に於て『選舉革正審議會』を設置することに決せられ、續いて官制を設けて之を發布し、委員の任命を爲したり。其顔振れは、貴衆兩院の代表的人々、東西帝國大學の總長及び教授、其他朝野の學者、經驗家數十名を網羅す。

發案者たるの關係上、特に清瀬と、余とをも其末に加へらる。而して右審議會の總裁には濱口總理大臣自ら之に任じ、副總裁には安達内相、江木鐵相任命せられ、幹事には内務、司法、文部の局長、書記官連任命せらる。是昭和五年一月二十日なり。

開議劈頭先づ濱口總裁より、本審議會設置の趣旨を演述せられ、夫れより審議の方針を、二箇の部門に別ち、甲の部は専ら選舉法改正要綱を審議し、乙の部は教育方面の問題を審議することにし一週二回づつの會議を開くこととし、乃ち約半歲に亙りて調査審議を重ね選舉法の部に於ける比例代表の採否及び其方式の討

論を後廻しとして、又教育に關する問題をも決定して、總理大臣に答申を爲したり。仍つて政府は、右審議會の決議要綱に基きて、改正選舉法を編成し、之を樞密院に廻附して諮詢せられたるが選舉人年齢を二十歳に低下せる點と、前科者にも選舉權を與ふべしと云ふ謂ゆる缺格條項の二點は樞府の反對する所となり、終に議會に提出することを得ざるに至る。其間、濱口首相の遭難あり、荏苒歲月を空費せる中、濱口首相の後繼たる若槻内閣も仆れ、選舉法の提案は勿論、審議會にて決定せる事務官の地位保證の制度も實行するに至らざりしは遺憾なり。

犬養の政友内閣となりては、固より斯る改革を行ふの意思なく、案は其儘高閣に束ねられたる内、云はぬことか、自ら政黨積弊の責を負はせられて、不慮の難に罹りて仆る。

其後繼内閣は、代議士の頭數三百を有する政友會の總裁に廻るべき順序なれども、時が時なり、若し強ひて之を推薦せんには、又復如何なる變事の出來せんも計られず、爲に大命は齋藤子爵に降下せり。

齋藤内閣の使命は、内には財政の始末、外には滿洲國の承認支持と、國際聯盟に對する接衝は固よりなるも、政界刷新淨化も亦其一大使命なりと謂はざるべからず。首相就職の聲明中にも亦之を一箇條として加へられたり。余輩思へらく、嚮きに革正審議會よりの答申もあり、此機會に於いて實行せしめざれば、再び誠意に乏しき政黨内閣となりては、到底改革の機を失せんと。是に於いて、衆議院に於いては清瀨代議士より

革正の意志ありやを齋藤首相に質問して言責を捕へ、貴族院本會議に於いては余は首相と、内相とに選舉革正政弊刷新の決心あるやを質問し、殊に嚮きに革正審議會より答申せる干涉防止の爲め、事務官の地位保證の制度を實行するは、政黨に偏せざる現内閣に於いて實施するにあらざれば、何れの政黨内閣に行はしむるも、其自ら任命したる地方長官其他に對して其儘地位を保證することは、即ち偏頗の處置たるを免れず。仍つて此制度を實行するは、現内閣に限る、速かに實行ありては如何と質問し、首相内相より如何にも同感である、閣議の決定を経て實行することあるべしと明答せられたり。

其後、現内閣は其言明に基き、已に事務官の地位保證制度は樞密院の御諮詢を経て施行せられ、追つては警察官の地位保證の制度をも設けられんとすと聞く、誠に結構の事なり。又選舉法に關しては、之を既存の法制審議會に諮問せられ、新たに前の革正審議會委員中より臨時法制審議會員に任命せられたるもの十數名を加へ、改めて選舉法改正要綱を審議せしめたり。

其要綱の中にて、今回専ら問題となりしは、選舉公營案にして、其目的は、選舉費の減少を主とす。(買収費にあらず、公認の費用にても壹萬貳千圓はかかる)其方法は、公營の方法を探ることとす、即ち、

- 一、選舉は演説と、文書とに依る運動の外、直接間接とも一切の運動を禁ずること。
- 二、演説會場は、府縣知事より豫め指定したる場所に限り、各候補者をして公平に使用せしめ、其會場の

設備と、揭示と、周旋とは市町村に委託すること。斯くすれば、何れの候補者も、豫定の日、豫定の時間に、其會場に至り演説すれば足りることとなる。

三、文書の運動は、各候補者は、其宣言政策經歷等凡そ選舉人に告げたき文書の原稿を書きて、之を府縣知事に届け出づれば、府縣知事は、全候補者の原稿を一と纏めとし印刷して一冊に製本し、選舉公報として郵便にて漏れなく之を選舉人に配布すること。(選舉人一區十五萬人とし、候補者十人あるものとせば、各候補は各十五萬部の宣言書を印刷し、十五萬の名宛を書いて郵便に附せねばならぬ。是が原稿を書いて届け出でたるのみにて事足るとすれば、手間と費用とを省くことは最も大なり。)

四、各選舉區毎に判檢事、地方事務官、警察官、及び各黨代表者より組織せられたる選舉革正委員會を置き、選舉長の諮問機關として、選舉の公正を期せしむること。

之を公營案の大綱とす。抑、此案は、余輩革新派年來の主張なりしが、先きの革正審議會の時には、其一部を認められたるのみなりしが、今回の法制審議會にては、政友會の代表者岡田忠彦、島田俊雄、熊谷直太の三君は、全然余等と同論となり、小山司法大臣、林檢事總長は賛成者となりて、形勢有利となり來りしが、内務省側は反對にて、就中、徹頭徹尾反對せしは、齋藤内務次官なり。再三、小委員會、又は協議會を開き練り上げた上、總會に於ても之を要綱として採用し、以て答申を爲したるものなれば、内務省に於いては各

條起草の際には其氣に入ると、入らざるとに係はらず、先づ其要綱に則りて起草せざるべからざるに、勝手に之を除外して罰則の改正、其他の條項のみを以て編成し、法制審議會の決議は、全く骨抜きとなりて議會に提案せられたり。余等は實に其意を解するに苦しむ。夫れのみならず、衆議院に於ける同案特別委員會に於いて、參考材料として法制審議會の答申を提出せんことを求めたるに、内務省は其提出を拒みて、委員會と、内務省と正面衝突に及び、終に本議會に於いては、(六十四回議會)本案審議未了に終りたり。

内務大臣には、選舉革正の誠意なき歟、政界淨化の意志なきか、組閣の初めに聲明したる齋藤首相の言は、一時を糊塗する欺瞞的聲明なりしか、是亦我々の最も遺憾とする所にして、故濱口首相、安達前内相等が、政界淨化に熱心なりしを一層思はしむるに至る。

斯る状態にては、何時まで待ちても、腐敗せる選舉は革正せられず、墮落せる政界は淨化せられず、既成大政黨は次第に滅亡に近づくのみ。怒むべき次第ならずや。

(昭和八年四月記)

余が辯護士生活

辯護士會の分裂

明治二十五年余が日報社長を辭して後、専門の法曹界に入り、辯護士となれり。其當時に於ては、未だ辯護士法の制定もなかりしかば、民事の訴訟代理刑事の辯護を業とする者は、之を代言人と稱せり。余が法律事務を開始せし時は、まだ代言人時代にて、其後約半年にして辯護士法發布、代言人は皆な辯護士と改稱せられ、神主染みたる法帽、法服が制定せらるゝに至れる時なれば、今を距ること既に四十三年の昔なり。夫れ程長き歲月の間、同一の職業に従事すれば、物質上に於ても、相當の成功は出來得べき筈なるが、恐らく余の如く成功せざる辯護士は餘り多からざるべし。余とても依頼を受くれば、民刑事事件共に相當の努力は爲したれども、成功せざりし原因は二つ有り。一は自己宣傳に力めず、只依頼者の來り依頼するに任すのみならず、又、一には一方に於て、常に衆議院議員を兼ねるを以て、屢其動靜が新聞に現はるゝが爲、世人の多くは余が政治上の行動を非常に多忙なるものと過信し、依頼する訴訟に對し、身を入れざるべ

しと誤認せられたるに由る。而して偶々擔当事件が成功して、多少の報酬を受くることあるも、概ね之を選學費用に投ずるが爲、如何程稼ぎても、『夫子常に空し』の狀況にして、恰も政治が本業、辯護士が副業の如く社會より見られたるが爲めなりし。



明治三十三年頃の著者

又、同職の間に在りては、其組合即ち辯護士會の役員(會長、副會長、常議員)に擧げらるれば、職務上にも賣れ、爲に依頼者も自然に増加すべきを以て、役員の選舉競争は非常に激烈と爲り易く又、運動費も相當要することなれば、一方には議員の競争を行ひ、其上辯護士會役員の競争も⁺行ふことは到底堪へられざるに依り、最初より大正十二年に至るまで三十二年の

間、一切會の役員には顔を出さざりしなり、辯護士會役員選舉の事に就き、余が記憶を辿れば、明治二十五年以後は、實に甚しきものありて、會長の選舉には事故必ず生じ商賣の辯舌の争にては手緩るしとて、腕力を以て鬭争せり。大井憲太郎氏が會長候補に立ちし時の如きは長髪を以て知られたる森肇君(森律子女史の實父)は、いざと云ふ時には其長髪を束に結び、さあ来いと身構へして擲り合ひを爲し、角田眞平君等は、

多数の仲間より減多打ちにされし事も有り、選挙会場には検事が立合ふと云ふ騒ぎなりし、餘りに猛烈なりければ、雙方闘ひ疲れて妥協をなし、役員は籤引にて廻り持となりしこともありたり。

辯護士法制定以來、年を経るに隨ひ、成功せる先輩、大家も追々生じ、前年の如き亂暴は無くなりたれば、會内の勢力は先輩大家の手に移り、代々の會長は、大家先生達の廻り持ち獨占の狀を呈し、若手辯護士は、大家連中の勢力に押へられ、羽翼を伸ばす能はざるを以て、常に之を憤慨し居たり。

大正十一年の會長選挙に當りて、長老組は花井卓藏君を會長候補に立てたるが、是まで久しく鬱積せる若手辯護士連中は、輸贏を決するは此時なりと計りに、相聯盟、相結束して不意に猛運動を起し、乾政彦博士を其候補に立て、大競争を爲し、大多數を以て乾氏を當選せしめ、長老組は惨敗を取れり。

此れに憤慨したるは長老組にして、此勢にては將來多數の若手組に敵する能はず、寧ろ、別に一の會を設くべしと決心せるも、現行辯護士法の規定にては、辯護士會は一地方裁判所管轄區域には一箇の外設立を許されず、さりとて私に之を増設するを得ず、幸ひ衆議院にては、長老組より出でたる代議士の數多かりし爲、突如辯護士法改正案を提出し、或る數を越ゆる團體の要求ある時は、二箇以上の辯護士會を設くることを得と云ふの規定を設け、其案の成立するや、長老組三百有餘名は袖を列ねて東京辯護士會を脱會し、一つの會を組織し、之を東京第一辯護士會と名付けたり。其後仁井田博士の同志二百餘名も亦東京辯護士會を脱

退して、東京第二辯護士會を組織す。仍つて現在に於ては東京に三箇の辯護士會相鼎立するに至れり。即ち左の如し。

東京辯護士會(最初より成立せるもの)

會員 一千八百四十五名 (昭和八年四月現在)

第一辯護士會

會員 五百十五名 (同)

第二辯護士會

會員 三百四十六名 (同)

右の如く三派に分裂したるが、余は元來、役員選挙には無關係なりし結果、此争闘の渦中に投ぜず終始中立の地位に在りしかば、従前通り本家の東京辯護士會に籍を存し居たり。

余の會長時代

大正十二年關東大震災火災の時は、磯部四郎博士が會長たりしが、不幸にして被服廠跡にて無慘の焼死を遂

げ、會長缺員となりたるが、同職の住宅又は事務所は概ね焼失し、亦會務を見る者無し、殊に其跡を引き受くる者は未曾有の難局に當らねばならぬ故、自ら進みて後任會長たらんとする者もなし。仍つて會内各團體の幹部(會内に十餘の小團體有り)相會して後任會長を物色したるに、關に囑託しては如何との説を爲す者の有り、夫れ好からんと、衆議一決して各團體の代表者打揃ふて帝國ホテル内交詢社の假事務所に余の居たるを訪はれ今回我々は貴公を後任辯護士會長に推さんとす、承諾を乞ひたしとの交渉あり。

前にも陳べし如し、余は曾て役員を希望したることなく、又會務に迂し、決して余の任にあらず、他の適任者を見出されたしと固辭したるが、此際のことなれば誰も進みて受くる者無し、我々の非常時なれば枉げて引受け呉れよ、幸ひ以前よりの副會長は二人現存し居れば、事務には差支なし、奮發して諾されたしと切なる勧誘に、人々の希望を空くせしむるは、却つて禮に非ずと感じ、夫れなら御引受け致しませう、不慣れの事なれば、諸君は余が手を把つて誘導あらんことを御頼みするとて、之を諾したるに依り、直ちに總會は開かれ、遂に余を會長に選舉したり。

余の住宅も焼失し、着のみ、着のまゝにて會の事務所に出頭するは餘りに見苦しければ、友人明渡知瑜太郎氏方に至り、其着古しの黒色上下揃ひの背廣一着を貰ひ受け、其會期中其一着を着通しにして、公私の用を辨じ得たるは奇觀なりき。

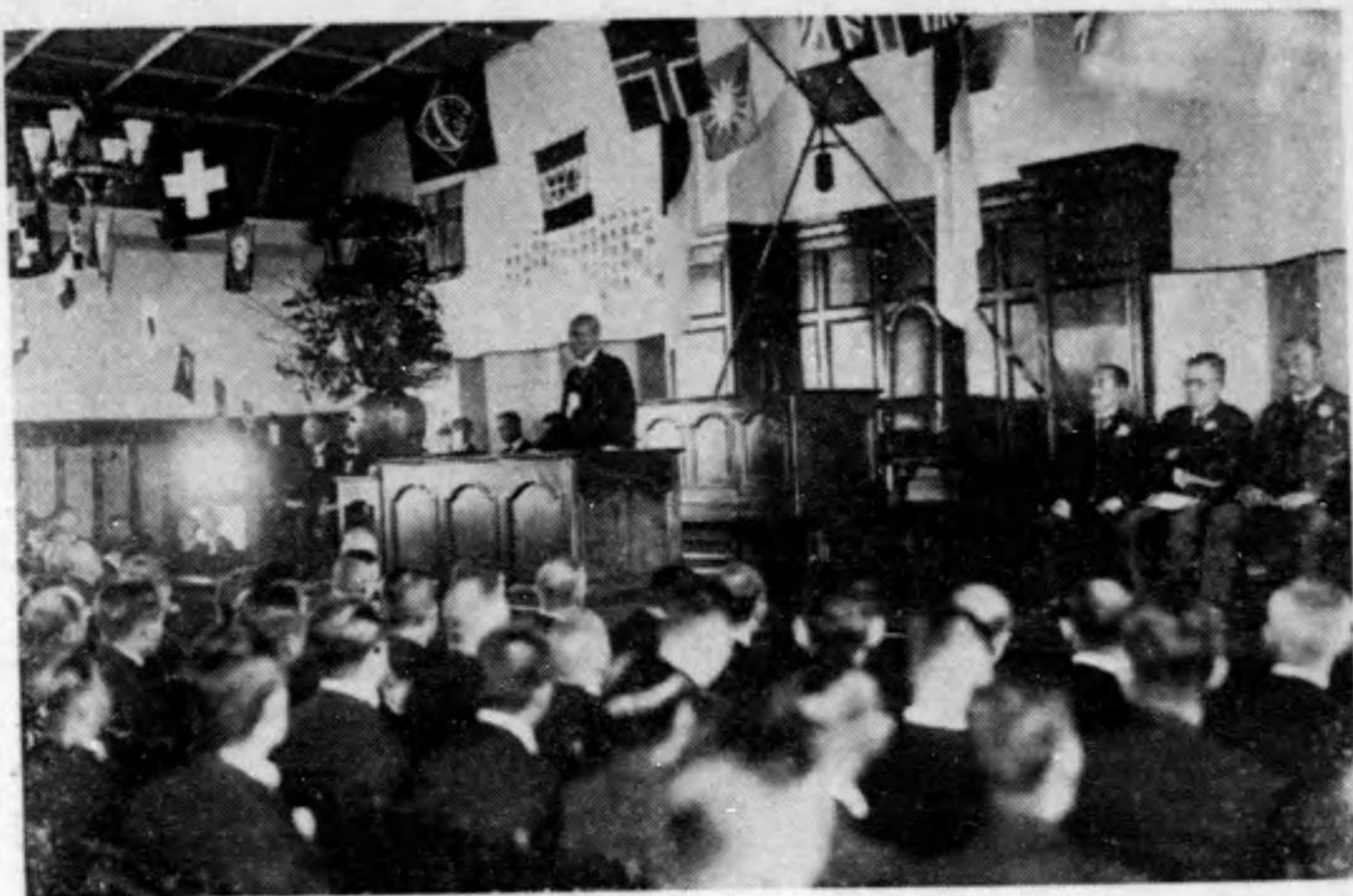
圖書館の建築

余が會長に就任後第一に必要な感じたるは、圖書館の建築と、圖書の増加と是なり。其故は、大震災災の爲同職大半の事務所は焼失し、随つて其所藏の圖書も焼盡したれば、執務上に非常の不便を感じ、本會の事務所に在る圖書の數も少なく、且つ閱覽室の如きは、會館一隅の狹隘なる一室に過ぎざれば、多數會員の閱覽には最も窮屈を感じ、されば余は副會長と謀り、鐵筋コンクリートの圖書館を新築して、圖書の安全保管と、其増加及び閱覽室の擴大を爲さんとして、其計畫を建て、之を常議員會に諮り、其同意を得て、總會の議に附し、其決議を得て、直ちに工事に着手せしめたり。約半歳にして竣工し、今日に於ては、稍、整頓し、會員一般の自由使用に供することを得たり。現在會館に隣接する圖書館是なり。(大正十二年十月起工、十四年四月竣工)さて、其一年の任期を經過したれば、役員の改選となりたるが、余の在任は補闕なりしたため、僅かに六ヶ月餘なりしかば、同職各團體の幹部再び協議し、次回の任期を今一度余に就任せしむべしとの空氣となり、大正十三年三月末の改選期に於いて、再び會長に選舉せられたり。其一箇年の任期は、可もなく、不可もなく、平々凡々裏に任を全うするを得たり。

會館の新築

夫れより四年後、昭和四年如何なる風の吹き廻しか、余は三度推薦せられて會長と爲る。此任期中、余は又會館新築の計畫を準備す。余は敢て工事を好むものに非ずと雖も、必要に迫られ止むを得ず其業を興さざるを得ざる時機に際會せるに外ならず。其故は、會員の數、年々増加し、一千八百人を超ゆるに至りては舊來の會館頗る狹隘を告げ、且つ、木造にして貧弱、建築以來既に三十年を閲し保存期間も経過せしを以て、風雨烈しき場合には、常に破損修繕に相當の費用を要し、大なる地震のありし場合には頗る危険の恐れもありし故、今にして豫め改築の準備を爲し置くは實に止むを得ざる次第なり、さりとて、其費用は安く積りても拾數萬圓を要することなれば、今より其費用の工面を爲し置かざるべからずと思ひ、會館新築基金として、同年度より年々壹萬圓づゝ積み置くことにしたり。

余が當年の任期も無事終了し、後任會長に事務引継ぎを爲す際、特に此計畫の遂行を託したり。後任會長は塚崎直義氏にして、氏は此方針を踏襲し、會館建築調査委員數十名を擧げ、余を其委員長として、設計其他の準備に著手、建坪百五十坪、地下室とも四階の鐵筋コンクリート構造とし、大會議室(約千人を容る)、六



昭和八年一月十五日新婦護士會館開館式に於いて建築委員長直關
彦揆を述べたる右より林理事總長、和仁大審院長、小山司法大臣

七箇の委員室、理事室、事務室、電話交換室、碁將棋、撞球遊戲室、一階には同職控室、大廣間二箇所、依頼者待合室、又、地下室には、會員専用食堂、公衆食堂、暖房室、理髮室等を設け、凡べて會員共同の便を計るの設計を爲し、其設計は工學士森山松之助氏に依頼せり。

昭和六年山岡萬之助氏會長時代に於いて、物價頗る低廉となり、工賃も下落し居たる際なれば、此時機に於いて著手せざれば或は近き將來に於いて、再び物價の騰貴を見るも計られず、夫れには建築費の工面を急ぎ、一日も早く工事入札を爲さしむべしとて、昭和七年の四月を以て起工に着手せり。幸ひ物價の安き時なれば、案外、入札も安く落ちたり。其工事中の任期には、乾政彦君は會長、佐藤博君、千速賢正君、柏原榮

助君は副會長、建築委員長は余にして、随分多忙を極め、昭和七年十二月七日竣工、同八年一月十五日芽出度く落成祝賀會を開くを得たり。現在、裁判所裏に、三辯護士會館軒を竝べ居る其中央に一段秀でて見ゆる會館は即ち是なり。

余は七十七歳の今日に於いても、同業より未だ足を洗ふ能はずして、尙ほ法服を着し、訴訟に、辯護に、法廷に辯論を爲しつゝあるは、誠に恥かしき次第なれども是亦止むを得ざる因縁なり。

裁判の昔噺

昭和四年十月一日は、先年陪審法の實行の期に際し、天皇、東京の裁判所に行幸あらせ給ひ有難き詔敕を賜はりし年にして、それ以來十月一日を司法記念祝日と定められたるが、司法省は此日に於いて、司法に關する講演會を催すこととなり、第一會場を時事講堂に、第二會場を國民講堂に設け、司法大臣の依頼により、第一會場に於いては小山檢事總長（後ち司法大臣）、尾佐竹大審院判事及び余が講演すること、第二會場に於いては故花井卓藏博士、長島民事局長外一名が講演することと定まり乃ち講演の當日は兩會場とも満員の盛況にて、所期の効果を收めたるは、主催者側に於いても満足なりき。余が講演は、「裁判の昔噺」と題し、最

も平凡なる講話を最も通俗的に話したり、多少歴史的事實も加はり居ること故之を左に記録す。

其一、玉乃世履君の談

今日の裁判制度は頗る整頓し、法律も進歩し、裁判官も知識と經驗とを有して公正の判決を爲すに至りたるが、昔は誠に可笑しい、殆んど作り話の様なこともあつた。

明治維新後、玉乃世履（後に名判官として大審院長たりし人）と、熊谷武五郎の兩君とが東京の裁判官に任ぜられた。玉乃氏は周防の國の人であり、熊谷氏は奥州仙臺の人である。何れも豪傑揃ひであるから、天晴名裁判官振を發揮せんものと法廷に臨んだ。

處が、裁判手續は御兩人とも一向に御存じがない。依つて最初は先づ熟練した留役（今の書記）の指圖を求めた。すると留役は、奉書の巻紙に假名文字にて書いたものを差し出し、此通り仰せられたと云ふのを見るに、

『有體に申し立てろ』とある。

やがて出廷する訴訟人は白洲に低頭する。兩判事は型の如く宣言する。夫れより留役は雙方を調べる、調べ

が済むと、又奉書の巻紙を卓の上に差出す。之を見ると。

『追つて吟味』とある。

左様に宣する。下がれ——夫れで裁判が出来たのである。そこで、此二人の豪傑は相談した。『成る程、舊幕時代に於ける御大名の奉行達はこうでもあつたらうが、苟くも維新政治の法官として、是では餘りに馬鹿馬鹿しいから以來は、御互直接に原被告雙方を調べようではないか』、『夫れは宜しかろう』と、夫れより留役を召し、『以來は拙者等直接吟味をするから、もはや、奉書の巻紙には及ばぬ』と申聞け、翌日より兩人にて訴訟人を調べた。玉乃が問を發すると、訴訟人は、ハ—と低頭して一向に答をせぬ。熊谷がもどかしがつて自ら何か申聞けると、訴訟人は又おじきするのみで一向に答をせぬ。何とも致方ないから、其日は『追つて吟味』で閉廷した。

さて、どう云ふ譯で兩判事の調に對して訴訟人が一向返答をせぬであらうかと留役に聞くと、玉乃は長州辯、熊谷は奥州のづーづー、江戸っ子の訴訟人等には一向に譯が解らぬ爲と聞き、大笑となり、以來は江戸っ子辯を稽古して、漸く直接調べが出来る様になつたと云ふ。是は玉乃翁の直談であるから眞實である。

其二、星亨の裁判人

最初の頃は官尊民卑の風が熾にて、裁判官の威張り方もすさまじく、民事法廷にても、原被雙方に對しては、『其方、其方』と呼び、代言人に對しても如何にも粗末に『原告代言人、被告代言人』と呼び捨にせる事故、随分癪にさはつたものであつたが、聞かぬ氣の星亨はバリストルとして大威張りに威張つても、法廷へ出ると星代言人、代言人と云はるゝから、星も負けては居ず裁判人、裁判人と云ふ故、『裁判官に對して裁判人とは何事ぞ』と、きめつけられたれば、星は代言をする人を代言人と云ふ以上、裁判をする人は裁判人ではないか、何が悪いかと喰つてかゝつたと云ふ笑話もあり、夫れ位の上下の懸隔があつたが、今では其風習はがらりと變り、辯護士より大臣となるあり、裁判官となるあり、裁判官より辯護士になる人も多く、又司法の運用には在朝、在野の法曹は、車の兩輪の如き關係にある故、今日は頗る調和を保つ様になつたのは、誠に結構である。

新民事訴訟法にても、準備手續に關しては、殆んど朝野の區別が無くなつた有様であるから、訴訟の進捗も出来、事實の眞相も分り、公正の裁判が出来る様になつたのは喜ばしい事である。

其三、陸奥宗光の感想談

明治の十年か、十一二年の頃である。後の外務大臣伯爵陸奥宗光君が、國事犯により、五年の禁錮に處せられた事がある。

其事件の發覺したる時は君は元老院議員兼幹事で、其罪の發覺した時より判決確定までの感想を拙者に語られた事がある。成る程、刑事被告人の心理状態はそんな物かと感ぜらる。其談に曰く、事は政府轉覆の計畫であつたから、頗るこみ入つた事件であつたが、段々其筋の探索の手が廻る様な噂があつたから、非常に心配して居つたが、ボツ、ボツ林有造を初め、同志の面々が縛に就く様に成つて來たので、三度の食事も喉に通らず、夜も不安に眠られず、知らぬ人が尋ねて來れば探偵かと疑ひ、何時も刑事が尾行して居る様な心持がして薄氣味悪く、『がたん』と音がしても『びくつ』とする状態にて、晝夜出入ともに不安のみを感じつた。

愈々捕はれの身となつた時は、もう百年目とは觀念したが、さて、『どう云ひ抜け様か』又、『同志は何と白狀したか』『罪はどうなるであらうか』と、千思萬考、果ては徹頭、徹尾事實を否認し、詭辯に任かせて縦横

に申開かんとのみ苦心をした。此間の心配と苦悶とは又容易のもでなかつた。

さて、公判となつた。裁判長は大審院長名判事の玉乃君であつた。

もうこうなつては死物狂ひ、たとひ、玉乃であらうが、誰であらうが、詭辯を振つて云ひ抜けやうと勇氣を鼓して法廷に臨んだ。

物和らかではあるが、窮所、窮所を突く玉乃の訊問には随分こたへたが、右に、左に云ひ開いた。併し、心の中は疚しいから、申開きが立つか否やは尙不安であつたが、勇氣は張り詰めて居た。やがて、長時間の訊問が終り、一と先づ休憩となりて、警官に引かれながら裁判官休憩所の窓際を通過させられた時、室内にて判官達の大聲で、哄笑するのを聞いた時は、愕然として落膽の淵に沈んだ。其時、直覺したのは自分の千言萬語の申開きは、判官諸公を動かす能はず、却つて其笑を招いたのであつたかと感じた。夫れで勇氣も挫けた。意氣も銷沈した。

午後の再開となつた時は、裁判長より、一々自分の申開きに對し矛盾の廉々、事實齟齬の廉々を追及せられ、もはや、抗爭の勇氣なく、又一々證據を突きつけられ、全く進退谷まり終に恐れ入つた。後、判決が下つて五年の刑を言渡された時、始めてほつと息を吐き、此數ヶ月間晝夜の苦悶も一時に拂ひ去られ、爰に初めて安心立命を得た。夫れより獄中に在つては、光風霽月、讀書に耽つて些の心配もなくなつたと告白された。

一世の英物宗光伯に於いて、而も其犯罪は破廉恥罪にあらざるに於てすら其心理状態は斯くの如くである。此頃、顯官、大官、大實業家等の疑獄にかゝれる人々の心理や如何であらうか。

其四、兒島惟謙(大審院長)の法律擁護

抑々司法權の獨立は如何なる壓迫にも屈せず、一步も國法を曲げざるに在り。我國司法權の獨立の柱石とも云ふべきは、兒島惟謙翁なりと云つて差支がない。

時は明治の二十四年露國皇太子が我國に來られし時、大津にて護衛巡查の津田三藏が劔を抜いて皇太子に斬り附けた時の事である。

今と違つて、其當時の露西亞と云へば、世界隨一の強大なる帝國、殊に我國と接近せる強國、其皇太子を護衛する我國の役人が傷けたと云ふので、どんな崇りがあらうかと、上下共に震駭した。畏れ多くも明治大帝には、即日御西幸、傷ける露國皇太子を露艦に御見舞遊ばさるゝと云ふ騒ぎ、せめて申譯には加害者津田を死刑に處して謝せねばならぬと云ふので、内閣元老聯合の會議に、時の大審院長兒島惟謙氏を列せしめ、其意見を徴せられた時に、兒島は臆せず、

侃々、諤々として國法の曲ぐべからざるを説き、我刑法に在る皇室に對する罪は我國の皇室に對するものにして、夫れは死刑を以て處せねばならぬが、外國の皇族に對しての罪人には死刑を以て處するの法文なし、斷じて死刑を適用すべからずと申されたれば、

松方總理は怫然色を爲して云へらく、

『法律上の解釋は左様かも知らんが、日本國民として、國家が大切か、法律が大切か、今、國家を維持する爲には、法律を後にして考へねば可かん』と威猛高になつて反駁した。兒島は屈せず、黙して席を去り、歸つて山田司法大臣に懇切に法の曲ぐべからざるを主張した。山田も亦現状の危急を説き、津田を死刑に處して露國に謝すべしと論ぜしも、兒島は尙ほ反復叮嚀に法の曲ぐべからざるを説き、『若し諾かれずば、速に官を辭し、法律擁護の爲めに屠服して信を國民に問ひ申すべし』と争つた。

大津に特別裁判を開き、其裁判長は堤判事なるが、内閣は總掛かりにて、堤を動かさんとし、又兒島は兒島で附切りで監督し、終に彼の有名なる無期懲役判決を下さしめ、以て司法權の擁護を全うするを得た。

斯かる硬直なる判官ありてこそ、司法權の獨立が得られたのである。

談は餘事に渡るが其後の兒島氏の態度を話せば、斯かる硬直の士であるからは、頑固一徹の老人かと云ふに全くさうではなかつた。後彼は貴族院議員に敕選せられて居たが、郷里の選舉區より遮二無二翁を推して

衆議院議員に當選せしめた。一身、兩議員を兼ねるを得ざる故、兒島は衆望に背き難く、終生安固の救遺議員を辭任して、代議士を承諾した。彼は進歩黨に席を置いた。余は當時院内幹事であつたが、彼は代議士會にて自説を固執せず、常に多數決の黨議に柔順に服従した。或る時、余に云ふた。「黨議に依り、議院にて投票に加はらねばならぬ場合が生じたならば何時でも呼んで呉れ、來つて投票する」と、斯かる温厚の君子でも、大節に臨んでは奪ふべからずとは兒島翁の謂か。

誠に兒島惟謙翁こそは、我國司法權獨立の柱礎を築かれたる一大偉勳者と云はねばならぬ。此人ありて、今日の司法權獨立も確立せられ、我々國民は安心して權利の保護を、司法權に託し冤枉を雪ぐことを得るのである。

日清戦役は一種の悲劇

抑々古今東西の歴史的事實には、悲劇もあれば、又喜劇もある。近く我國維新以後の歴史的事實に於いても亦然り、余が直接に目撃したる幾多の事件の内にて、日清戦役ほど終始劇的なるはなく、大文豪の筆としても此の如き偉大なる場面を描き出すことは困難ならんと思はる。仍つて其概要を記述するも、亦無用の事に

非ざるべし。他日、近松門左衛門の如き、又は竹田出雲の如き大文豪が出て來て之を脚色し、大歌舞伎の舞臺に上場するあらば一段の光彩を發するは決して疑を容れざるなり。乃ち左に幕々の事實を記述せん。

第一幕 大清帝國東洋艦隊司令長官丁汝昌

提督の品川灣に於ける示威運動

明治二十七八年、日清戦役の少し前の事なりき。當時、我海軍には漸く七八千噸の巡洋艦を有するのみにて、一萬噸以上の戦闘艦の如きは一隻も有せず。然るに清國に於いては、已に一萬五千噸の戦闘艦を購入したれば、同國海軍の意氣大いに揚り、小弱隣國の日本を威壓し呉れんと、丁提督は其戦闘艦を筆頭に、數隻の巡洋艦、驅逐艦の艦隊を率ゐて、舳艫相含み、堂々として品川灣に進入し、爰に投錨して其威容を我が國民に示し、清國の強大なるを認識せしめんとせり。尙ほ其上にも、提督は我が國在朝の大官及び貴衆兩院議員にも招待狀を發して、之を其旗艦に迎へ、鄭重なる饗應を爲したる上、艦内を隈なく案内して、巨砲の機械的操縦の狀況を示して、どうじや、えらいものを有つてるだろー、迎も、日本は及ばないぞと云はぬ計りの態度を示されたり。余も亦招かれし一員にて具さに之を見るに、成る程、大艦、巨砲其威力は確に認めらるゝ

も、其乗組將士の状態の如きは、士氣旺盛なりとは認め難く、實戰に臨みては我が日本將士の敵手には非ざるべしとは、早くも看破したるなり。我々議員の一團は、夫れより、我が軍艦に乗り移りて、又隈なく我が指揮官より案内せられ説明せらる。悔しきことながら、今、支那の戦闘艦を見たる眼で、此日本軍艦を見ては艦も小さく、砲も少なく、是では一朝、事有る時には油断は出来ぬ。何とか考へねばならぬとの感を起しぬ。清將の我々を招待したるは、其大を誇り、其威を示すに在りたるが、日本側の我々を招待せるは、彼と、我との威力はこれ位の隔りあれば將來、海軍擴張を計畫するに當りては賛成を與へられたしとの意をほめかされたるものと思ひたり。何は兎もあれ、清國艦隊の威風堂々として品川灣頭に停泊し、檣上高く翻る黄龍旗も實に勇しかりき。

第二幕 陸奥外相の朝鮮駐劄公使に對する秘密訓令

(何時にても口實さへあらば、清兵と衝突を始めよ。)

元來、我が東洋は常に歐米の壓迫を受け、殊に清國は屢其厄に逢ふ。若し此狀勢にて推移せば、戰國策に謂ゆる昏亡ぶれば則ち齒寒しの諺の如く、我が國も亦歐米諸國の壓力に遭はん。殊に、東洋の平和を保つ

には、同文同種の支那政府及び人民と固く相結ぶに非ざれば、其目的を達すべからず、何とかして清國と眞の和親を結びたきものとは、我が政府の希望する所なるも、支那と云ふ國は、古來、尊大にして、自國を文明の中心とし、自ら中華と稱し、周圍の諸國を夷狄とし、蠻戎とし、殊に我が日本を小弱國と侮り、眼中に措かず、又相談相手ともせず、常に不遜の態度を以て、我に臨むの傾きあり、故に、他日相共に提攜せんとせば、一度は、彼を膺懲し以て我が實力を示さざるべからずとは、陸奥外相の炯眼夙に觀る所にして、外相は此事を伊藤總理にも密談したる趣なるも伊藤總理は大事を取りて、承諾せざれば、外相は陰かに時の參謀總長たる川上操六氏を招きて、清國と戰を開きて勝算ありや否を謀りしに、參謀本部は必ず將來一度は干戈を交ゆるの事あるべしとて、多年非常の努力を以て、調査研究し置きたることなれば「其儀ならば大丈夫で御座る、何時にてもお引受け致す」と、確答せり。

外相此答を得て、宜し、そんなら一つ遣らうと秘密訓令を在朝鮮公使に宛て、何時如何なる場合にも機會あり、口實あらば、清兵との間に端を開けと命令したり。此訓令は忽ち事實となつて現はれ、京城に於いて、日清兩國兵の衝突となり、尋で成歡に清兵を破り、終に清國に對して宣戰の詔敕は發せらるゝに至りぬ。是陸奥外相の秘策の實現にして、云はば大山芝居を打ちしものと云ふに外ならず。

第三幕 カウシン號の撃沈、腹切りや宜か

此衝突を耳にしたる清國政府は、大いに驚き、直ちに李鴻章は袁世凱をして大兵を督せしめ、又別に數千の精銳を英國運送船カウシン號に滿乗せしめ、仁川指して派送せり。當時、我が兵の朝鮮に駐屯せるもの其數餘りに多からざれば、此カウシン號に滿載せる數千の兵が直ちに仁川に上陸したらんには、衆寡敵せず、我は如何なる不利に陥るやも計られず、頗る危険なりしが、其時之を發見したるは東郷平八郎氏を艦長とせる浪速艦なるが、何は兎もあれ、之を撃沈せざれば、數千の精兵仁川に上陸せん、併し、之を乗せたる船は英國の運送船にして、英國國旗は檣頭高く翻へるを以て發砲すれば、英國國旗に發砲したるものとして、他日、外交上に一大難問題を惹起するは明かなり。撃つべきか、撃つべからざるか、我艦内幹部の議論は二つに分れ、容易に決すべくもあらず、然るに、最初より沈黙して兩者の議論を聞き居られたる東郷艦長は、やがて、口を開かれ、『腹切りや宜か』と一言を發せらる。蓋し、其意味は、今此様を目前に見て、之を撃ち沈めねば、我の敗となる、左りとて英船を沈めなば、後日の崇り必ず到らん。其時は、此平八郎が切腹して申譯を爲さば宜しきにあらずやと云ふ決死的の決心に、竝み居る將士は此れに感激し、『其御決心さへあらば、最早、

何をか申さん』と答ふるや否や、大聲一番、『撃テ！』と號令を掛けるや、『ズドーン』一發、カウシン號は忽ち傾覆、滿載の乗員悉く海中に覆没せり。爲に朝鮮に於ける日清の戦争に、我が兵の常に利を獲たるは、主として東郷艦長の決死的英斷に基くもの多し。宜なるかな、十年の後、日本海海戦に、露國艦隊を全滅せしめたる東郷大將の未曾有の働きは、既にカウシン號撃沈の時の決心に胚胎すと云ふも、決して過言にあらずと信ず。其後、カウシン號撃没の問題に關し、英政府との間に、多少の外交的交渉ありし由にて、東郷の責任問題が閣議に持ち上がりし時、海相西郷從道侯は『東郷は馬鹿でござんす』と云はれしに、一同洪笑、何の沙汰にも及ばざりしと。英雄を保護せる西郷海相の奇智亦妙ならずや。是が爲、東郷艦長の進退には何の咎めもなく順序を追ふて累進し、十年の後、昔の一艦長が東洋艦隊司令長官の位地に坐はれる時、適々日露開戦となり、帝國防禦艦隊の總指揮官として、空前の偉勳を立てられたるは、全く西郷侯の『東郷は馬鹿でござんす』の一言の賜と謂はざるべからず。嗚呼尊い哉『東郷は馬鹿でござんす』の一語。

第四幕 丁汝昌毒を仰ぐ

日清戦争も次第に進み、黄海の一大海戦に、丁汝昌が率ゐる大艦隊も散々に撃破せられ、或は沈み、或は

捕はれ、威海衛灣内に遁げ籠り、もはや奈何とも爲す術なく、日本艦隊の壓迫は日に益々烈しく、今は、是までなりと思ひけん、丁提督は其敗戦の全責任を自己一身に背負ひ、後事を處理し、了りて後、悠々毒を仰ぎて死す。武將として盡すべきを盡し、一死以て責を負ふ。支那人としては誠に感心の至り、敵ながらも天晴の舉動にして、眞に同情の價あり。彼れが曾て品川灣頭に投錨して、大艦、巨砲の威を我に示したる時と、孤影悄然、毒を仰ぎたる時と、其感慨や奈何。余は曾て彼れを丁遠艦上に見たる風采を回顧し、實に感慨無量なりき。蓋し、日清戦争中に於ける悲劇中の悲劇と謂ふべき歟。

第五幕 媾和談判

我軍、陸には遼東を席卷し、山海關を蹂躪し、將に北京を衝かんとす。海には黄海の一戦に、清艦隊を粉碎し、其司令長官は毒を仰いで死す。清國の朝野は震駭し、もはや、兜を脱ぎて和を我に請ふの外、途なきに至り、清朝は張蔭桓、邵友濂を媾和使節として我が國に派遣す。我が國も亦之に應じて其談判に取り掛りたるが、さて、兩國全權相會して互に委任狀の査照を行ひたるに、清國全權に委する清朝の委任権限に不備の點あり、此れと締約するも後日に效なきを發見したるに依り、即時、談判を中止し、我より、『貴使の委任権

限、媾和の締約には不備にして貴使と談判を開始する能はず、歸りて其全きものを携へ來れ』との意味を以て、遂に第一使節を追ひ返へしぬ。清朝は大いに狼狽し、ごまかしでは押し通せぬ日本と見て取り、今回は當時、清朝隨一の政治家にして、最高官職に在りて、世界にも有名なる李鴻章を以て全權大使に任じ、完全なる委任権限を附與して以て我が國に派遣せしめたり。是に於て、我が政府は、伊藤總理と、陸奥外相とを全權辦理大臣に任じ、會議の場所を馬關の一大旗亭春帆樓に設備し、兩國全權爰に鼎座して談判を開かる。さて、此春帆樓は、馬關海峡を眼前に瞰下し、對岸に門司、小倉を眺め、遙に鎮西の山嶺を望み、風光絶佳なる上、此媾和會議の場所となりしにより、其名、千載に傳はるに至る。

餘談は暫く措き、最初、清國全權より我が國に要求する所は此談判中に、一時停戦せられたしとの事なりき。夫れは誠に無理ならぬ要求にして、停戦せず、談判長びく時には、日本軍は長驅して天津を略すべく、北京に攻め入るべきは火を靦るよりも明かにして、談判は不利に導かるるに止らず、首都の陥落ともなるべく、皇帝の蒙塵ともなるべく、終には清朝は根底よりの滅亡となるべし。此狀勢は、我れの附け込み所なるを以て、陸奥全權は頑として其要求を聴かず、之を正面より峻拒せり。今や、我が軍は既に彼の咽喉を扼し居れば、設へ談判中は停戦を命じたればとて、決して我れの不利とならず。故に、此要求だけは諾するも可なりとの説も出でたる由なるが、陸奥全權は斷乎として其主張を曲げず、飽くまで拒絶の態度を續けぬ。此談判

中、豫て北京に進入すべき命令を受けたる小松宮大將の率ゐる一個師團を満載せる數隻の運送船は、舳艫相衝みて日章旗を檣頭高く翻し、嚟唳たる海軍樂隊の進行曲に、整々堂々春帆樓下の海峽を通過す。之を目前に眺めたる李鴻章全權は『彼の船は何處に派遣せらるゝのか』との間に、陸奥全權は『彼れこそ、北京に進入すべきの命を受け居る新手の精銳なり』と答へたる時は、李鴻章の顔色忽ち蒼白と變じ、涙を流して、『夫れは餘に情なし、今、媾和の談判最中に而も新手を繰出して、我が首都を衝かんとするは、酷に過ぐ、彼れの進行を停め呉れられよ』と、涙と俱に懇請したれども、陸奥伯は大元帥の一旦下されたる大命は、我々の力に及ぶ能はずと謝絶し、其日の會議は夫れにて中止となりぬ。

第六幕 李鴻章の遭難と、休戦

夫れより幾日の後なりし、小山六之助と云へる一青年が誤認の結果、清國全權李鴻章に對し、ピストルを發射して顔面に負傷せしめたり。固より我が政府も、國民も毫も關知せざる所なれども、最も大切に待遇すべき外國使臣而も媾和全權に對して、我が國民中より斯かる暴漢を出したるは、誠に恐縮の至りにして、申譯なき次第なり。此報を聞くや、我が陸奥全權は、李鴻章を枕頭に見舞ひ、我が大元帥よりの休戦命令を手

交す。李鴻章は之を戴き、陸奥君の手を把りて此御見舞は百藥に勝る、力めて靜養し、一日も早く恢復して、媾和會議を進捗せしめん、有難し、辱なしと喜ばる。嚮きには頑強に拒絶したる休戦も、李の遭難に急轉し、其御見舞に休戦命令を以てしたる手際は、實に鮮かなるものにて之が爲め李の怨も忽ちにして解け、爾後の談判の進捗は、我に有利に轉回したるは、全く之が爲にして、豫め謀りたる芝居の如く、中外の觀客をして、拍手大喝采を爲さしめたり。

第七幕 最後の悲劇、三國干涉と遼東還附の詔勅

前述の如く、日清媾和談判は、一縱、一擒、一抑、一揚、我が掛け引き巧妙を極め、終に其結果として、清國は遼東(滿洲)と臺灣を我に割讓して、條約を締結し、兩國皇帝の批准を経て、目出度く局を收め、海、陸兩軍は、將に本國に凱旋せんとするに當りて、青天の霹靂、露、獨、佛の三國より、連署を以て、我が國に忠告書を寄せて、其實行を促したり。其趣旨は『日本帝國が、今回清國より、遼東半島の割讓を受けたるが、日本が之を領土とすることは、他日、東洋の平和に支障あるのみならず、進みては世界の平和を攪亂するの因となるべし。仍つて直ちに之を清國に返附せらるゝことを御忠告に及ぶ』との申入れなりき。謂ゆる

三國干涉とは即ち是なり。其言辭は頗る穩和にして、表面好意的に見ゆれども、若し、日本にして此忠告を容れず、之を拒絶する時は、三國は『然らば我々三國は代つて御相手致さん御覺悟ありて返答せられよ』と云ふ退引ならぬ壓迫なり。嫌と云へば、三國と直ちに砲門を開かねばならず、應と云へば國を賭して戦ひ得たる果實を全く抛擲せざるべからず、否か、應か、今は我が實力如何の問題に係り、一計爰に過たば、我が帝國の存亡たちどころに定まる、眞に危急存亡の秋とは此事なりき。當時の廟議如何は固より外部の知るを得ざる所なれば、責任を以て記するを得ざれども、演劇作者をして脚色せしむれば、左の如く書き下ろすべし。

幕開く。一面は大本營の大廣間、正面には、玉座、左右に侍從長、侍從武官長、其一段下の正面には、伊藤總理大臣、右側に竝み居るは山縣陸軍總司令官、次には西郷海軍大臣、左側には陸奥外相、渡邊大藏大臣、其他關係の諸大官、何れも緊張せる顔色にて固唾を呑んで控へ居る。先づ伊藤總理は起立して口を開きて申さるゝには、

伊『さて、本日爰に御前會議を開きたるは、此度露、獨、佛の三國より申入れ來りし忠告、即ち東洋平和の爲、且つは世界平和の爲、我が國が清國より割讓せられたる遼東半島の領地を清國に返附せよとの申入れに對し、何と返答致すべきか、御忠告に應じますと云へば、夫れまでなれども、之に應ぜずして拒

絶する場合は、三國を相手に干戈相見えざるを得ませぬ。仍つて各責任者の方々より、腹藏なき意見を承りたし。先づ陸軍責任者の御意見は如何。』

山縣『さらば、我陸軍の現状を申上げん。そも、此度の戦には、將士皆な家を忘れ、身を忘れ、陛下の御爲、國家の爲、骸を戰場に曝したるもの、其幾萬なるを知らず。偶々生存せるものも、皆悉く決死の勇士のみなりしが、一旦媾和條約成立し、將に凱旋せんとするに臨みては、將士皆歸るを思ひ候。故に再び彼れ等を鞭撻して、戈を執つて立たしむることは、戰機の上に於て、最も憂慮仕る所に候。のみならず、銃砲の破損、彈藥の缺乏も、直ちに之を修理補充の事、一時に間に合ひ申すまじく、此段、臣が最も憂慮する所に候。』

伊『海軍は如何にや。』
西郷『さん候。戦には勝ち候へども、彼れは優勢、我は劣勢、小を以て大を制し、勝つには勝ちたれども、大小の艦船、概ね破損致し、此れにては即座の御用には如何あるべき、我々將士皆生命を犠牲と致す覺悟には變りは聊も候はねど、海戦の大半は艦船、機械の能否、優劣が勝敗を決する次第に候へば、遺憾ながら御受合ひは申上げ難く候。』

伊『然らば財源は如何に。』

「御承知の通り、國庫の窮乏殆んど極度の有様、此上は外債の増募仕るより致し方なく、歐洲の三大國を相手とする場合、他の國の思はくも如何に候はんか、巨額の外債たちどころに成立は覺束なう存ぜられます。』

三相何れも涙を呑みての陳述斯の如し。當時の狀勢より伊藤總理も、陸奧外相も腕を扼して、無念の思を爲すのみ。伊藤總理は恭しく御前に跪つき

伊「陛下只今聞こし召さるる通りの次第に候へば、無念を忍びて、只此上は、上下一致、十年の臥薪嘗膽、機の到るを待つより外之無き事と存じ候」と申上げ之にて幕を閉ず。

其翌日の官報に、遼東還附の詔敕、發布せらる。世人之を御涙の詔敕と申上げ奉り、上下一致、富國強兵に全力を注ぎたり。

〔此間、十年經過〕

再び、幕が開けば、日露の開戦、海に、陸に、我軍連戦連捷、是即ち遼東還附涙の詔敕が始めて其効果を現はしたる一幕なりき。

余が學窓の先輩と同輩

余が帝國大學を出でたるは明治の十六年なり。其前後の儕輩には名士を多く出せり。

故人となりし人々には加藤高明伯、仙石貢、末延道成、山田夙南、山田一郎、三崎龜之助、穗積八束、渡邊安積、有賀長雄、奥田義人、岡倉覺三氏等を數ふべく、今、尙ほ矍鑠として世の崇敬を受け居らるゝ大家には高田早苗(半峰)、坪内雄藏(逍遙)、市島謙吉、加納治五郎、藤田四郎、石川千代松、田中館愛吉、藤澤利喜太郎、元田肇、増島六一郎、阪谷芳郎の諸君等實に多士濟々各方面に活動し、實に目覺しきものあるが、其書生時代には往々滑稽を演じたる事も多く、舊友相寄れば昔日譚に抱腹することも多かりき。仙石と云ふ男は、後には雷大臣と云はれた程の聞かぬ氣の男だったが、書生時代にも蠻カラの隊長にて、雪合戦などには常に指揮官として、蠻勇を振ひたり。(當時は野球や、ボートレースは無かりしが、若し有りしならば、選手の主將でありつらん。)高田、坪内の兩先生は天賦羅黨にて、教科書を賣り飛ばしては度々、神保町の天賦羅屋に入れ揚げたれば、眞面目其物の權化と云はれたる濱尾學生監は、兩君を呼び附けて大目玉を呉れたるには、流石未來の大家先生も、叩頭再拜其罪を謝したる奇談もあり。有賀君は、蕎麥黨なりしが、是

も濱尾の目玉に出合ひたりと覺ゆ。後の文部大臣として英名を博したる奥田義人君は、賄征伐の巨頭として、一旦退校處分を受けたるが、中には阪谷男も這入つて居つたか知らねども其同級生なれば疑はし。山田夔南と、山田一郎とは共に磊落不羈奇才縦横、何れも詩文に巧にして、又酒に親しむ。杜甫の句を藉りて評すれば、飲むことは長鯨の百川を吸ふが如しで、兩人とも、飲みては隨分友人に厄介を掛けしが、上には上の有るものにて、夔南は遂には一郎に敗北せしことあり。夔南は後には辯護士として、又、司法次官として、ちよつと衆議院書記官長として一家を爲したるが、一郎に至りては、世の名利には一切頓著なく、友人の内を代る、代る飲み歩き、破帽粗衣、袖口や裳の破れたるを厭はず、或る時、飲み友達の夔南宅に坐り込み、主客共に飲み初め、遂に夜を徹したるが、翌日夔南は職務ありて他出し、夜に入つて歸れば、一郎尙ほ杯を手にし、放歌高吟、獨り得意なり、やがて小便を催ふし、二階の欄より龍吐水を隣家の屋根に注ぎ、時ならぬ雨に隣人を驚かして、隣家の主人より手強はく談じ込まれたには、夔南先生も往生し、一郎に兜を脱ぎ、小遣を呈して漸く送り出せり。夔南嘆じて曰く、『己も隨分、酒の上では人に迷惑を掛けたが、一郎は己より一段上じやわい。』と。

余は社會に出でて、隨分多くの人達を推薦もし、又は多少の御世話をも爲せし中に、各方面に異彩を放ちし英才も少なからず。其雄なる者の中には、野間五造、渡邊亨の兩君の如きは、奇才縦横、新聞記者ともな

り、實業家ともなり、又政治家ともなり、渡邊君は、取引所に於て又水力界に於て、手腕を振ひ、交際社會に於いては、奇想湧出、高談四筵を驚かすの概あり。野間君の如きは、數年消息を絶ちて如何にせしかと思へば、突然、衆議院議員となつて世に現はれ、青年議員の處女演説、二日に繼續して、雄辯滔々前後五時間に互る長廣舌には敵も、味方も舌を卷きたり。

議員を止めたと思へば、何時の間にか富豪の仲間入りを爲し、經濟界が沈衰すれば、又立法一元論を著して世に出し、博士論文よりも遙かに優秀なる原理を講述せり。變幻出沒限りなしとや云はん。(是は内證だが、君は清元に於ては、望月圭介君、湯淺凡平君等と先後を争ひ、新内にも巧なるが、當今は義太夫に熱心なり。)

特許界の泰斗にして、斯學の權威たる中松盛雄君と、嘗て西本願寺派大學の總長たりし蘭田宗惠師とは、余が郷里より引張り來りて、現藏相高橋是清翁の壯年時代に駿河臺下に經營せる豫備校を經、帝大に進入せしめし學生なりしが、蘭田師は西派學園の泰斗となり(今は逝く)、中松君は特許界の元老柱石たり。

文士には、榎本破笠、岡本綺堂の兩君あり、何れも青年時代には、余を頼りて斯界に入りし人々なるが、兩君共に劇界作家の雄、破笠は既に逝きたれども綺堂は今猶絢爛たる花を舞臺に咲かせつゝあり。

余の門を出でたる辯護士には法學士富田富次郎あり。同君は再び東京市會議員となり、同阿部溫知は一度

市會議員に當選し、再び代議士候補となり、同益田太郎君は嘗て熊本縣より代議士候補に立ち、未曾有の干渉（味方の有権者一千三百人を何等の違反なきに三日間づゝ順次拘留）に逢ひて餘儀なく落選、同花木實君は府會議員となる。其他公職を帯びざるも、辯護士會に雄飛せるもの數人、余が應援して代議士、市府會議員に當選せしめしもの、又は落選したるもの其數を知らず。

余が在學當時の役人と、先生達

明治十五六年頃の大學には、隨分大家が大勢居られたり。先づ校長には明治年代の大碩學と云はれ徳望も最も高かりし加藤弘之先生あり。副校長には後に兵庫縣知事を長く勤め後ち貴族院議員に敕選せられたる亞米利加仕込みの當時のハイカラ服部一三君、舎監には眞面目一方の濱尾新先生あり、先生は餘り英語には堪能ならざりしが、當時は英米人の教師を多く聘して居りし爲、英語にて話を爲さねばならぬ場合多し、或る卒業式の時、立食の宴を設け教師達を饗應せしに、濱尾先生は外人教師を次の食堂に案内するとて、*Please Eat next room, there is nothing.* と申する、是は日本語で云へば『何にも御座いませぬが次の室で召上り下さい』と云ふ意味を英語に直譯した積りではあつたらうが、外人達は次の部屋を喰へ、そこには何んにもな

いと解釋して面喰つたと云ふ。夫れよりイートネキストルームは流行語となりたり。

英文の先生には外山正一（後文相）君、數學には菊地大麓先生、物理學には山川健次郎先生（後久しく帝大總長として徳望あり、又、樞密顧問たり）、法學には井上良一、其後には穂積陳重、鳩山和夫、岸本辰雄先生等任命せらる。訴訟法の實地研究には當時の名大審院長玉乃世履君（陸奥宗光君等の國事犯を裁判せし人）、和文の教授には小中村清矩、黒川眞頼の兩先生あり、漢文の教師には中村正直、島田重禮、信夫恕軒先生あり、何れも當代の碩學なりしが、順位に於ては、中村、島田の兩君は信夫君よりは上席を占めて居られたるが、中村、島田兩先生の講義は眞面目一點張り故、聞いては益あれども面白味少き故、聽講に出席するもの兎角少なりしが、恕軒先生の講義は、縱横談論、諧謔交りに説き去り説き來り、時には手まね、身まね、聲色さへ入れての講義にまるで高尚なる軍談講義を聞くが如く、韓退之が誰やらを祭る文の終りに、髣髴として來り亨けよとあるを祭られたる人の靈がふわりふわり天より下り來るの様を眞似たり。鷄鳴狗盜の講義には、昔齊の孟嘗君が、秦に使用して幽囚せられしに、夜半同勢を連れて逃げ出でしが、函谷關の鐵門は鎖されあり、法としては曉ならでは開かれず、追手の掛らんことを恐れて、如何はせんと跑く所、其客の中に鷄の聲色を好くするものあり、此者樹に登りて羽ばたき一番、こけつこうと鳴く、門衛驚きて鷄鳴曉を告ぐと思ひ、門扉を開きたるに、一行は早くも通り過ぎて危きを免かれたりと。先生は兩袖を合せて羽ばた

きの形を示し、一聲高くこけつこうを歌ふて聽者を笑殺せしめたり。仍つて先生の講義の時には、科外の學生や、閑ある教師、役人までも聽講せり。毎年十二月十四日、赤穂義士の命日には、先生常に泉岳寺に出張して、義士傳を講釋す。聽者堂に滿つると云ふ。

或る時漢文作文の課題あり、余も亦一文を草して先生に差出す、當時の同窓中餘り漢文を書き慣れたる學生なかりければ、何れも先生の氣に入らず、余は十四五歳の頃より漢學塾に這入り居たる事あれば、多少眞似事は出來たり、先生、余の作文を見てえらく誤信せられ、忽ち百點を附せられ、學中第一の文章家だと吹聽せられたる御蔭にて、試験の文章には常に滿點を附せられたり。一日、同級の學生某氏（今は動植物の博士にて、斯道の權威者）漢文を能くせず、仍つて余に代作を求む、余爲めに一文を草して與ふ、氏之を先生に出せしに、僅かに五十點を附せしのみ。思ふに余の作は先生の誤信に依り、好く見えて滿點なれども代作は五十點を上らざれば、余の作の眞價は矢張五十點の價よりなきものと心私かに可笑しく思へり。

外國講師

又外國人の講師には米國人テリー氏あり（法學通論の著者）。吃音者なりしが、能く親切に學生を指導せ

り。英人にはターリング氏あり、文學部には有名な美術愛好者のフェノロサ氏あり、九鬼隆一、岡倉覺三君と俱に我國美術を海外に紹介せし第一人者たり。

又、御雇講師にはあらねども、我國に久しく滞在して、動物學の研究を爲し、鎌倉沿岸にて、斯學界に於いて未発見のブラキヤポッドと云へる一種の貝類を發見し、世界に學名を博したるモールス先生あり。屢、我大學に來りて動物學の講演をせらる、學識該博にして、講演頗る面白く、殊に左右の手を同時に動かし、黑板に動物の繪を畫くこと頗る敏速にして、又妙を得たり。人々喜びて其講演を聞くもの多く、信夫恕軒先生に劣らざる流行學者なり。此先生に就て可笑しき話あり。余が倫敦に居たる頃、四五の同學諸子も倫敦に在りて、同じ家庭に合宿したるが、其時倫敦に世界動物學者の會合あり、モールス先生は米國を代表して同市に來りたれば、我々は久し振りにて先生に邂逅し、互に喜ぶこと限りなく、先生に何か御馳走したいと思ふが、先生は何が御好みかと問ひしに、先生は『私、日本料理好きあります、御馳走下さらば日本料理よろしい』『夫れなら來る日曜日の晝食に我等の手料理を差し上げませう、必ずお出で下さい』『有難う、きつと來ます』と、其日は別れ、さて、次の日曜の獻立を相談し、先づ御椀に差身、甘煮に輝り焼、浸し物に焼鳥と決定し、其日の朝早くより市場に出掛けて材料を調べ歸り、早速、料理に取り掛り、余の受持は甘煮と差身なり、やがて先生約束の時間に来られたれば、くだんの御料理を卓上に並べて、日本酒と、米飯とを勧む。先

生箸を執りて、少しづつ、つき試みしが、餘り多くを食せず、我々は頻りにサー、サーと勸むるが、先生は當惑顔にて、『私、今朝、朝寝、マダ腹が空らぬ、折角の御馳走だが喰べられぬのが残念じや』と詫を云はる。我々が折角腕を磨きて料理せるものを、澤山喰つて呉れぬは、我々も亦残念じやと思ふたが、後に能く能く考へれば、先生の日本料理を好きじやと云ふたは、多少の御世辭であつたことに氣附かざりしと、其上、自慢の料理が餘り上出来でなかつた故、箸を著けてもどれも、これも旨くなかつたと判り、一同大失敗であつたと大笑ひせり。併し厚意だけには十分の味ありし。

數年前に、テリー先生我國に再遊せられしことあり、其頃は米國にても、先生の學名は高く響き居たるが、舊門下生等寄り集りて先生を招待せしに、當時の門下生は何れも今は大官となるもの、大博士たるもの、何れも皆知名の人々ならざるはなきに依り、先生も亦大いに満悦せられたるは、誠に目出度き次第なり。

原敬君を陸奥宗光君に推奨す

政友會の總裁と爲り、總理大臣として普選を阻止せんが爲め、大正九年に解散を斷行して、二百八十の絶對多數を占め、三年有半の政權を掌握し、一大偉人と稱せられ、終に東京驛頭に兇刃に斃れたる、大正時代

の大政治家原敬君は、明治年代に於ては、斯かる偉人となるべしとは何人も想像せざる所なり。圖らざりき、君青雲に上るの一階程を造りしは、終始反對の立場に立ちたる拙者なりしとは、偶然と云ふべきか、奇縁と云ふべきか、仍つて爰に其經路を述べん。

原君を抜擢したるは實に陸奥宗光君なり。君が初めて農商務大臣たりし時、原君は同省の一參事官たり。陸奥君の外務大臣たるや、原君を外務次官に推薦し、又、星亨君と原君との聯繫を爲せしも亦陸奥君なり。銳利の才ありて、剃刀大臣と稱せられたる陸奥君は、後には一にも原、二にも原、何事も原に相談せざるはなき程公私の交は深かりき。其陸奥君は、最初は原君を毛嫌ひして更らに之を重用する氣色もなかりしなり。然るを後には、原でなければ夜も日も明けざる様になりしは、不可思議の事と云ふべし。其陸奥君が、原君を毛嫌ひしたるは誠に罪なき單純の感情に外ならず。

其故は、陸奥君は從來の經歷立場よりして、薩摩人は大嫌ひ、又、薩摩要人達も亦陸奥君を叛逆人視して之を嫌ふ。左れば俗に云ふ、坊主が悪くければ袈裟までとのたとへの如く、苟くも薩摩に縁の有るものは陸奥君は之を嫌ひたるなり。

原君の妻君は、有名なる薩摩の奇才櫻洲中井弘の女なり。故に原君は中井の女婿なるが故に、陸奥君は之を忌みたるのみ。

陸奥君初めて農商務大臣に親任せられたる夜、拙者は祝賀の爲めに陸奥君を訪問せるに、座に古澤滋氏あり。氏は當時農商務書記官にして、陸奥君とは舊交あり、頗る親密の間柄なるを以て更に隔意なく、省内人物の品定め談が始まり。

陸奥君曰く、商務局長の齋藤修一郎は、余も知つて居るが彼は才物なり、特許局長の奥田義人も亦面識あり、彼は大學を出た秀才なれば、適任であらう、君(古澤を指す)は我輩の舊知己じやから君に就いては彼は云ふ必要はない、前田政名(次官)は多分近い内に止めるであらう、参事官の原敬と云ふ奴はいかんなあ。と云はれし故拙者は、何故原はいかんですかと聞けば、陸奥君復曰く、『彼は中井の婿じやないか、あんな薩摩臭い奴は己は嫌ひじや。』

拙者『夫れは閣下の御言葉とも聞えません、才能の如何を問はず只姻戚の縁故を嫌忌して、人を捨つるは餘りではありませんか、先づ私情を離れて使つて見たらどうです。拙者は明治十五年より好く原君を知つて居ます。同年帝政黨組織(福地源一郎、羽田恭輔、丸山作樂、水野某等に依つて組織せられ、自由、改進黨の間に立つて、漸進主義を主唱せる政黨)の時、原君も拙者も、其創立員に加はり、原君は羽田の主宰せる大阪大東日報の主筆と爲り、大いに其才筆を揮ひ、後、任官して巴里公使館の書記官たりし時、拙者も巴里に遊びて君と交り、當時、公使は田中不二麿君なりしが、同君は佛語に通ぜざれば一に原君を信任して對佛

外交は一切原君が切り廻はさる。故に其力量を能く承知せり、學問と云ひ、才識と云ひ、恐らくは此所に御座る古澤君を除いては、省中第一人者ならん。元來、閣下は薩摩嫌ひ、薩摩人も閣下を嫌ふ様なるが、夫れは只單なる感情に過ぎず、閣下が原の才能を認めて、之を信任せば、縁に繋る中井も其誼に感じ、閣下と薩人との感情をも和げるの利もあらん。ま—一つ使つて御覽になつては如何で御座る』と極力推賞したれば、古澤君は餘計なことを關が云ふなあと云ふ様な顔附して黙して居られたるが、流星は磊落なる陸奥君の事故、『さ—貴様の言ふことも一理ある。好し、試して見やう』新任次官の石田英吉君は、彼の長州七騎落の件を爲したる勤王の志士の出身なるが、當時は歳も取られ、誠に好々爺なりし故、刺刀大臣の相談相手にはちと物足りぬと見え、何事の相談にも原を呼べ、原は居らぬかと云ふ様になり、最も厚く原を任用するに至りたれば、其後數箇月の後、拙者陸奥君を訪問したる時、拙者は『閣下は嚮きに御嫌ひなりし原君は、今は大層御氣に入りの様ですな』と皮肉りたれば、陸奥君涎を垂らし(君の垂涎は喜ぶ時の癖)、呵々、大笑、『まけた、まけた餘り人に云ふなよ』と云はれしことあり。

明治二十五年松方内閣選舉大干渉の時、陸奥君は臺閣に於いて時の内務大臣品川彌次郎君と大いに論争し、斷然辭表を叩き付けて野に下る。原君も亦之に殉して辭す。後、陸奥君再び伊藤内閣に入りて外務大臣と爲るや、原君を其次官に登用し、日清戰役當時の外交に其手腕を振はしむ。

後星亨が遞信大臣を罷めたる時、其後任に原君が任命せられたるも、亦陸奥君遺愛の然らしむる所なり。大阪天王寺畔、夕日ヶ岡に在る陸奥伯の墓前に隨一の燈籠あり、是原君の寄贈する所なり。

原敬、望月圭介兩君の親切

別項に記したる如く、余と原敬君とは、明治十五年以來の久しき知合ひなるのみならず、余が君を陸奥君に推奨したる位の交友であり、又望月圭介君とは、明治三十年、攝河泉陸軍大演習の時、偶然旅宿を同うし、同室に起臥したる以來、交情も親密なりしが、不幸にも政治上に於ては常に反對の立場に在り、時としては議場に於ては唯合ひ來りしも、議場を離るれば、余も常に此兩君には好感を有し、先方に於ても余に對して親切に遇せらる。常に少數の逆境の立場に在る余に對して、同情を表され、直接に、間接に、余に對して自分等の方に來ぬか、粗末には扱はぬからと、屢勧誘せられたることあり。自惚かは知らねども、其勧誘は兩君自黨の黨勢擴張の爲めとは思はれざる節あり、全く余に對する友情の發露ならんと了承し居れり、余が大正七年重病に罹りし時の如き(原君總理大臣當時)、特に望月幹事長は、原君の代理を兼ねて余を病床に見舞ひ、懇篤に慰問せらる。蓋し、義理一片の見舞ひにあらざりしを今以て記憶す。又、大正十四年、革新

俱樂部分裂の際にも、望月、岡崎の兩君は、特に厚意を以て余を懇諭せらる。是亦余の一身を思ふての勧誘なるは、心肝に銘ずる所、然れども、公事と、私事とは自ら別なれば、余が其厚意に應ずる能はざりしを遺憾とす。余常に思へらく、政友會の名士には、往々友情に温か味有る人多く、彼の黨が時に消長ありと雖も、常に多數を包容する所以のものは、爰に因する所多からんか、其一例を云はば、故星亨氏生前の友人、又は其後輩たりし人々は今も尙ほ故君の命日には必ず集會して、共に故人を偲び、又、集會者の友誼を温め居れり。斯る例は餘り他に多くを見ざる所、如何にも敬服の至りである。

革新残留黨に對するシンパ

別項に述べたる如く、大正十四年に革新俱樂部分裂の後、僅に八名の残留代議士が、孤軍奮闘殊に資力に乏しき困難なる活動を續けて居たるに同情して、援助を爲し呉れたる當世語で云へば「シンパ」あり。夫れは舊友野間五造氏が福澤桃介君に説いて、同君の義侠に訴へ呉れし處、桃介君も大いに同情せられ、約二年に亙りて、計壹萬圓計りの援助を與へらる。我々は是を以て事務所費及び遊説の不足を補ひ得たるは、同志の共に感謝する所、然るに同君其後大患に罹りて、殆んど世と縁を絶ちたる如くなりし爲、引續き心配を掛

けるは相済まぬ事なれば、過去の恩義は我々の深謝する所として、其後は支給の停止を乞ひたりき。

今一人の同情者は、武藤山治君なり、君は嘗て鐘ヶ淵紡績の社長を後進に譲りて、政界に乗り出し、政界の腐敗を矯正して健全なる立憲政治を確立せんとし、實業同志會を創立し、自らも巨萬の軍資金を投じ、又、知人を説いて基金を寄附せしめ、大いに政界に活躍せんとせられたり。夫れより一二回の選挙に、同志を候補に立て、最初は七八名を出したれども、政友、民政の兩大政黨に夾撃せられ、其當選率次第に減じ来るを遺憾に思はれし際、同じ境遇に在りて、而かも全く無資力なる革新黨に同情せられ、之を援助しても好いとの意志あるを了知したる田川大吉郎氏は、余に對して、武藤君が、君達の境遇に同情して居らるゝから、一度會見しては如何だと云はれしにより、豫め會見の時日を打合せ置きて、余は阪神間の住吉私邸に武藤氏を訪問した。同君の政界に對する希望と、余等同志の希望とは殆んど一致であるので、頗る愉快に感じた。其時、武藤君の云はるゝには、『君の方の同志は、何れも口も達者なれば、足も達者である。其點ではとても我々は叶はぬが、兵糧彈藥の調達は己の方が長所であつて、君の方はカラ駄目じや、仍つて此二つを聯合したら、政界淨化運動にも効果はあると思はる。將來、其積りで御互に相提携したらば好からう』余は之に對して、『貴下の云はるゝ所は、全く其通りである。人に義金を寄附せしめんとするには、金に信用有る人が先に立つて勧誘すれば譯なく集るものだが、無資力の者が勧誘に出掛けては一向に集るものではない。他日、

總選挙の場合に、宜しく御願ひします』との話合にて別れたり。其後、總選挙の時に於て、我革新黨の候補者某某氏等に對して夫れく選挙費用若干づゝを寄附し呉られたり。仍つて選挙後に於ては、相提携して院内に活躍する積りなりしが、當時の大勢、政民伯仲の數にして、僅々五六の同志が何黨に手を握るも、其黨は院内の多數となる。殊に、時の天下は政友會田中内閣なりしかば、政友としては是非多數を制せねばならぬのであるから、右には明政會(鶴見祐輔氏の一派)と提携を策し、又、左には武藤君の同志會に對して、提携を策すべく時の内務大臣たりし望月圭介君自ら駕を大阪に枉げて、同志會の政策を實行するから、提携せられたし、細目の協定に就いては大藏政務次官の大口喜六氏を寄越すから、能く相談して呉れよと禮を厚くしたる上にも、其主張を全然容れて實行するからとの申出でに對しては、正直一圖の武藤君であるから、多數の當局者が我主張を容れて實行すると約するからには、國家社會の爲此上もなき便宜なりとて、政友會と提携の約束を結び終りたれば、我々革新黨は、何等の交渉もなきに、之に追隨して行く譯に行かず、自然反對の立場に立ち、武藤の同情は今尚ほ受け離しとなり、何等報ゆる所なきは、何だか義理が済まぬ思あり左りとして武藤は、此一旦の同情を噫かひにも出さず、恰も忘れたる如き狀あるは、武藤君の武藤君たる所以か。併し、既往の好意は余等の決して忘るゝ能はざる所である。

陸奥伯の演説自慢

陸奥宗光伯は、剃刀大臣と云はれしだけありて、機略縦横、電光石火の立廻りに妙を得た人であつた上にも、亦辯舌の雄として世に認められたる人であるが、而かも、議會に於て演説する場合には、決して倉卒、出鱈目の辯を爲さず、先づ思を練り、演説の草稿を口語體に認め書齋に於て繰返し、繰返し口演を試み、速記者をして之を筆記せしめ、十分の準備練習の上にて壇に立つを常とす。余嘗て伯の演説を爲したる晩、伯を訪問したるに、伯はいきなり余に向ひ『おい、關、今日の僕の演説はどうじやつたかい、好かつたか』と問はれ、余は之に答へて『至極の上出来でした』と云ひければ、『そーか、好かつたか』と涎を流して喜ばる。其無邪氣なる様恰も小兒が人に譽められたる時と同じく、誠に稚氣満々たり。英雄、豪傑と雖も人情には變りのなきものなり。

序に陸奥伯は小供の時より涎を垂らす癖あり、堂々たる國務大臣として、條約改正に、各國の政治家を向ふに廻はし、折衝應答の時にも、又、日清媾和談判に李鴻章を惱ましたる時にも相變らずだらく涎を垂しつゝ議論せられたるものならん。伯は、常に葉卷煙草を吸はるゝが、其半ばは涎に濡れて、火の消ゆるを

常とす。偉人にも妙な癖があるものかな。

福地櫻痴先生の文章自慢

明治の文壇に於ては、何人も福地先生の文章を認めざるものはなかるべし。記事に、論説に、後には演劇脚本に、自在の筆を揮はれたるが、矢張り陸奥伯の辯に於けるが如く、福地君の文に於ける自慢振りは實に好一對なりと云ふも可なり。先生は毎日、日報社に午前十時頃には必ず出社せらるゝ、そこで余の出社するを待ち受けられ、余の顔を見るなり『どうだ、貴公、今朝の社説を読んだかどうじゃ』と必ず余の批評を求めらる。余は腹藏なく之を批評し、褒めらるれば相好を崩して喜ばるが、時には余が朝寝でもして、其朝の社説を見ざりし時には、返答に窮して、實はまだ一讀を怠つて居ましたと答ふるものなら、先生大いに御機嫌を損じ、其日は歸らるゝまで苦い顔の爲づめである。誠に天真爛漫子供の様である。褒められて御機嫌の好い時には種々と作文に關する講釋を爲て聞かせて呉れ益する所少なからざりし。先生は常に云はるゝには文章には記事文が一番六ヶしいもので、記事を読み眼のあたり實況を見るが如くなるにあらざれば、名文とは云へぬ。我社の記者中にて、記事文に巧みなるは岸田吟香翁じや。翁が嘗て明治天皇の聖駕に扈從して箱根を過

ぎたる時、生憎く大雨であり、山籠は桐油に包まれて外景は少しも見えざりければ、雨の音、風の音、瀧の落つる音、其他凡べての音を聞いて實況を細かに記述したる文章あり。是等は堂に入つたものじや、一讀すべきである。己も若い時に、父より屢々記事の課題を出され、丸行燈の記事を書けと言はれて困つたが、一文を草して見せたれば、これでは實物とは見えない、何んだか眞圓い物の中に、ぼんやり火がある様じやと笑はれたることあり。畫に於ても亦然りで、或る名畫伯が、人より蒔蕪を畫き呉れと頼まれたが、先生何度畫いても長方形の形ちは出來たが、煉瓦やら、豆腐やら、何やら分らず、苦心の末、盆の上に一丁の蒔蕪を載せたる圖を畫きて席上に擴げ置きしに、其妻君が所用ありてつか／＼畫室に入るや、之を見て、『あらいやだ、蒔蕪の畫が書いてある』と云ひしを先生は聞きて、思はず手を拍つて『出來た』と喜んだと云ふ話あり。文章も亦此呼吸で書かねばならぬと教へられしことあり。誠に名教訓である。

望月小太郎君の演説練習

明治時代の衆議院に於いて、辯舌の雄なるものは、尾崎行雄、高梨哲四郎、島田三郎、望月小太郎、井上角五郎氏等であつたが、就中、島田の長廣舌、高梨の美聲にして、流暢なる宛も珠の盤上を走るが如し。尾崎

の鋭利なる舌、井上の毒氣、各々其長所はありたるが、望月氏の美辭麗句と、ゼスチュアに至りては、稍々ハイカラな趣はありたるが、中々の雄辯なりき。氏は演説を爲すの前晩などは、宅にて夫人を聴き手とし、鏡の前に立ちて身振り手振り面白く、何回も何回も練習を積みたりと聞く、人に勝れたる技倆を發揮するに努めたりと謂ふべし。

望月小太郎、福井三郎演説にしんがり殿を争ふ

雄辯家望月小太郎先生の演説に就いて可笑しき話を思ひ出したれば、因みに爰に記す。時は進歩黨時代なりしか、又は憲政本黨時代なりしか、或る時、先生は同志と俱に關西地方に遊説せしことあり。其同行中に演説に於いては流義は違へども、獨得の無遠慮なる雄辯を振ふ福井三郎氏あり。凡そ登壇の順序としては、一番最後に登壇するものは謂ゆる眞打ち格にて、一行の先輩が常に殿を受け持つを例とす。望月先生は、人も認め、又自らも許す雄辯家なるが故に、常に殿者を以て自ら任じ、身振り、手振り巧みに其美辭、麗句に裝飾を加ふるを常習とす。福井氏は、又頗る無邪氣な男にて、又、頗るいたづら者なるが、常に望月の行動が癪に障り、望月が殿せんとすれば、福井も亦殿を争ふ、之が又望月に執つては頗る不満なり。或る時、如何

なる風の吹廻しか、福井は順おとなしく望月に向ひて、『今夕は、拙者は、前座を勤むるから、老兄は、拙者の演説が終るまで緩るゝ旅館にて御休息あれ、好い時分に御知らせ申すべし』と云ひければ、望月先生我が意を得たりとて大いに喜ばれ、『夫なら、老兄得意の辯を振ふて聴衆を唸らせ給へ、僕は此所に待つて居ませう』とて相別る。

さて、福井先生演壇に登るや、諸君と一聲、咳一咳して説き出す論旨と云ひ、順序と云ひ、美辭、麗句、音聲まで望月先生そつくりの演説にて、剩へ、身振ゼスチュア手振、思ひ入れの状態まで能くも似せたものにて、望月其人そつくりの演説なりければ、聴衆は頻りに拍手喝采を爲したり。夫れとは知らず望月先生、知らせに依り、悠悠壇に登り、諸君と呼び掛け、例の洗鍊されたる得意の雄辯を振はれたるが、聴衆は一向に感動して呉れず、先生惟へらく、今夜の聴衆は低級にして、乃公の大聲俚耳に入らざるものかと、尙ほ勇を鼓し、一段と聲張り上げ、例の身振、手振面白く卓を鼓き演ずれば、聴衆はどつと哄笑す。夫れも其筈、たつた今、同じ事を福井に聞き、同じゼスチュアも見せられたる直後なれば、聴衆はそんな話なら、今、福井先生に聴いた計りじや、望月先生とも云はるゝ大家が、福井さんの眞似を爲やはつとると思ふて笑ひ出したるにて、聴衆は、福井の演説が望月の眞似であることは知らず、望月先生が福井の聲色を遣つたものと思ひ違へて、之を笑ひ、望月先生は、又、福井がそんな悪わるいたづらをしたものとは神ならぬ身の知るよしなく、

無氣になつて、聴衆の無作法を憤り、そこそこに論旨を結びて、不満たらたら降壇す。宿に歸りて委細の譯を聞き、嗚呼、福井の奴に仕て遣られたかと、流星の先生もとうとう甲を脱ぎ、其れ以來は、互に殿を争はぬことと約し、果は握手、和睦、一座哄笑。

無能生活七十有七年

人生七十と云へば、古來稀なりと稱して、長壽の第二階(還暦を以て第一階とすれば)なるが、此れに尙ほ七歳の馬齡を加ふれば、俗に之を喜壽と云ふて、自らも祝ひ、人も亦祝ひ呉るる程の長壽第三階なり。故に、苟くも能有るものは、此長歲月の間に於ては、何事か爲し果せらるべき筈なり、個人として云へば、商賣なり、職業なり、藝術なり、教育なり、何れも成功の域に達し、生活の安定を得て、餘生を安樂に送ることを得らるべく、又役人としては夫れぐゝ其職務に貢献して、位階勳等の榮を擔ひ、恩給に依り生活は保證せらるべし。然るに余の如きは、此長歲月の間、果して何を爲し得たか、恥づかしながら、殆んど無しと自白せざるを得ず。個人としては赤貧洗ふが如く、漸く日日の活動に依り、辛うじて衣食するに過ぎず、將た亦國家に對して如何なる貢獻を爲したかと考ふるに、是亦殆んど何物もなし。然らば此長き歲月を何に費したかと

問はるれば、大部分は選挙と、遊説と、應援とに費したと答ふるより外なし。余が、衆議院議員の候補として競争を爲したることは第一期の選挙以来、十有一回、其内、落選したるは幸に一度に過ぎず、十回は當選したるが、從來の選挙運動は選挙當時の運動のみならず、云はば三百六十五日一日も間斷なく、運動を爲し續けたりと云ふも過言にあらず。其外にも、府會議員の選挙もやれば、市會議員の選挙も二度に及びたれば、其努力容易ならず。其他、所屬の黨を代表して地方に遊説し、憲政擁護運動、普選運動等の爲にも南船北馬、其趣旨の宣傳に力め、殊に大正十四年、革新俱樂部の分裂(犬養等政友會に投じたる時)後は残留者を率ゐて各地に遊説せること約二年、同行の法學士佐藤又造君の統計に據れば、此二年間に於ける演説會の數は、五百回を超え、聴衆の數も亦五十萬人を超ゆと云へり。其間、尙ほ同志候補者の應援として奔走すること數を知らず、爲めに健康を損じたること數回に及べり。今一二の記憶を呼び起せば、昭和四年の市會議員の選挙に、東京市内に九名の同志候補を應援せる爲め、毎夜三箇所づつの演説を爲し、本所より麻布、麻布より浅草と順次、ぼる圓タクに乗じて悪道路を駆け廻り、爲めに其第十六日目には肝臟を冒されて仆れた。其後ち衆議院議員の選挙に、奈良縣と、大阪市との候補に應援し、一日一夜に奈良縣下に二箇所、大阪に轉じて五箇所、是亦大分の疲勞を覺えたり。

其後ち昭和六年の市會の選挙に、大阪市内の三人、神戸市の一人を應援したるが、一と晩に、神戸市内に四箇所、續いて大阪に轉じて五箇所、正六時より十二時まで、自動車にて駆け通し、喋べり通し、飯も喰ふ暇もなく、只演壇上の水にて渴を醫し、喉を濕ほすのみに過ぎず、七十五歳の老軀にては堪へ難き業なり。其罰は靦面歸京早々腸胃を害し、一時食欲を失ひ、目方も三貫目餘を減少せり。之に懲りて以來は、大抵應援は謝絶の方針を執り居れども斷るに斷り切れぬ場合も生じ、是には實に今以て閉口し居れり。

此れ等の事を以て我一生の大半は犠牲としたるが爲め、目に立つ成功は一つも爲し得ざりし。そは余が生來無能なりし故に外ならず、余の無能なるに反して余が先輩として事を共にせし三人は、世にも稀れなる鋭き奇才人なりき。

其一人は、余が最初に師事せし福地櫻痴居士にして、其壯年時代より、日日新聞主宰時代に於ては、先づ當代に並びなき聰明の人なりき。次は第一期の選挙に、共に紀州より議員に打つて出でたる陸奥宗光君なり。君は刺刀大臣と稱せられたる程の才智勝れたる人にて、其行動も亦縦横自在、維新當時に於ても變幻出沒の術を振ひしか、余は能く知らざれども、明治初年より十年頃までは、政府の顯官たりしものが卒然として國事犯の張本人と爲り、山形の獄に投ぜられ、五年の禁錮を終へて出獄するや、忽ち駐米全權公使と爲り、歸へりては一躍農商務大臣と爲り、明治二十五年、松方内閣選挙干涉の時、品川内務大臣と争ひて野に下り、幾くもなくして外務大臣と爲り條約改正又は日清戰役の立役者として、李鴻章を馬關に屈服せしめ、

赫々たる功名の下に忽ちに伯爵となれるが如き、此短歲月の間、斯る顯著なる活躍を見せたるものは、古來殆んど稀れなりと謂ふべし。其行動恰も電光石火、右に居るかと思れば、忽ち左に在り、南に在るかと思れば、北に現はる、凡庸無能の輩誰れか能く之に追隨するものあらんや。唯追隨して功を共にせしものは故原敬君あるのみ。

又其次は憲政黨時代國民黨時代より、革新俱樂部時代約二十有八年相提携して其指導を受けたるは犬養毅君なり。此人の才能、此人の機略其人格は、當代人々の目のあたり知る所の人にして、余の贅言を待たず、或る人は余に忠告して貴様大概にして見切を附けたらどうだ。あー云ふ鋭敏なる人の下に何時までやつて居たとてうだつの上がる時は来まいと云はれたることも度々ありしが、此方より盟友に背きて去るは、義に於て快よからずと、我慢せる内、先生の方から先きにおさらばを極めて、さつさと政友會へ行つて仕舞はれ、遂に余等を取り残された形となれり。是亦余が無能なりし争はれぬ證據と謂ふべきなり。此鋭敏の人々と對照せられて余の無能が一と際目立ちて見えたるは此上なき損な組合せなりき。

序でに福地櫻痴先生は、如何に聰明なりしかと云ふ點に就いて、先生自ら余等に語りたる話あり。先生が若かりし時、自ら以爲らく、天下廣しと雖も聰明の點に於ては、恐らく自分に勝れたるものなからん。其證據には、各方面より書信到達すれば、其中には如何なる用向が書いてあるかと云ふことは、豫め之を察知

し、後ち開封せるに的中せざること殆んど稀なり。又來訪者ありて、刺を通ずれば、其人は何の用にて來たるか、其求むる所は何事なるか、是亦百發百中なり。甚しきは人の心を讀み得て、其言ふ所と思ふ所とを異にする場合をも感知して誤らず、誰れか自分と太刀打ちを爲し得べきものはなきかと、陰かに相手を探せしうち、或る人、先生に告げて云ふには、本郷切通なる^{からたち}積寺の和尚は當代の達識なり、往いて之と智惠較べを爲しては如何とあるに、居士大いに喜び、早速往いて彼の坊主を仕留め呉れんと、或る日、和尚を訪問し、來意を陳べて曰く、本日は卒爾ながら猊下を訪ねたるは他に非ず、猊下は當代の達識なりと聞く、拙者も亦多少の自信あり、是まで人に對し談判なり、議論なり、曾て一たびも後れを取りしことなし、尙ほ夫れのみならず、何人の心事をも洞察して誤れることなし云々と説き、約一時間の雄辯に和尚は之を默聽し居たれば心の裏に思ふよう、此坊主最早我説法には参りたりと見えたり、人の云ふ程の代物ではなかりさうだと揚々得色ありたり。和尚は福地に思ふ存分喋らして置いて、其高慢心の絶頂に達し、其氣の緩むを見透かし、百雷の一時に落ちるかと思ふ如き聲にて大喝一聲、『外道』と叫べり。櫻痴先生も不意を打たれて驚く、其體を見濟まし和尚は、嚴かに、『先刻より汝に言ひたい儘に云はして置いたが、如何にも我道に於て云ふ外道とは汝のことよ、今、試に問はん、汝に生命をも捧げて交はるの友人ありや』と、先生指を屈して多くの親友中、彼れか、是かと數ふれども、そんな誠を捧げて呉れる人は一人も居らず、概ね酒食遊戯の友人のみ。故

に『それはありません』と答ふ、和尚『それ見た事か、汝の様なものに對しては、坐興の上の交友は出来ようが、薄徳にして且つ危険なるものには誰れが誠を以て近づくものがあらうか、以ての外の不心得者である、人間に一番大事なものは徳である。智あるものは宜しく徳を以て之を包み、誠を以て人と交らば、智と云ふものは初めて役に立つものだ。智のむき出しは最も宜くないものである。又、人と接するには、ふうわりとして餘地がなくてはならぬものじや。將來、偉い人と成らうと思はば、餘地を存せよ』と、諄々として説き諭されたるに、流石の櫻痴先生も全く兜を脱ぎ、師の前に平身低頭して、其恩を謝し、爾來其教を服膺した、貴公等も能く心得置くべき事じやと云はれしが、小生は之を聞き、先生に向ひ、私は其餘地計りを澤山持ち合せて居るが、智と云ふものが乏し過ぎて困ると申したれば、先生はそれも亦困るなと、呵々大笑せられき。

是昔紅顏美少年

明治十九年、余が東京日日新聞の一記者として福地櫻痴居士の教を受けし時、屢時の内相山縣公、外相井上公の愛顧を得、其官邸には殆んど出入自在を許され、又兩公が政府の命を奉じて、紊れたる北海道施政の跡を調査の爲め其年の夏北海道に赴かれたる時も、余を隨行せしめ、歸りて同行者一同の慰勞會を外相官

邸に催せし時、兩公の發意にて、福地社長に對し關を歐米視察に派したらうだ、幸ひ三井高保、益田孝等が近日歐米に旅行するさうだから、同伴させたらうじやとの鶴の一聲に、福地も異議を云ふ譯にもならず、直ちに一決し、程なく旅装を整へ、歐米の旅路に上る。(是が余が在歐中呼び戻され、福地先生の跡を繼がせられたる因なりき。)其當時の洋行歸りと云へば、隨分幅の利いた上にも、一躍して日報社長(時年二十九歳)に推選せられ、殊に兩公の愛顧を蒙り、井上伯の如きは、時には夕方ステッキを握りながら、つかつか、日報社に參られ、どうじや用が濟んで戻るなら夕飯でも喰ひに行こう、かやう申されて隨行したることも度々ありき。

丁度、其頃なりしか、徳富蘇峰君も二十五六歳の洋行歸りの秀才にて、國民の友を發行し是亦井上伯の知遇を得て、屢、同邸に出入し居られたり。此狀況は當時の新聞社會の目に著きたるものと見え、改進黨の小説家に須藤南翠と云へるいたづら者あり、余と、徳富とを小説の種に遣ひ、兩人が互に井上伯の令嬢(固より假想)を張り合ひ、稍當の狀況を面白く改進黨の新聞の小説欄に連載し、後には一冊子として發賣す。當人等(蘇峰も、小生も)はとんと無風流漢なりしも、南翠翁の御蔭に依り、風流才子の如く傳へられ、大に斯界に名聲を揚げたるが、光陰は白駒の隙を過ぐるが如く、蘇峰翁は昨年が古稀の祝ひ、頭髮は純白となり、余は今年が喜の字の祝ひ年、頭はくりく坊主で、いや、はや見る影もない老翁と爲れり。昨年、蘇峰先生賀の祝

の後も、或る宴席に同席したる時、余は先生に向ひ、先生と、僕とは四十五年の昔には、須藤南翠の爲めに紅顔の美少年と歌はれしが、憐むべし、今は君は白頭、余は禿頭、人生夢の如しじやな」と話したれば、蘇峰翁は破顔一笑、左様、左様、御同前に、昔は紅顔の美少年であつたかも知れない。今は形容影枯槁、いや、はやと、共に俱に感慨無量なりき。嗚呼、此翁白頭眞可憐是昔紅顔美少年！

佐久間象山の建白書

象山先生が幕府に上りたる建白書と云へるものは、歴史上有名なるものにして、其本書は、幕府に納りたるものなるが、今は何處に如何なつて居るや、之を知るに由なきが、其肉筆の草稿が昔偶然にも余が手に入りしは奇縁と謂ふべく、而して其草稿が余の手に入りて後、二つの效用を爲したる因果めいたる話あり。

明治の十二三年頃、余は尙ほ大學の學生時代なりしが、卒業も二三年の内に迫りたるを以て、郷里の家をたゞみ、東京へ家族を移住せしめんが爲め、其夏期休暇を利用して歸省し、種々の家財や、書類を整理せる中に、余が長兄關甚之助が、維新前(慶應年間)、紀藩の周旋方として京師に在勤し、専ら他藩交際の任に膺りし當時、各藩の代表者又は有志の士より送られたる書翰を納め置きたる籠つぼより奉書の巻紙に、行草交りの

細字にて認めたる一と巻の書類を發見せり。其筆跡が餘りに見事なるに依り、ふと目に付き之を読み下ろすに、最初の行の下方に、『佐久間脩理』と署名し、第二行より『謹みて言上仕り候云々』とあり、夫れまでは余は迂濶にして佐久間脩理の何人かに氣附かざりしが、尙ほ讀み行くに隨ひ、左の文言あり。『抑も方今の急務は、彼を知り、我を知るに在りと存じ候。仍つて過般門人吉田寅次郎を申し勧め、歐米の事情を見聞致させ度存じ云々』とあり、讀みて爰に至りて余ははたと膝を打ち、寅次郎は松陰、脩理は象山なるに氣付き、是は容易ならぬ書面なりと感じ、更に讀み行けば、實に時勢に適應せる名論卓説にして、流石は象山先生の建白書なりと感心し、又其筆跡は顏眞卿の争座位帖の字體に酷示したり。成る程先生は顏魯公の書を學びたりとの傳説の通りにて、處々に添削の跡の存するも、亦争座位帖にあるが如し。是こそ天下に一ありて二となき珍品なり、併し、長兄が象山先生と其生前に交りありて申し受けたものなるか、先生遭難の後ち何人かの手より購ひ得たものなるか判明せず、夫れは兎もあれ、此貴重の品を發見したるを喜び、携へて東京に來り、友人の紹介にて象山先生の弟子たりしと云ふ某氏(姓名は忘れたり)に見て貰ひしに、紛ふ方なき直筆なり、餘りに珍らしき物なれば、先輩の中警視石井邦猷君に一覽させたいから二三日貸して呉れまいかと云はる。鑑定して貰つた義理もあり、嫌やとは云へず、御持ちなさいと之を貸し渡したり。其後一週間経るも、十日経るも返戻なければ、書面にて催促せしに、實は石井も感心して、松方大藏大臣に見せた所、松方は一體斯

う云ふものを誰が所持して居るのかと石井に聞きたれば、石井は夫れは今大學に居る關某と云ふ田舎書生が持つて居るのださうですと申したれば、松方は書生輩の持つべきものでない。若し金が欲しければ相當の價で買つてやらうし、役人にでもなりたいと云ふなら二十五圓位の月給で大藏省に雇つてやつても好いから、貴公から一應交渉さして見て呉れとて返へしてくれぬのだ。君、一つ相談を關とやら云ふ書生にして見て呉れ、随分悪くない相談じゃから、貧書生な彼に取りてはもつけの幸じやと云はれたが如何ですと余に相談せらる。余は固より一介の貧書生ではあるが、學窓内に育つ世間見ずの青年であるから、氣位は馬鹿に高く、候王將相寧ぞ種有らんやだ。殊に余の癪に障つたのは、松方とも云はるゝ人が、物を己の私有にせんが爲め、役人たる公器を代償物として之に代へんなどは以ての外の綱紀紊亂である、金も、役も欲しくはないから早速品物を返へさせて呉れとけんもほろゝな余の返答に、某氏は恐縮して、早速、此事を石井に傳へたれば、石井は又之を松方に傳へし爲め、止むを得ず松方は分らん奴じやと云つて其一卷を大きな状態に入れ、石井邦猷殿、松方正義と自筆に書して返戻し來れり。是も他日の好き證據物と、其状態の儘保存し置きたり。其れより八九年の後、余が東京市參事會(最初の參事會)に在職中、此品を黒田侯爵に御覽に入れんと帛紗包にして携へ行き、參事會なる余の卓上に置きたる所、隣席の同職安田善次郎(先代)氏は之を見て、其帛紗包みは何ですかと云へるに、之は象山先生の建白書の草稿なり。見ても宜いかと云ふに、御覽下さいと諾し

たれば、安田氏は之を開き見て頻りに感嘆せられ、篤と拜見したいから暫時借用は出來まいかと云ふに、余は足下なら安心じゃ御持ちなされと安田氏に渡せしも、其後ち幾日経るも一向に返へして呉れざれば、一度催促したるに其内持たせて御返ししますと返事あり。

其後、暫く立ちて明治二十三年に第一期の衆議院議員の總選舉が始まり(余三十一歳)郷里和歌山縣の有志より其候補に推薦せられ、電報にて直ぐ歸縣せよと申し來る。突然の事にて未だ運動費の準備も出來ず、差し當り歸縣する旅費も整へねばならぬ事となり、奈何せんと思ふ中、思ひ出したは象山先生の建白書なり、安田は彼れを欲しさうにて返へしても來ぬから、彼れに交渉したら、當座の運動資金の一部に間に合ふかも知れぬと心著き、氏が熱海滞在中なりと聞き、同地の宿所へ宛て『センキョクエクカネスグイル、センジツアツケタ、サクマノシヨ、ホシケレバ、ソウトウノダイカオクリクレ』との電報を打ちければ、折返へし返電あり、『デンミタ、カネ三〇〇ギンコウデウケトレ』と申し越した。天下一品とも云ふべき品物が、只の參百圓とは情ない、官職と代へても欲しいと松方が嚮きに値附けしものを僅の端金にて手離すは如何にも残念だとは思ひしが、郷里よりは早く來いと云ふて來る、外に工面すれば手間がかゝる、又時機を逸する恐れがあるから仕方がない、諦めると決心し、銀行にて其金を受け取り、急ぎ郷里に歸りて立候補の宣言を爲した。夫れより東京に立ち歸り、選舉費用を調達し、再び選舉區に歸りて競争を爲し、首尾好く第一期の代議

士に當選したり。

其後、余熟、惟へらく、此貴重品を急場の需用に安く買はれしは遺憾ではあるが、兎も角、此品の爲め選舉に一步を踏み出す階段となり、此榮冠を得たるは、象山先生の御蔭なり。其恩忘るべからず、責めては邸内に小祠宇でも建立して、先生の靈を祭らんと思ひつゝ、公私多忙に取り紛ぎれて、荏苒四箇年餘の歲月を經過せり。或る時、一友人來訪して、余に依頼して云ふには、『拙者が知人に佐久間象山の嗣子あり、先生の後を繼いだが不遇にして世に出でず、一男子を遺して今は世にあらず。其未亡人は下宿屋を營み、遺子を養育し、中等學校を卒へしめ、今は殆んど二十四五歳にもならん、君は世間も廣いから、何處か使つて呉れる所はあるまいか』と依頼せらる。余は之を聞く中にも豫て象山先生の靈を祭らんと思ひながら、延引して濟まぬ事と思ひ居りし折柄なれば、象山先生の孫が、廣き世間に人もあらうに、此關に身の振り方を頼みに來るとは、偶然と云はうか、因縁と云はうか、實に不可思議の縁なり。(依頼せる友人は建白書の事は知らぬ人なり) 仍つて余は其友人に確めて、『其青年は象山先生の眞の孫に相違なきや』と問へば『正銘正眞間違なし、其家は證據物も幾品か尙ほ存す』余『宜しい請合つた』實は此れ此れ爾か爾かの因縁あり、何か報いたいと思ふて居る所じや、肉縁の子孫を救ふは、之に増したる功德はあらじと思ひ、さて、何所へ周旋しようか、と考ふる内、ふと思ひ著いたのは當時の大藏大臣たる渡邊國武君である。君は又信州の出身なれば、之に頼

めばよも嫌とは云ふまい、夫れよ、夫れよと直ちに車を大藏省に飛ばして、渡邊君に、斯様の次第なれば雇でも宜いから使つて遣つて呉れないか、故人の靈も地下に君の恩を感じるであらうと懇請せり。十數日の後、大藏省より本人の所に召狀が來り、出頭したれば、『大藏省雇を命ず月給金貳拾五圓を下賜す』と云ふ辭令を貰ひ、爾來同人は本省に奉職せり。役所は大藏省、月給は貳拾五圓、嚮きに松方大藏大臣が余に傳言せしめしも、大藏省と貳拾五圓、如何にも不可思議の因縁なり。

さて、其逸品は今は何處に在る乎。故安田翁の生前に嘗て此昔話を爲し、定めし貴君の事であるから、今も尙ほ珍襲して御所持であらうが、彼云つたものは又とありません、大事にして下さいと云へば、翁は『全く御意の通りの名品だが、惜いことには今は私の手許にありません。其譯は、前年桂總理が拙邸へ見えられた時、彼の巻物を床に飾り置きしを御覽になりて、之は珍物じやと頻に賞美せられ、乃公に呉れよと強つて望まれ、嫌應なしに持ち歸へられた。其後、候爵は薨去になりたれば、今は如何なりしか判り難し、残念なことをして仕舞つた』と後悔せらる。今は翁も既に亡し、何とか博物館にでも納めるか何は兎もあれ再び世に出したきものなり。此れを徳富蘇峰翁に見せたなら其文章、趣旨の上より觀て幕末史上得難き材料ともならん歟。

巨人の奇癖

凡そ人には種々な癖あり、又物に好き嫌あり、巨人と雖も亦其例に漏れず。余が其人に接して親しく之を見るに、黒田伯（清隆）の酒に於ける（悪く酔はれし時はちと面倒なりし）、山縣公は平素の食膳には必ず紫蘇の實の佃煮あり、温き飯に振り掛けて食せらるゝを好まる。又井上伯の好物は數の子にて、其季節には三度の食膳に必ず供せられ、一と鉢位は難なく平げらる。陸奥伯は葉巻を嗜まれ、常に之を口にし涎の爲め其半分は濡れて火が點せず、煙草盆の上には、常に喫差しのシガーが河岸の棒杭の様に差さる。（伯は年少のときより涎を垂らすの癖あり、『十七八の涎繰り』とて、壯年者の痴呆漢を馬漢にする語なるが此涎繰りの伯の如きは勝ぐれたも勝ぐれた大智慧者。而して涎を垂らされしは人の異とする所なり。）

伊藤公も亦葉巻を好まる、嘗て余が東京日日新聞の社長たりし時、屢、伺候しては度度御厄介になりしのみか、憲法發布後其自著の憲法釋義一冊を自署して贈られたれば、其御禮に何がなと思ひつゝ葉巻が嗜好と氣附きたれば、横濱に出向き、洋館の煙草屋にて一本壹圓計の葉巻（專賣前故、今日の貳圓のものより遙かに上等のもの）を二箱（五十本）を贈呈せり。其後十日計りを経て、再び伺候せしに、公は御機嫌にて、『關、

貴公もシガーが好きらしいが、良い葉巻を一本分けてやらう、喫むで見よ』とて一本を割愛せらる。見れば先日余より贈呈したるものなるが、公は之を忘れられて、自慢せられて余に分かたれしものなりき。頭には唯國家あるのみ、誰から何を贈られしか、そんな小事は氣にも止めず、とんと忘却せらるゝも誠に無理ならぬことなり。余としては進呈せしものが、公の意に叶ひしを知り、大に満足でありし。

之に反して大隈伯の能く細事を記憶し、何時、何人から如何の意味の書面を寄越せしか、何時、何人から如何なる贈物を受けしかを記憶して、其人に會ふ時は、必ず其中越に對して返答を爲し、其贈物に對して挨拶を爲すを例とす。前年余が京都に行きし時、恰も秋の頃にて、松茸が市に現はれ初めれば、五百目計り少量の松茸を伯邸に送りたることあり、其後掛け違ひて半年も面會せざりしが、偶々伯は關西の遊説に赴かれし時、余も新橋驛に見送りしに、伯は周圍に群がる人々を押し分け、不自由の足を引き摺りながら、余の立てる前に來られ、『關君、先達つては松茸の初物を態々京都から贈られ、誠に結構であつた、有難う』と挨拶をせられぬ。既に其事を忘れて居たる余は却つて面喰ひしが、若し地方の淳朴なる有志なりせば、涙を溢して喜ぶなるべし。人心收攬の機微は成る程此所だなど感心せしことあり。伊藤公は官僚の巨頭、大隈伯は政黨の首領、意を用ふるの差又以て味ふべし。

鐵道國有論の一文登龍門となる

明治の二十二年頃と覺ゆ、余が日報社長たりし時、鐵道國有論の一文を社説として掲げたることあり、是が社會の一問題と爲り、他の新聞にても賛否の論文盛に書き立てらる。其時、帝大法科を卒業したる一介の青年學士に木内重四郎と云へるがあり。鐵道國有賛成論文を草して日日新聞に寄せらる、頗る長文にして、論旨も亦見るに足る。仍つて余は之を採用して特に社説欄に掲載すること約五六日に亙りたり。其時、本人木内は余を日報社に訪ひて云ふ、『先生、聞く所に依れば近日、貴族院書記官長金子堅太郎君が議院制度運用の實況取調べの爲め歐米に出張の命を受けられたりと、私も之に隨行して歐米を視察致したと希望致しますが、先生より金子さんと、伊藤さんとに御推薦を願ひたいのですが何とか御盡力願はれますまいか』と懇請せられたるに依り、後進を推舉するは先進者の任務だと思へば、『宜し、金子さんの御出發も近きにあれば、定めし御多忙であらうから、先づ書面で依頼して見て上げませう、返事の如何に依り御面會なされたが宜からう』と、余は直に一書を認め此事を依頼し、且つ其手紙の中に『同人の履歴は帝大法科本年の卒業、技倆は過日來東京日日新聞に連載の鐵道國有論の起草者である、若し御差繰りが願へるなら、雇とか、囑託とか、

何の資格でも宜しいから、閣下に隨行の儀を願はれまいか、何分の御配慮を仰ぐ』との旨を認め、之を郵送し、又、同様の意味の一書を裁して、伊藤公にも呈し置きたり。兩三日を経て、金子君より先日依頼状を見た、其木内と云ふ本人を越こして呉れ、逢つて見て上げやうと申し越されたるに依り、直ちに此旨を本人に通じ、金子君の所へ遣はしたり。好都合に、金子君は木内に會見し、見所ありしと見え、直ちに採用せられ、歐米視察に隨行せしめられたり。還りて後、金子書記官長の下に書記官に登用せらる。當時、恰も三菱岩崎家に於いては、其一令嬢の爲、三國一の婚殿を物色せし折柄、右に述べたる經歷が縁の端となりしか、白羽の矢は木内に立ち忽にして婚約成り、上野の精養軒に、朝野の紳士、貴夫人を多數招待して、披露の盛宴を張られたり。其新婦は、故加藤子爵夫人の令妹なりしかと覺ゆ、夫れより後、木内は益、羽振も好く、後には朝鮮政務總監と爲り、又、京都府知事となれり。今少し長らへ居られしならんには、加藤内閣成立せる時には、必ず重要な椅子を振り當てられしならんが、其好時期に遇はずして逝けるは遺憾なりき。

一篇の論文が青雲の梯と爲り、又、富豪の駟馬と成るの因と爲る、文章も亦貴き哉。今日は年々公私數多の大學より巢立つ所の秀才雲の如く、其内辛うじて職に就き得るもの二割若しくは三割に過ぎず、木内の如き好運者は今の世の中には蓋し稀なり。新出の學士諸君よ、世は變遷し、時代は推移す、決して木内の如き幸運を夢みる勿れ。不幸にして就職の口を得ざれば、刻苦經營、自ら歩む道を開拓せよ。世界は廣し、天は

自ら助くるものを助く。屈する勿れ、撓む勿れ、須らく奮勵努力せよ。職の卑しきは恥にはあらず、貧乏は苦しきものなるも、清貧に甘んぜよ、境遇は卑賤なりと雖も心にして正しく、行にして清ければ富豪貴人と伍して決して遜色あるなし。敵れたる温袍を衣て、狐貉を衣る者と立ちて恥ざる者は夫れ由也かと夫子も云はれたり。今の秀才學士諸君、希くは此意氣を以て世に立たれんことを望む。

雨宮敬次郎、大隈伯の長廣舌に舌を卷く

大隈伯の雄辯は天下誰知らぬものなき折紙附きのものなるが、當時、實業界に於いては豪膽と雄辯とは雨宮敬次郎は是亦一騎當千の士なり。其友人にて實業方面の關係深き守屋此助君と來ては、代議士であり、辯護士であり、辯舌家の本場たる岡山縣出身にて、又大隈伯の幕下として人に優れたる雄辯、冗辯、且つ駄辯をも兼ねたる士にて、如何なる集會にても、君が出席すれば、君獨りに辯じ附けらるゝを常とする有名の辯士なり。

或時、鐵道國有の問題起りて世論の發否囂々たりしが、雨宮は國有論者なれば一日、守屋氏に、大隈伯を説得したいが、君一つ伯に會見のことを取持ちて呉れぬかと相談す。蓋し、雨宮の意は大隈伯雄辯なりと雖

も、鐵道國有の利害は我が實業範圍のものなれば、よも、後れを取るまじ見事説き伏せて見ようとの自信あり。守屋氏は夫れはいと安きことなり、早速、伯に都合を伺ふべしとて、直ちに伯に參られ、雨宮が閣下に對して鐵道國有の利害を説かんと熱望して居ますが、御會ひ下されませうかと問へば、伯は雨宮と云ふ男は中々話せる男じやさうな、宜しい早速連れて來い、緩つくり話を聞いてやらうと云ふ返事に、守屋も喜び會見の日を約して雨宮に其旨を傳へたり。

約束の日になりたれば、雨宮は守屋氏同道朝九時頃に早稻田邸に赴きたり。伯の邸にては、今日は珍客が來て話をせねばならぬから、急用あるものの外は一切、來客を謝絶せよと執事に命じ置きて雨宮の來訪を待ち居らる。やがて、來りて互に寒暖の挨拶が終り、さて、雨宮は伯に向いて、本日參上致せしは聊か國有鐵道問題に就き、拙者の所懐を御聞きを願ひ、又、閣下の御高教をも請はんとて罷り出でたる次第でと云ひ終るか終らぬ間に、伯は其辭を引取りて、「左れば鐵道國有の問題の事よ、抑、我が國鐵道の起源は云々」説き出し、立て續けに二時間餘も獨り辯じ立てて一切客に喙を容れしめず、雨宮、守屋の兩人は唯ハ、ハ、成る程、左様、左様とのみにて此方より辭を容るゝ餘地を與へず、其中十二時になりたれば、執事は入り來りて御晝食の用意が出来ましたと報告したれば、伯は漸くに話を一時打ち切り、さ食事が出来たさうな、食堂で粗飯を參らさう、此方へ來れと立つて導かる。兩人は顔見合せながら、黙々と後に随つて食堂に入り、食事中は

鐵道論は云はれず、卓上に飾れる蘭は之は南洋の産で、彼方は亞弗利加じや、此肴は北海道より昨日到着したので君には御初穂を參らすのであると、四方山の話に、一時間計り費やし、終りて復た元の應接間に歸れば、今度は此方の番だと兩宮が發言せんとするを抑へて、『そこで先き程の話の續きじやが、佛蘭西ではしかじか、英國の鐵道はこれこれ、亞米利加に到りては云々』と説き來り説き去り、又復二時間餘を續けらる。流石の兩宮も、守屋も殆んど參つて仕舞ひ、伯を説き伏せ様とした豫ての勇氣を滅茶、滅茶に打ち毀はされたが、負けてはならぬと兩宮は勇を鼓して三十分計り述べ立つれば、伯は又之に應へて一時間も談ぜられ、再び食堂に晚餐を共にし、漸く兩人が伯邸を辭したるは夜の八時を過ぎ居たり。伯の邸にても、執事や、女中等は中の様子は解らねば、今日の御客はさても、長尻の御客じや、そつと筈を立てる、下駄の裏に灸をすゑると騒ぎ立つれど、一向に歸る様子もなきに、あぐね果てたるが、何ぞ知らん客の長居にあらずして、御主人公の長廣舌でありしとは。

其翌日、余は築地の兩宮事務所に到れば、兩宮は余に向ひ、『君の所の大將はえらいものじやない、己も餘り人には敗けぬ奴じやが、昨日一日計りはすつかり參つて仕舞つた。全く降參降參』とト息を吐きながら話されたるが、能く能くの場面であつたらうと、今でも思ひ出して可笑しくなるのである。

星亨、大隈伯の度量に敬服す

豪傑には又豪傑を服せしむるの度量と術策とのあるものと見ゆ。星亨と云へば當代の豪傑、何人にも敗けぬ氣質、又何人にも敬服せぬ男なりしが、一方は自由黨の大立物、一方は改進黨の總理、政争の上に於いては虎と獅子、殊に何かの問題にて、星は痛烈に大隈を攻撃最中の時なりしが、何か退引のつびきならぬ用ありて、大隈伯に直接面會して相談せねばならぬ事あり。伯を訪問せねばならぬ次第となりたるが、流石の星も、從來、餘りに烈しく伯を攻撃し來りしにより、聊か己が良心に責められ、面會しても多分好い顔はすまいし、相談の用件も政治上の事ではないが、快く乗つて呉れるか何うか頗る躊躇したるが、會はでは濟まぬ用向きなれば、え、儘よ、鐵面皮を被つて行けと決心し、豫め何日何時に訪問すべき旨を通じ置きて、早稻田の邸に向ふ。丁度、其時は伯邸の新築の出來し時にて、設備も既に整ひし折りなれば、伯は珍客星の來訪を待ち兼ね居たり。夫れとも知らぬ星は、邸に著して氣味惡る惡る刺を通じたれば、取次の者が出て迎ふかと思ひきや、伯自ら玄關に立ち出で、左も懐かしさうに、『や、星君か、好く來て呉れた、さあ、此方へ』と先きに立ちて案内し、應接間に通す前に、『星君、今丁度、僕の邸が新築落成した計りの處じや、挨拶は後にして、先づ

星亨、大隈伯の度量に敬服す

僕が設計した設備を見て呉れ給へ。僕が案内しよう、此所は臺所じやよ、日本人は座敷計りを綺麗にして、臺所や料理場は餘り構はぬものじやが、かんじん肝腎の食物を調理し、食器を洗滌するには一番清潔にせにやならぬと思ふて、大分臺所に念を入れたのじや。夫れ此の通り、又彼所に釣るせるは神戸より取り寄せた牛肉で、此方のは樺太産の甘鹽鮭じや、君は洋食が好きなら洋食、日本食が好ければ和食、何方でも宜いから今爰で注文し給へ、話をしている内には調理も出来やう、マー珍客じや、緩つくりし給へ、彼方の温室には各國の蘭や、熱帯産の草花も澤山咲いて居る。夫れも見て貰ひたい」と、一見舊知の如く下へも置かぬ優待振りに、流石の星先生度臆を抜かれ平生の敵對心も打ち忘れ、愉快に談笑し、食事を共にして心持好く歸り來れり。星先生後で、人に語りて曰ふには、世人は大隈伯を崇拜するが、成る程大分變つて居る。己が刺を通ずると伯自ら出迎へたまでは、普通人にもすることじやが、伯に取つては最も悪かるべき余を、行きなり案内して臺所を見せた。臺所は何人の家でも秘密にして、客には決して見せぬものだが、夫れを案内して見せたのは伯の腹中、何等の秘密なく、磊々落落々、全く敵に對して隔意なきを示したものじや。己も其度量の宏大なるには、つくづく感心したよと云はれたり。英雄と英雄、豪傑と豪傑との此會見、余は兩君を能く知る。此一と幕は殆んど余が眼の前に見る様に思はれて心地好し。

政治小説春鶯囀

明治大正に互りて、我國奎運の隆昌なる、歴代其比を見ず。然れども余が社會に初めて出でたる明治十五年の頃は、舊文明より新文明に移り代る過度の時代なりし爲、舊文學は廢れて新文學未だ起らず、漢文は片假名交りの文體と變りて世の便を達し、稗史小説の如きは、幕末學者の排斥する所となり、下町文學として賤められたれども、小説には京傳と云ひ、馬琴と云ひ、劇作には武田出雲、近松門左衛門の如き、戲作には京傳の如き、一九の如き、日本文學としては實に名文なるも、世人其妙を味ふを知らず、舊幕時代には學者多しと雖も其文は韓、柳、歐、蘇の壘を摩するもの出でず、之に反して脚本小説に至りては、ゲーテ、セクスピヤにも劣らぬものあり、リットン、サツカレーにも比肩すべきもの亦些なからず、宜しく之を獎勵して、益其向上發達を計らねばならぬとは余が學生時代よりの理想なりき。仍つて小説又は劇作を賤まぬ氣風を養成し、以て後の文豪作家を誘ひ出す、呼出奴とならんには、先づ西洋にては如何なる偉い人が之を書き、如何に之を尊重するかと云ふ實例を示すが、一番の早道なり。仍つて彼か、是かと物色する中、ふと見當りしは會て英國首相として有名な伯林條約を結び、一世に英名を轟かしたる、ビーコンスフキールト伯ジスレ

リーの作に、コニングスビーと題する政治小説あり、作も好し、作者も好し、成程西洋にはこんな偉い人が小説を書くからには、小説と云ふものは、文學上非常に尊いものなるべしと、世人は思ふならん。斯くて小説が尊重せらるることとならば、我が國の學者、文人も亦競つて書くもの輩出せん、先づ請ふ隗より始めよと思ひ立ち、余は之を翻譯して出版す。名付けて春鶯囀と云ふ。其筋書は、最も頑固一徹の保守黨貴族の嗣子が、貧乏人の娘に戀して、父の勘當を受けたる夫婦の間に生れし一子コニングスビーが、長じて祖父の政敵たる平民富豪の一女エデイス嬢に慕はれ、結婚の許しを請ひしに、一方には祖父モンマウス侯は、平民の娘、而も政敵たるバンクビルドの娘との結婚は相成らぬと云ひ張り、又娘の父は保守黨の頑迷なる貴族の子には我が愛嬢は遣れぬと突つ張り、種々様々の經緯あり、終にコニングスビーは民主黨の代議士候補となつて打つて出て、無上の人氣を博して、最高點で當選す。是には流石の頑迷なる祖父侯も我を折り、娘エデイスの父も嬉しさの餘り其結婚を許すと云ふ、戀と名譽の二つ玉、いと面白き政治小説なり。(余は之を譯する中にも代議政體が我が國に建設せられたる曉には、エデイス嬢は欲しくないが、是非に一度は花々しく代議士となること此コニングスビーの如くならんと、余が議員生活を欲するの萌芽は、此時に發し終に余が一生を議員生活に委ぬるに至りぬ。)

此稿は塚原澁柿園翁の校閲を經、挿し繪は其妹塚原女史の筆に成る。今から見れば、文と云ひ、印刷と云ひ、頗る幼稚の拙作なりしが、斯かる類のものは珍らしきに依り、大分世人に讀まれたり。是と前後して現はれたる小説には、矢野文雄先生の經國美譚あり、織田純一郎氏(此人は三條公の諸太夫の家に生れ、長じて公の嗣子に伴ふて永く英國に學びし人にて、學才、文才、世才兼備の人)のリットン作マルツラバース、エンド、アリスと云ふ人情小説、題して花柳春話と云ふが發行せられ、續いて坪内逍遙先生の書生氣質、末松謙澄君の谷間の姫百合、柴東海散史の佳人の奇遇、末廣鐵腸君の雪中梅等續出せるが、何れも時の學者又は政客の名ある人々に依りて作られ、又は譯せられたるものなりしかば、世人も稍小説の眞價を認むるに至りたれば、青年學生にして一世の文士たらんと志すもの續出し、山田美妙齋の口語體の小説、夫れより尾崎紅葉先生を始めとし、金色夜叉だの、杜鵑だの傑作、名著出づるは出づるは恰も雨後の筍の如く、福地櫻痴居士は日報社長を余に譲りて後は、歌舞伎座に立て籠りて、『春日の局』をものして舞臺の上に大喝采を博し、又坪内逍遙先生は我劣らじと『桐一葉』を書き上げて觀衆を唸らせ、引き續いて榎本破笠、岡本綺堂は斯界に覇を争ひ、明治二十年前後より、大正昭和に互りて大小文豪數ふる能はず、其名も覺え切れず、其作も讀み切れず、其中には既に一代の成功を終へ、何々全集を遺して此世を去りし人々も多し。余は眼の當り此の急激の進歩向上を見て、其初を追懷すれば、感慨無量にして、余當時の理想も斯程までにと思ひもよらず、實に昭代の爲賀すべきの至りなるが、余が昔の拙譯を見ては、よくも斯んな幼稚

なものを世に公けにしたかと思へば、汗顔の至りに堪へず。幸に其書は今は絶版となりて、書店に捜すも見當らぬ故、先づ以て安心なり。

因みに、余の著書としては多からざるが、明治十六年學校を出でて、山城町の公道會と云へる會場に於いて、毎週一回づゝ學術講演會を開き、福地先生の幕末史、田尻稻次郎先生の經濟學、余はオースチンの法理學の講義を爲したり。福地先生は實地目撃し又は參畫したる歴史的事實を雄辯に講演せると、田尻先生が諧謔たつぷり、比喻輕妙に講演せるとには常に聽衆を酔はしむるも、余の受持は法理學なる故、如何にも論理的にて、物其物が乾燥無味なると夫れに加ふるに辯舌未熟と來て居るから、三人の内、一番損な役割を演じたるが、其講演を筆記したものが『オースチン法理學』と題して出版せられ、其當時廣く法學生に讀まれ、又明治十七年頃より早稻田専門學校に於いて是に依つて講義を爲したり、今でも時々學者政治家の或る人達より昔貴公のオースチンの講義を聞いたことが有つたぞと云はるゝこと往々にしてあり、其度毎に余は冷汗をかき、餘りに古い事で、法理も何も皆忘れて仕舞ひしと返答するのみ。

學術に國境なく又黨派なし

明治十五年早稻田に専門學校が設立せらる。其創立の恩人は大隈重信伯にして、敍爵恩賜金を投じて設立せられたるものと聞く。之に賛畫したる人々には、新たに帝大を出られたる高田早苗、坪内雄藏、市島謙吉、山田喜之助、岡山兼吉等の諸君にして、教ふる所の科目は、政治、經濟、法學及び文學にして、高田、市島の兩君は政治、經濟を擔任し、坪内君は文學、山田、岡山、砂川の三君は法律の科目を擔任して大いに潮を慶應義塾と争はんとし、入學者も日に増加し、勢力益々隆盛ならんとす。然るに好事魔多し、二年ならずして法學部擔當教授は何か事情ありて連袂辭任せられ爲に、法學部の門は將に鎖せんとするの災厄に遭遇せり。今日ならば、學界幾多の博士、學士星の如く、何人に後任を囑するも易々たれども、其當時に於いては、學者頗る拂底にして、其上何れも官學に教鞭を執るか、又は官廳に職を奉ずるか又は其囑託となりて、政府の息の掛からぬ者は殆んど無し。殊に、當時、政府當局の諸公は大隈伯を視ること恰も一敵國の如く、専門學校を視ること恰も西郷南洲の私學の如く、黨與の養成所の如きものと爲し、苟も政府に因縁ある學者は、何人と雖も來て早稻田を助くることを爲さず、政府監視の眼も亦頗る嚴重なり。

百計盡きたる高田早苗先生は、伯と相談の上、一日余の許を訪ひて、法學部の一二科目を擔當して呉れまいかと懇請せらる。余は先生とは、東京英語學校時代よりの同窓であり、又頗る親密の間柄なりしが、卒業後は先生等は大隈門下に集り、余は日日新聞記者となりたる關係上、政治上に於いては全く立場を異にせり。

當時日日新聞社長は福地源一郎にして、帝政黨の領袖として、大隈伯の改進黨とは正反對の立場にあり、余も其下に従事し居たれば、自ら高田先生とも反對の立場に在り。斯かる立場なるに拘はらず、高田先生が余に對する此委囑は能く能く窮したる上、已むを得ず交渉せられたるものにして、其周圍の狀況を察すれば、頗る同情すべきものあり。凡そ學問藝術には國境なし。況んや黨派の別無きに於いてをや。反對黨なればとて、政府が學校にまで壓迫を加ふるは陋なり、『宜し』先生の高需に應じ、一臂の力を致さん、萬一福地が彼是云ふたとて、又其時には何とか切り抜けん。御安心あれと返答したれば、先生も大いに悦ばる。夫れより余は三宅雄次郎君の令兄三宅常倫先生と俱に法學部を擔當し、余は法理學と、英國訴訟法との講義を受持ちたり。併し、其任期は適當なる後繼者を得る迄との約束なりし。

其頃の學生にして同校を出たる人才は頗る多く野間五造君、渡邊亨君、小川寅六君(辯護士として成功し、後代議士となり、今は故人となる)等なりし。

即ち今日は其「五十年の後」にして右の話は約五十年、半世紀昔のことなり。今や我が國に於ける私立大學の兩大關とし、南に慶應大學あり、北に早稻田大學あり、有力なる且つ有名なる學者、政治家、實業家、技術家、文士等多數輩出して我が國の文化に貢獻する所の功績は實に偉大なるものあり。嘗て伯が未だ總理大臣に成られぬ前の事なりしが、一日、伯と四方山の話爲せし時、余は伯に對して、『閣下の政治上に於け

る功績は世の齊しく認むる所なれども、小生の私かに見る所に據れば、閣下の教育上に於ける功績は頗る偉大にして、永久無限ならん』と申したれば、伯は苦笑せられたるが、伯は尙ほ政治上に大志あり、余が批評を以て満足せられざりし様子に見受けられたるが、余は今に於いても左様に思ひ居れり。

又、其頃の早稻田は全くの郊外にして風景頗る好く、伯の邸宅は郊外の別荘の如く、周圍には稻田あり、又は茗荷畠あり、余が學校へ通ふ近路は、此茗荷畠や、田の畦を通り抜けたるものなりしが、今は人家櫛比、市内の眞ん中となり、全く舊觀を存せず、又其頃は圓タクもなく、電車もなければ、人力車にて通ふ外なかりしが、明治の十九年、余が井上外相、山縣内相の北海道巡視に隨行して廻りしが、北海道にての交通機關は専ら乗馬なりしかば、余は馬術を心得ざりし爲、大いに困難せるが、北海道一週の騎馬旅行の爲、稍馬とは近附きになれる心地せり。歸りて後、外相は余に向つて、貴公はちと馬に騎れる様になつたであらうか、余が内に娘が乗り附けの支那馬が一頭居る、夫れに今度北海道より一頭の駿馬が參つて、厩が狭くなつたから、貴公に支那馬を進ぜようと思ふがどうじやと申さる。貰ふ物なら夏も小袖と云ふ諺はあるが、貰ふものにもよりけりて、余は尙ほ借家住居にて貰ふた馬を飼ふ所なし。困つたとは思へども、折角の厚意は無下に辭し難く、又其頃、早稻田に通ふ折なれば、馬上悠々、春風に鞭を揚げて行くも亦愉快ならん。幸ひ近所に借馬屋あれば、此れに下宿せしめんと考へ、有難く頂戴に及び、夫れより一週三回此白馬に跨りて意氣

揚々として例の茗荷島を通ひたり。さて、往く時は都合好かりしが、還る時になると、白馬先生は余の宅には送りて呉れず、さつさと自分の下宿せる借馬屋の厩舎に歸り行く、夫れではならじと、鞍上にて手綱を引き締め、余が住宅の方へ引き戻さんとすれどもいつかな動かず、主人に御構ひなく、自分の下宿に歸らんとす。其厩の入口の木戸の框が低きゆゑ乗りたる儘入れば危険なれば、其框に両手を掛け自分はぶら下がり、馬を放せば、馬はすたすた己の厩に歸り行く、其光景の無狀なりしは、我ながら可笑しかりき。

競馬と馬券禁止

現今、我が國に於ける競馬は、十一公認競馬の外、各府縣に一二箇所づゝの草競馬と稱する簡易の競馬を舉行しつゝありて、殆んど年中間斷なく、其盛況は現代流行の野球にも劣らざる狀況なるが、往事を追懐すれば實に波瀾の歴史を有せり、後日の参考までに其経緯の一端を記さん。

明治三十七八年、日露戦役に於いて皇軍滿洲の野に馳驅せし時に當りて、軍部の一番困りたるものは軍馬の不足と、不良となり。騎兵の用は固よりのこと、砲車及び軍需品、糧食、彈藥、被服等あらゆる物資の輸送は馬匹の力に待たねばならぬが、我が國産馬は滿洲シベリヤの氣候風土に適せざるは勿論、其素質に於いても

亦不十分なりしは非常の不利にして、軍事當局は痛切に感じ、どうしても我が國の馬匹改良は急務中の急務なりとし、之が改良を謀るには、競馬を奨励するに如かず。之を奨励して、社會一般に馬事思想を有たしむれば、自ら馬匹の價格も騰貴し、産馬事業を發達せしむるに至るべく、随つて素質も改良せられ、頭數も増加せられ、他日中原に事有る時は、十分の効果を擧ぐるに至るべしとありて、政府は特に馬政局を設置し、嘗て大藏大臣たりし曾禰荒助君を馬政局長官に任じ、大いに産馬の改良と、増殖とに努力せしむることとなれり。或る日、曾禰長官は余を其官邸に招かれ、馬政局設置の趣旨を話され、且つ『我が國に大競馬を設立して、目的達成の一助とする積りである。就いては其奨励の爲、特に馬券の發賣をも許可せんと思ふ。併し、西洋各國にては、大いに競馬が流行し、紳士の娛樂として上品にして規則正しく行はれ、且つ舉行者側に於いて其事に當るの士は、何れも上流の有力者にして、昔我が國に行はれたる馬喰者流の如きに任すべきものにあらず、就いては貴公等の如き社會の先頭に立ちて、之を指導する地位に在るものは、率先してやらねばならぬから、一つ奮發して國家の爲と思ひ、健全なる競馬會を設立して貰へまいか』と勸誘せらる。成程曾禰君の申さるる通り、馬匹改良の必要なることは余も夙に之を感じ居り、且つ余が歐洲遊歴中にも、英國のダービー競馬をも一見して、其秩序ある方法と、盛況とは既に承知し居ることなれば、我が國にても英佛の競馬に則りて之を奨励せば、必ず効果あらん。宜し、一つ遣つて見ませうと、之を承諾せり。其頃、我が國にては横

濱の根岸に、外國人經營の競馬ありて、馬券も發賣し、「がら」をも賣り居り、又池上には、安田伊左衛門氏が加納久宜子爵を會長として、社團法人を以て組織し、既に實行に着手しつゝあり。余は亦馬匹改良の業に熱心なる園田實徳氏と共に東京馬匹改良會社を創立し、地を目黒に卜して、着々工事を進行せしめ、明治四十二年十月頃初て目黒競馬場に大規模の競馬を舉行したり。初日より非常の景氣にて、馬券の賣上げ高も相當にあり、四日間の成績に於いて、拾萬圓の臨時借入れ金を償却して、二割五分の配當を爲したる程の好結果を得たり。(資本金は百萬圓四分の一拂込貳拾五萬圓及び借入金拾萬圓にて設備せしもの。)此景況に刺激せられ、引續いて大阪、兵庫の間鳴尾に、神奈川縣川崎に、東京府下板橋に、次いで京都、小倉、新潟等に相繼いで興り、全國にて十一箇所に及べり。隨つて競馬ファンの凄じき増加と、熱狂の度とは現今の野球の夫れ如く、其上にも馬券と云ふ景物も伴ふこと故、謂ゆる猫も、杓子も押掛くると云ふ状態となり、隨つて社會の射倖心を唆る弊害も伴ふに至れる程にて、司法部内及び貴族院方面にては八釜しき議論が芽を出し來り、馬匹の改良は好い事ではあるが、競馬の狀況今日の如く熱狂的となりては、社會の風紀を害するもの頗る甚しからん、宜しく馬券の發賣を禁止すべし。之が爲、例ひ關係者には迷惑を及ぼすことあらんも、馬が貴きか、人が貴きかと云へる如き論者も出で來るに至る。

其後、京都の島原に設備せられたる京都競馬會に於いて、審判の錯誤(二着を誤つて一着とし、爲に大紛擾を來たし、馬券配當金の二重拂を爲したる結果)の爲め大なる損害を被りたると、又最初よりの經營宜しからざる爲め、負債を生じ、當局者は辭任したるが爲め、株主の重立ちたる人々より其整理恢復を余に依頼せられたれば、余は園田目黒會長と謀りて、之を引き受け、一舉にして頽勢を挽回せしめんと、大々的に番組を作成し、全國の名馬を悉く網羅して出場せしめんと計畫し、競馬ファンの人氣を沸騰せしめ、開催期日も迫りたれば其準備の爲、余は先發して夜汽車にて京都に向ひたり、翌朝、京都驛に着してプラットフォームに降立ちし時、號外、號外と呼ぶ賣聲に、余は一枚購うて之を見れば、こは如何、馬券禁止の發令なりき！嗚呼萬事休す、凡ての計畫は此の一令の爲に畫餅と爲り、如何ともせん術なし、ために京都競馬の窮境は益甚しく、もはや恢復の途なきに至れるのみならず、全國の競馬會社は殆んど全滅の状態と爲り、無數の投資者は馬主と云はず、株主と云はず、殆んど奈落の底に墜落せる状態に陥れり。畢竟、競馬の盛況、其今日あらしめたるものは、全く政府の勸誘と獎勵とに出て、馬券發行も政府より公然許可したるなり。其れに拘らず一朝にして無警告に之を禁止せるは餘りに亂暴なる所置なりしかば、關係者の激昂も甚しく、終に議會の問題と爲りて、一時は騷擾を極めたり。衆議院に於ても、最初は馬券の禁止の當否に關して餘りに注意を拂はず、即ち競馬關係者が自業自得の結果なるが如くに考へ、政府の處置は不當にあらざるもの如く見過ごし居たるが、余は或る當局の人より、馬政局設置以來、競馬の獎勵、馬券の許可に至るまでの總ての往

復公文書を手に入れたるに依り、其一伍一什を請願委員總會に於て證據書類を突き付け政府の處置前後矛盾なる不當極れる旨を暴露したるに依り、全委員は始めて其由來經過を知り、「さう云ふ次第であつたか、それは氣の毒の次第である」と云ふの觀念を生じ、政府委員も亦其答辯に窮したり。夫れでは何んとか始末を爲さざれば競馬は絶滅、馬匹の改良は其目的を失ひ、無數の關係者に全損害を被らしむるに至るべく、當局としても、其責を分たねばなるまいとは院内に於ける空氣にして、其結果政府より年々各競馬會に對して勝馬賞金の補助を下附すること及び出資者に對しては、其資金の二十箇年賦無利息償還を爲すべきこととして漸く競馬の命脈だけを繋ぎ、他日、馬券復活の時機を待つこととなしたり。其此所に至るまでには、余は随分奮闘し、時の陸相寺内伯とは喧嘩までして、危く伯の鐵拳を頂戴せんとしたることさへありき。

夫れより十年の後、漸く一人一枚づゝの馬券を許可せらるゝこととなり、忽ちにして復興し、今日の盛況を見るに至る。而して今日に於ては、政府は馬券の御陰を蒙り、各會の利益金より年々百萬圓を國庫に納めしめて、其百萬圓を以て救護費を支辨し得るに至る。

嗚呼何たる政府の矛盾なるか、若し馬券突如禁止の如き暴舉を爲さずして、監督宜しきを得て、當初の政策を一貫し來らんには、馬匹改良の目的を完全に達するを得たるはもとより、國庫の収入も爲に増加し、僅かに年百萬圓の救護費を辛うじて捻出する如きに止まらず、赤字公債位は埋合せも附くべく、或は又、失業

救濟費位は優に捻出すべく、一舉兩得なりしに、當局者の處置其の當を失したる爲、兩ながら其目的を達し得ざるに至れるは、遺憾の至りなりと云ふべきなり。

因みに、何故競馬ファンが熱狂する所以を御話すれば、馬券を買つて楽しむ者の側よりすれば、多數の出馬中より其速力の優劣、ハンデキャップ(斤量)の多少、騎手の能否、晴雨の關係、距離の長短、駢列の順位等あらゆる點を研究し、此馬ならば必ず勝つべしと思ふ馬の馬券番號を買ふが故に、其選定して買ひたる馬が、一着を占むる時は、多少の配當を得るが故に、満足を感じず外、自分の理想が的中したるの愉快は、其人に取りて無上の満足なり。又、必勝すべき評判のある馬にても、時として誤つて後れを取りて、勝を餘り取らざる多く馬券の賣れざる馬に制せらるることあり、此場合は、全部の賣高を少數の馬券所持者に配當するが故に、意外に多額の配當を得て、豫想外の利益を得ることあり、一度、此味を占めたるものは、もはや止められぬ興味を有つものなり、斯かる場合を穴が出たと云ひ、之を買ふものを穴を覗ふと云ふ。併し、穴を覗ふ者には偶然に當ることあれども十中の八九は常に失敗し、必勝馬に關する馬券を買ふものは、配當は少くも十中の八九は當るもの故、多數の枚數を買ふものは相當の利益を得るものなり。丁度余が關係せる時代には、横濱の平沼八太郎と云ふ馬主は、常に優秀なる馬の持主にして、必勝を期して五百枚、千枚と其馬に

對する馬券を買ひて利益を得居たるが、其の云ふ所を聞けば、偶には外れることもあるも、平均すれば其投資は高利よりも尙ほ有利に廻るものなりと云ひ居れり。之に反して、曾て余が有せし外國産馬にてシドニヤと云へる馬が、或る日の登場には、一般の観客は之を必勝と見て、熾んに其番號の馬券が賣れ居りしに、スタートを切りし刹那、後ろ向きになりしたため、終に二着となり、僅かに七枚より賣れて居らざる弱劣の馬が一着となり一枚拾圓の馬券に對し壹千參百圓の配當が附きて大騒ぎなりしこともありたり。又曾て新潟の競馬に、中島某と云へる馬主が、自ら其馬の騎手となり、専門騎手と競争せしとき、何人も騎手は素人であり、其馬も優秀ならざれば、此れに張るものは最も少なりしが、中島の周旋にて、場内に菓物店を出して居た小商人は、恩人が出る競馬なればとて之を買はねば義理が濟まぬと、棄てる積りにて二枚(貳拾圓)を買ひたるに、偶然にも中島が一着となり、一枚八百圓の配當が付き、一舉にして千六百圓を得たれば、其驚喜の狀殆んど狂せん計りにて、爾來其者は馬券狂と爲り、終には元も子もなくして仕舞へりと云ふ悲喜劇は常にあるなり。

又、馬主の側より之を云へば、自分の持ち馬が一着を占めた時の愉快さ加減は、凡そ何物の愉快も之に踰ゆるものはない。競争中己の持ち馬が一二を争うて駆くる場合の如きは、はらくとして心臓の鼓動を禁ぜず、心臓弱きものは卒倒する場合もありと云ふ程なり。

曾て英國ダービー大競馬に、皇帝ジョウジの御料馬が出場して一着を占めし時、皇帝自ら降り立たせられ愛馬の口を御手づから執らせ給ひて、斤量場に引き來られしことあり、満場萬歳を唱へて、之を祝し奉れりと云ふ。萬乗の尊きをも忘れさせ、馬の口を御手づから執らせ給へる其愉快さ加減は、想像するに難からざるなり。

實業に手を出して失敗したる懺悔話

世の諺に餅は餅屋、酒は酒屋と云ふは誠に卑近な諺なれども、動かすべからざる眞理は其中に含蓄せらる。自分の専門以外の職業、又は商賣には決して手を出すものでないと云ふ事は、余自ら之を體驗せり。余の本業は辯護士にして、四十餘年間其職に従事し居るが、成功は爲さざれども、一度も失敗せしことなし、政治界に立ちて約五十年、是亦成功は爲さざるが、今日まで大過なきを得たり。是れ兩ながら自己の職業と専門なるが故なり。

然るに止せば能い事に、余は鑛山業に手を染めて二度び失敗し、石油會社を創立せんとし是亦二度び失敗す。余は此失敗を赤裸々に自白して、後進者が斯る覆轍を踏まざらんことを警告せんとす。

勿論、此岐路に踏み迷ひたるには、何れも多少の理想は抱き居りて、知人にも語れば、公けにも論じたることありたれば、其理想に附け込まれて、浮か／＼と人の勧めに乗りたるが、そも過ちの初めなり。其理想とは如何。

一は、海軍の用に供すべき重油の自給自足にして、其供給は、米國又は露國に仰がざるべからず、一朝事有るの時は、之を補給するの途なし。故に内地又は臺灣に石油事業を盛に起し、萬一に備へざるべからずと云ふことは是なり。

二は、世界戦争發生後、獨逸染料の供給全く杜絶せるにより、其原料の内地に於て發見せらるゝものは、之が採掘を爲さざるべからず。夫にはクローム鐵礦石の如きは、最も必要にして、以て重クローム酸加里を製造すべく、又は之を鐵と混和してクローム鐵（フェロクローム）を製鍊し得らるれば、軍艦の建造、銃砲の鑄造には缺くべからざる用品なることは是なり。

三は、モリブデン（輝水鉛）も亦軍用に缺くべからざる礦物なるが故に、之を發見して、採掘を爲さざるべからざることは是なり。

理想は然ることなれども夫には各々其専門業者もある事なれば、仕事は其方面の人々に任せ置けば、何も自ら實行して苦しむにも當らぬ譯であるが、そこは凡夫の淺慮さ、つい勸むる人の甘言に載せられて、飛驒の

山奥なる白川村と云ふ極めて僻地に、輝水鉛の採掘を始めたが、抑も第一の失敗なりき。尤も、余が關係せし鑛區の隣接地に於ては、數年前より相當の量を掘出せし實歴史も存することなれば、まさか全く根據なきことには非ざるべしと思ひ、此話を友人の代議士安田伊左衛門氏に話せしに、實地を見た上、見込みありさうならば、試にやつて見ようではないかと直ちに賛成を得たれば、忽ちに話が極り、勸誘者甲某と技師乙某と、安田と余と四人にて實地探檢に出掛けた。富山縣の城端にて汽車に別れ、六より上下六里の峠を徒歩にて越え、飛驒の國境に入る。其麓より白川村までは溪流に沿うて約十五六里、二日間の旅程なるが、交通の便としては更になし。車もなければ駕籠も、馬もなし。幸に空ら荷の樵夫に邂逅したる場合は、之に頼みて其背に後ろ向きに背負うて貰ふより外便なし。人の背に後ろ向きに負はるゝは餘り恰好のよきものにあらずれども仕方なし。又日暮れて一夜の宿を求めんにも、宿屋と云ふものはなし、止むを得ず狭き説教所の番僧に請うて第一夜は泊めて貰ひぬ。翌日の午後四時頃に白川村に著き、小寺院に宿を定む。案内者甲の云ふは、目的地は此所より六七丁、山の中腹に在り、日もまだ高し。一と奮發ありて實地檢分しては如何と云ふに、何れも異議なく、一と休みして、直ちに鋤と鶴嘴を携へて其山に登る。甲曰く、鑛物は粘土層の中より發見し得らるゝに付、其邊を掘り穿ちて試みられよと云ふに、安田も、余も、面白がりて、先陣の功名を争ひ、一生懸命に二三尺掘り進みたれば、余が鋤先にかちりと手應へあり、探り見れば違ふ方なき銀色の破片

を拾ひ上げたり。一同之を見て萬歳を唱ふ。其中安田氏も亦有つた有つたと握み出して有頂天となる。凡そ二時間餘りに五六塊の純鑛石を掘り得たれば一同大歡びにて下山し、其夜は宿坊にて濁酒を買はしめ、鑛詰物手料理に一同前祝ひの杯を擧げて悦び合へり。

其翌日は、附近の舊鑛を検分せるに、此一二年間に五十噸計りを採收し、現今は休山なりと云ふ、勿論、モリブデンは貴重鑛石なれば、一噸は千五百圓に價すると云へば、既に七萬五千圓は掘り出したるものと云へり。此實況に勢を得たる我々は、今は猶豫すべきに非ず、早速採掘に著手すべしと一決し、多少の資金を出し合ひ、技師を其儘現地に滞在せしめ、作業に著手せしめたり。技師の云ふには、掘下げは作業困難にして、且つ費用を要すること多し、數十間下の方より掘り上げ、鑛脈に當つれば業容易にして得る所多かるべしと云ふに、素人の我々なれば、其云ふ所に任せ、然るべく努力して呉れと依囑し置きて、翌々日歸路に就きたり。

其後、半年も採掘せしめたるが、曙光を見るは近きにあらんとの報告のみにて、未だ鑛脈を掘り當てたりとは云ひ來らず、月々の費用や臨時費の請求は缺かすことなし。仙臺萩の文句ではないが、一年立てどもまだ見えぬ、二年立てども未だ見えぬ、此調子では三年、五年待つたとて、何の便りがあるか判明せず、我々兩人の懷も相當に傷められたれば、爰に初めて疑惧の念を生じ、二年後の今日までに掘り得たる所の量は、

我々二時間に掘り出したる量にも足らず、左すれば、最初の鑛石は植ゑ附けの松茸ではなかつたかと疑ひ出し、此調子で行けば前途頗る暗憚たり。中止しようか、繼續しようか頗る進退に迷ひたり。安田氏の云ふには、諺にも迷うた時は易判断と云ふが、一つ易の卦に依つて進退を決しようではないか、夫れは宜かろうと余も賛成し、早速、兩人して當時易斷の名人と云はれた金水堂に判断を求む。易者は余等が書ける墨色を見て、筮竹を執り、卦を並べて云ふ、此卦の面に現はる所に依り判断するに、貴君等は金とか、銀銅とか、又は石炭とかの山を掘る仕事に従事されて居るのではないか、夫れなら斷然止めたら宜しかろう、此卦は山を掘るのでなくて、人の懷を掘ると云ふ意味であります。續ければ續ける程、貴公達の懷を掘られる計りですと申されたるに、兩人共餘りの的中に手を撃つて哄笑し、止めだ、止めだ、斷然止めだど、彌々廢鑛と決定し、見事に失敗の第一幕を演じ了りぬ。

次はクローム鑛の失敗

北海道の山の奥の又奥に最も良質にして多量の含有量あるクローム山を發見せりとて、余に採掘を勧むるものあり。其見本は、實に珍らしく良質のものにて、技師の測定に依れば、少くとも五萬噸は確實ならん、一噸百圓（當時の相場）とすれば、五萬噸は五百萬圓の價値は十分にあるべしとのこと、實に夢の様な話なり。現今は金鑛流行にて、三木武吉君の如きは、五億圓とやらの金鑛を得たりとの評判にて、當人も有頂天

だらうと思ふが、確かに掘り出して懐に入れて見ねば何んとも云へぬが、丁度、余がクローム鑛を手に入れたと云ふことが、或る雑誌に一頁餘の記事が載せられ、二號活字の見出しには、關が五百萬圓の大鑛區主となりたりと吹聴せられ、氣の早いものは余の所に來て、君は一躍大富豪に成つたさうだが、幾許か金を貸せの、又は前祝ひに大いに驕れのとうるさく請求せられたるが、余も可笑しく、丁度、彌次喜多の金を拾ふ話と同じことなり。拾ふたら金も遣らう、驕りも仕様が、海のものやら、山のものやら判らぬ先きから、さう請求して呉れるなど斷りしことも度々ありたり。多分と同じことで、當節三木君にねだるものも恐らくは有るだらうと思はる。

さて、仕事に取り掛つて見ると、二十里計りの山奥にて、一軒の家もなければ、道路もなし、漸くにして、荆棘を伐り開きて馬の通ひ得る丈けの路を開き、一軒の小屋を建てて、技師と、事務員と、十數人の鑛夫とを住まはせ、採掘に著手せり。漸くにして掘出したるは五十噸計りにして鑛脈は斷えたり。其中責任を以て余に勧めたる技師は、口實を設けて山を去り、後は素人計りにて如何とも仕方なく、掘出した五十噸は、豫算の如く、一噸百圓には賣れたるが、費用は其倍も掛かりて、收支の償はざる内に鑛脈も切れ、五萬噸の山は五十噸に終り、其内、戦争も止みて染料の自由に輸入せらる様になりたれば、價格も十分の一にも下落し、是亦遂に失敗に終りたるは、餘りに馬鹿くしく、後には五百萬圓の巨富は、どうしたと友人の冷かし草と

なり終れり。是失敗の第二なり。

次は石油會社の失敗

石油事業こそは、前二者の^{まよ}際物とは違ひ、實に國家的事業なれば、熱心に會社を創立して、幾分の貢獻を爲さんものと、最初は蓬萊石油會社と名附けたる百萬圓の小會社を設立せんと計畫し、鑛區を新潟縣新津に特約し、自ら主唱者ともなり、株主の募集に著手したり。余惟へらく、此事業は危険の伴ふものにして、實地を見たことのない人々には、出資の勧誘は頗る困難なれば、萬一豫定の應募者なきときは、創立も不成立となるべければ、創立費用を他人に出資せしめ、不成立に終る時は、其出資者の苦情を受けねばならぬこととなれば、事の成否の見込附くまでは、出資を一切人に仰がず、自分一個の借金にて支辨し置き、會社成立の後は、公然辨償を受けて、個人債務を支拂ふべしと決心し、自辨にて發起人及株主の募集に奔走せり。其内、或人(甲、乙、二人、名前は預る)余を訪問して曰ふには、貴公は石油會社創立に盡力せらるる様だが、幸ひ我々が平生恩顧を蒙り居れる土方伯爵は、今は休職閑散の御方故伯爵に發起人たることを御願し、伯爵より又同族方の發起人又は賛成人の御勧誘を得れば、一萬株位は立ち所に纏るべし、幸ひ伯の別懇の方の某伯爵の方も我等に懇命を賜ふなれば、幸ひ此兩公に相談されては如何であらうか、御同意とあらば、我等は直ちに兩公の意向を伺つて見てもよろしいかと、誠に渡りに船の相談なれば、余も一議に及ばず、同志の

某氏も賛成したれば、甲、乙、兩人は、直ちに土方伯と、某伯爵とを訪問し、翌日、來りて報告せるは、伯に懇々御話した所、實地を見た上で見込があれば賛成も仕様、又、勸誘もしてやらうとの御返事であり、某伯爵も夫れは面白からう、伯が實地檢分の爲めに出張されるれば、余も亦御伴しようと思されたりと、頗る有望の話なり。夫ならば善は急げじや、早速、實地へ御招待申上げようと思し、出發の日時をも決定して、兩公に御通知を爲したり。其一行は、土方伯と、某伯爵、土方家の家扶、夫れに仲介者の甲、乙二人及び小生と、同志一人、都合七人にて、指定の日時に上野を發し、其夜は長野市の犀北館に投宿せり。伯の一行が、長野に一泊と云ふ事は縣廳にも知れたれば、縣知事と、警部長とは直ちに訪問せらる。旅館にては貴顯方の來泊と云ひ、知事、警部長までが、恭しく伺候せるに面喰ひてか、御馳走待遇も亦特別扱なり。其席にて知事の云はれるには、伯の御一行は七人の多勢でもあり、普通客の同乗は定めし御迷惑ならん、長野驛に申し通じ、特別借り切り車を仕立てさせませうと發言すれば、御大も非常の満足にて、夫れは一段と結構じや、好きに計ひ呉れよとの御意、是には余も少々面喰ひたり。今から此調子で、大名旅行と來ては、大藏當局も豫算に赤字を出さねばならぬと私かに心配になりたり。明日の汽車中、驛辨は御口に合ふまいとて、特別の御料理で一行の辨當を調製させ、酒もよし、ビールも可なりと持ち込みたり。

其午後一行は、新津に着し、其翌日、實地檢分、其隣鑛區に於ける油井掘鑿の狀況や、又、隣接鑛區にて、

中野貫一氏經營の油井より原油汲み出しの實況、大小十數の貯油タンク、製油所に原油輸送の狀況等を視察せられ、伯等は初めて見られたることとて只偉いものじや、面白いものじやと頻に感歎せらる。我々主唱者側は、私かに惟へらく、伯等が感歎せらるゝ上から察すれば、必ず此事業に大分賛成の様じや、少々の無駄の費用位は惜むに及ぶまいと、大分氣が大きくなり、翌日は此所まで來たからには、新潟は今一足故、新潟見物は如何と云へば、大賛成じやとの御意、其夜は新潟一泊、此所にも、知事、警部長は伺候す。晚餐は一層の事鍋茶屋にてと、同市一流の料理店に支度を命じ、知事、警部長も陪席し、當局の注意として貴顯方の御來臨じや、酌人にも粹を抜けとの聲掛り、其夜は大陽氣にて、御客様達は御満足の様子なり。又、其翌日は中野貫一氏の自宅にて何かの祝祭ありとて、園遊會を催し居れば、來車ありたしとの案内により、一同は車を列ねて同邸を訪ふ。(新津より二三里)

流石は石油王の邸宅とて、宏莊の屋敷なるが、珍らしきは山一圓が庭園となり、又、其山の一面には數個の油井あり、何れも一日數石づつは汲み上げ居れり。當日は遠近よりの來客に踊もあれば、囃はやもあり、中々盛大なる園遊會に、是又御大一行の満足と驚嘆とを買ひ得たり、其夜は新潟に歸りて一泊し、種々の土産品を整へて兩伯及び隨行者にまで進呈し、一同歡を極めて歸京せり。夫より後、十數日間、何か伯爵家より消息あらんかと待ち居れども杳として沙汰なく、仲介者も亦一向に見えられず、彼れ位待遇もし、満足もさせ

たるに、何か便りがありさうなものと同志とも談合した末、一層の事、余は直接伯に面會し、賛否の返答を促がし、尙進みて同族方の勧誘をも御願したら宜からう、仲介者のみに任せて置いては、時日もかゝり、ほとぼりも冷めては妙ならずとの忠言に、余は即日、伯の邸を訪問せり。伯は余を出迎へられ、『過日は色々面白いものを見物させて御貰ひし、且つ厚き待遇を受け、結構の土産物まで貰ひまして、誠に有難い事である。早速、御禮に行かねばならぬと思ひながら、老體の事故、つい延引致した』と誠に叮重なる御挨拶であつた。余『御挨拶恐れ入ります。就いては彼の事業は如何御覽になりましたか。』伯『誠に結構なものじゃ、御國益じやのう。』余『左様でございます。就いては伯にも御賛成とあらば、新會社創立の發起人とも御成り下され、又、御知り合ひの方々にも御勧誘を御願致したいのですが如何でせうか。』伯『余が家憲では、會社の發起人となり、又、株主となることは致さぬことに成つて居るから、其儀は折角じやが御斷りするより致方ないのでのう。』余『仲介者の甲、乙より最初の話に、閣下に發起人たることを御願致したら、見た上で、好ければ發起人に爲つても好し、又、世話もするから、御伴して實地を見て戴いたら如何だと申されましたから、夫れは、願つたり、叶つたりであるから、早速、御招待申上げ、御伴した次第でありますから、今日は、其御決意の程を直接御伺ひに出た次第であります』と申したれば、伯は驚かれた様子にて、伯『そんな意味の話は聞かぬが、只新潟縣の石油採掘事業と云ふものは面白いものじゃ、幸ひ關も一度伯に御覽に入

れたいと申し居れば、行つては如何かと申す故、豫てどんなものか見たいものと思つて居たから、夫れじや關君の好意に従うて行つて見ようとの事で參つた次第で、發起人になれ、株主になれのと云ふ様なことは、曾て聞かなかつたのじゃ。君の方で、其様に思つて居られたのなら、嘸ぞ迷惑でもあつたらう、御氣の毒の事じゃ』との御挨拶、之を聞いた余も餘りの馬鹿々々しさに呆然、開いた口が塞がらなかつたが、伯には惡意ありしにあらず、夫には仲介者甲、乙が何か爲にする所ありて、兩伯の御機嫌取りに、余等を玉に遣つたものか、兩伯の方には欺されたにしても、愉快な旅をして、得はありつれども損はなし。當方に在りては、欺された上にも、好い加減の損失を蒙れり。豫てより甘い余の事故、好い加減に人に愚弄せらるゝは覺悟の上なれども餘りに念の入り過ぎたる欺され様に、本計畫もつくゞ嫌になり、同志とも相談し、誠に幸先惡るし、一層、此計畫は斷然やめることとしよう、幸ひ、今日までの費用は、人に迷惑を掛けてなければ、余一人諦らめれば、夫でよし、今日までの君達の勞は徒勞と諦め呉れよ、他日再擧の時來らば酬ゆる所あらんと、遂に其計畫を中止せり。是余が事業に失敗の第三なり。

第四回目の失敗

以上三回の失敗には、安田氏に對しては、多少の損失を掛けて氣の毒な思ひをしただけにて、其他は余の借金が少々殖えたのみにて怪我はなく濟みたるが、第四回目の失敗には、其跡始末が出来ざりせば、余の名譽

の失墜は勿論、殊によれば余が生命をも犠牲に供するの決心までも爲したる程の危険の淵に沈まんとせる、最も深刻なる失敗なりき。そは帝國石油會社の創立是なり。

尤も、此會社創立計畫は資本金六百萬圓、十二萬株の一大會社にして、最初は余の發起にあらず、全く他人等の計畫にして、其發起人等より援助を依頼せられ、余の知人に發起人、又は賛成人たらんことを勧誘し貰ひたしとの事なりし、固より何人の計畫にても、事業が都合よく成立すれば、余が年來主張の政策遂行の上にも貢献する所少なからず、且つ其鑛區は、最近、日本石油會社探掘の油井より一日七百石と云へる空前の大噴出を爲したる油田の周圍に在りて、鑛區の數も數十區に達し、鑛區主等は暴利を貪ることなく、且つ、鑛區代は現金を要せず、株式にて支拂を受けて宜しとの特約の許に、計畫を立てたるものなれば、新會社に取りては、有利のものなれば、其成立は容易のものならんと信じ、多少の盡力を爲しやりしが、余が勧誘せる發起人より、貴公は我等に發起人たるを勧誘するも、貴公自らは發起人ではないじやないか、貴公が發起人たらざるに、我々が發起人たるは頼りないではないかとの抗議もありたるが、誠に尤もの事と思ひて、終に余も發起人に加はることを承諾せり。追々募集も順調に進捗し、大正六年頃、戦時中の好況時代なりしに、より、申込株に對して、一株四五圓のプレミアムも附きたれば、各方面の有力者より、此方に二千株、我には千株と、續々引受申込みあり。就中、或る最も利に敏き有力なる資本家よりは、何んでも四千株を越せ

と請求せられ、一萬圓の證據金を現金にて押附け來る如き好況なりき。

さて、或る日、創立委員長の選舉を爲し、株金拂込の通告を爲すべく、發起人總會を開きたるに、以前より或る大富豪の一族某氏を委員長に推すことに内定し居たるが、其當日になりて、同族會議の反對決議ありたりとて、突然、内諾を取消し來りたり。發起人一同は何れも意外の思を爲し、再三交渉したるが、到底復活は見込なしとのことなり、左れば其代りに何人を推薦すべきかと云ふ問題となり、今となりて、本發起人會を流會せしめては信用にも關する事故、此所に出席せる發起人中より何人かを是非に選舉し、時機を逸せず拂込の通知を爲すべきであるとの説に、衆議一決し、さて、其候補者には、誰彼と云ふより、此席に出席し居る關にやらしては如何かと發議するものあり、賛成々々として、満場一致を以て余を委員長に選定せられたり。突然、豫期せざる結果となる。又、固より大會社の事業にして、經驗に乏しき余の任にあらず、故に強つて固辭したるが、一同は聞き入れず、せめては創立の済むまで引受けて呉れ、社長は夫れまでに適任者を物色せん、ほんの當分の内だけ代表して呉れよと、中々承知せず、退引ならぬ場合となり、止むを得ず夫ならば適當の人を得るまで、諸君の意志に隨はんと承諾を爲したるは、抑も余が禍の本なりき。

さて、委員長も決定したれば、早速翌日の各新聞に株金拂込の通知を廣告したり。

嗚呼、天なる哉、命なる哉、其拂込廣告の各新聞に現はれたる其當日は、恰も晴天の霹靂カイゼルが、第

一構和を提議したる其日なりき。此一電に、株式界は一大混亂に陥り、東株の如きは、一株に付き百五十圓の暴落となり、東西取引所は、即時取引の中止となり、諸株此標準に暴落を續け、新會社の株金拂込所の問題にあらず、是には發起人一同呆然、自失するを免れざりき。

斯うなると、實業界と云ふものは現金なもので、先きにプレミアムの附く好況の時は、喧嘩腰にて株式の取得を創立事務所に迫り來れる輩は、争うて發起人の脱退、又は株式申込みの取消を申し來り、中にも、先きに四千株を強ひて要求したる大富豪も、引受けを斷り來れり。之に引き換へ、地方の三十、五十と云ふ少數株の申込者は、正直にも豫定の期日までには拂込み來りたり。

其れ以來類勢の復活にも創立委員は擧つて努力し、或は拂込期日を再三延期しては督促をも爲したるが、結局、拂込を爲したるものは、總株數の半額そこくに過ぎず、仍つて創立を中止して、拂込金を返却せんにも余の關係せざりし當初より約一年に亙りて、既に事務所も設け、多くの使用人を雇ひ入れ、創立委員の奔走費や、集會響應又は新聞の廣告等、既に三四萬圓の費用を支出しありたりと云へば、發起人に於て、之を辨償せざるべからず、然るに資力ある發起人は、概ね逃げ去りて、資力乏しきもののみ取残されたれば、到底其辨償は爲し得べきにあらず、進退彌爰に谷まれり。又拂込みたる株式の時價相場は如何と見れば、十二圓五十錢拂込みの一株が、八圓前後に下落し居れり、如何ともせん術なし。凡そ世間多數の會社計畫に無理をな

すは、斯る狀況に陥れる場合に外ならず、爰に至りては、もはや退く譯にはゆかず、無理にも形式を整へて創立を結了し、景氣恢復を待ちて、殘株を賣り出すより方策なしと決定し、謂ゆる預け合と稱する方法にて、創立委員が手形を發行して、第二流以下の銀行に交渉し、高き日歩を拂ひて預金帳を作製して貰ひ、金額拂込ありし如く装うて、創立總會の承認を得、會社成立の登記を、右預金帳を示して結了し、爰に帝國石油株式會社の成立を告げたり。固より全株數の約半數は、實際は拂込なき空株にして、謂ゆる抱き株なり。之全く商法違反にして、創立は無効のものたるは百も承知なれども、既に兩足を沼田に突き込みたる上の事なれば、抜き差しならず、大膽にも、事業に著手し、三四箇所を選定して、掘鑿を始め、機械及び鐵管をも購入せるが、例のカイゼル提議の構和はならず、大戰尙ほ酣なる際とて、機械鐵管、其他の必需品の相場は非常に騰貴し、彼是半歳を経過し、未だ油脈に突き當てざるに、早くも資金は残り少なくなれり。仍つて拂込を追徴せんにも半數は空株ではあり、殘る半數は鑛區代として鑛區主に與へたる株なれば、増し拂込杯は思ひもよらず、殘る約半數は、重役又は取残されたる發起人等の所有なれば、是亦拂込の資力なし。是に於て、社長に擔ぎ上げられたる余の進退全く谷まれり。此儘にて荏苒數月を経過すれば、資金は消滅し、事業は中止となり、會社は全滅、株主は全損、目の前に迫れり。此難局を切り抜けんには、非常の決心と、努力とを爲さざるべからず、萬一、整理成らざる時は、一死以て株主に謝せざるべからず。斯う成りては、先きに余を社

長に擔ぎ上げたる發起人等に愚痴を溢したからとて助かる譯のものにあらず、是に於て、思ひ起せるは、前
の日糖社長の酒匂常明氏の犠牲的一死なり。氏の如きは、正直一方の技術家にて、曾て農商務次官として令
名あり、退官後、其名望と、信用とにより、日糖社長に戴かれたる紳士なるが、其下に重役たりし某某氏等
の不法行爲により、社會に一大問題を起したるが、其責任を自己一身に擔ひ株主に對し、社會に對し、一死
以て謝せざるべからずと決心し、終にピストル一發自殺を遂げたり。悲惨なるかな、壯烈なるかな、潔白な
る大和男兒の責任感、選ぶは唯此一途あるのみ。余の境遇も亦之に類す、事成らざれば必ず酒匂の後を追は
んと決心せり。

事爰に至りては、何人に相談するも成功覺束なし、如何はせんと苦慮、懊惱の餘り、一の相手は念頭に浮
び出せり。即ち當時關西財界唯一の覇者たる鈴木商店之なり、同商店は、各般の事業を經營し、事毎に成功
せざるなし、然るに近年、石油事業にも著手し、秋田方面に鑛區を有し、掘鑿に従事せしが、未だ成績の見
るべきものなし、是畢竟鑛區の選定、其圖に中らざるに由るならん。今、之に帝國石油會社の多數の優良鑛
區を抱擁せしめ、拍車を掛くる時は、資金の供給には、鈴木の事なれば固より不自由なし、其成功間違ひな
からん、彼には資金、我には鑛區、此兩者の結合は謂ゆる鬼に金棒、此金的を射止むれば、我會社は蘇生せ
ん。鈴木商店の石油事業も亦、大に發展せん。余が偶然にも此事を思ひ浮べしは、或は余が苦衷を憐れみ給

ふ天の暗示なるか、今は一刻も躊躇すべきにあらず、直ちに神戸に赴き、主人公岩次郎氏は固より、其總理た
る金子直吉氏をも説得せん、夫には手温るき交渉にては效を奏せざらん、全く誠意を披瀝し、實狀を訴へ、
一方には鑛區の有望なる實證を説明し、一方には此寶玉を抱きながら、淵に臨める如き會社の窮狀を訴へ、
其援助を求めざるべからずと決心し、即日西下し、鈴木、金子の兩氏に會見し、一時間餘に互りて熱誠を籠
めて説得せり。其至誠彼に通じけん、金子氏は『君の話は能く判つた。明日までに調査もし、考へもして御
返事致さん』と申され、其夜は鈴木氏の須磨別邸に招かれ、懷舊談に時を移して旅館に歸れり。

因みに、鈴木岩次郎氏と、余との交際に一の逸話あり。明治の三十五年頃かと覺ゆ。余は餘暇あれば、
銀座日吉町の日勝亭と云へる球戯場に玉突きに通ひ居たるが、其店に、月に一度位づゝ關西の紳商の息子に
て、岩さんと云ふ若紳士が遊びに來り、余等と戲談を云ひつゝ玉突相手となり、知らず、四五年を
経過したるが、或る日、亦彼と決戦し、散々に負かして歸したるが、後にて日勝亭の主人は、余に曰ふ、先
生は今の岩さんは、どんな身分の方か、御承知ですかと聞かれたれば、余は能く知らぬが、唯、關西の商家
の息子さんと聞き及び、時々遊びに來る青年紳士とのみ承知して居るかと云へば、主人は笑うて云ふ、『彼
が近頃關西切つての大財閥鈴木商店の岩次郎さんで、然も、其御主人ですぞ。偉らくなつたものですよ』
余『彼れが近來財界の大巨頭の鈴木商店の主人公か、夫れとは夢にも知らなんだ、今度見えたら、又負かせ

てうんと奢らせてやらうじやないか』と共に一笑せり。尤も、氏が數年前に相續した時は、漸く四萬圓の遺産より無かつたと云ふ、其後、未亡人（岩さんの實母）の豪膽にして、能く人を用ゐしと、慈愛深く、能く大小の店員を愛撫せるとにより、家運益々榮える上に、金子、柳田の如き英才に全權を任せて疑はず、時勢の運に乗じて、終に彼所まで發達したるものと云へり。岩さんも亦感心に、億萬長者に成つたからとて、昔の態度と少しも變らず、店務全體の統督には任ずれども、亦能く人を信任し、一切干渉を爲さず、一家好く和合せりと云ふ。其後、四五年は出合はざりしが、大正二年一月、憲政擁護の運動の時、別項にも記せる通り、中の島の大演説會の時、岩次郎氏も衆に交りて其光景を實見したるものと見え、演説會終りて、一同は旅館に引上げると、岩次郎氏の使者なりとて一人の紳士余に面會を求めて云ふ。主人は先程來、大集會を傍聴致し居りしが、先生には、五六年も御目にかゝらず、先刻も辭を掛けようとは思へども、大混雜の場合、御話も出來なかつたことを非常に残念に思ひ、今夕は、神戸の花壇に御待受け致すから、是非に御供して歸れとの申付けに就き、枉げて御繰合せ下されたと云はる。余『夫れは御芳志辱ないが、此方にも今より同志の懇親會があるから、特に待ち受けられぬ様御返事ありたし』と答へたれば、使者は遅くても御伴して來いと命ぜられましたから、御用の濟むまで當館にて御待ち致すとて、中々動かさず。止むを得ず、使者を待たせて置いて、大阪同志の會を終へ、使者と同道して、神戸の花壇に岩さんを訪問す。其主客の挨拶に、余『お

い、久しいない、君は大鈴木の岩さんであつたと云ふことはちつとも知らなんだが、先年日勝亭の親父から聞いて驚いたよ。まゝ何より結構な事、御芽出度い』岩『あんたも今度は偉い大將に成つて御座つた。今日の人氣を見て嬉しくて應へられず、急に逢ひたくなつて、遠方まで御足勞恐縮、恐縮』と云ふ様なことで、昔話に打ち興じ、夜の更くるを知らざりし、之が富豪としての岩さんに逢つた初めての會見なり。余が會社援助の話を持ち込みしは其五年後の事なり。

閑話休題、話しは元に戻るが、鈴木、金子と會見の其夜は、殆んど眠られず、明日は如何なる返事やあらん、凶か、吉か、翌朝朝食終りて後、此方より出向きて返事を聞かんか、夫れでは餘り輕々し。電話の來るのを待たんか、頗る待遠し。立つたり、居たり、歩いたり、新聞や、雑誌を手當り次第に披見しても、心爰に在らざれば、何が書いてあるやら要領を得ず、待つこと凡そ三時間、鈴木商店より電話ですとボーイの知らせに、飛立つ計り直ちに電話口に出でたれば、金子の代理より、只今、金子が出社しました、貴君の御出でを御待ちして居ますとの電話、承知しました、直ぐ参りますとて、直ちに車を鈴木商店に飛ばせて、金子氏に面會す。金子『昨日の先生の御話は、能く諒解しました。實は、當商店の石油事業は創めては見たが、未だ成績を得ません、左りながら、遣り掛けて僅か一年や、一年半でまだ曙光が見えぬからとて、直ちに止めると云ふことは、事業家の爲すべきことではありません。凡て、大事業を爲し遂げんには、歲月もかゝり、

資本も要し、忍耐と努力をも要するものなれば、今少し辛抱しようと思つて居る際に、昨日の御話、且つ先生としても實に御迷惑の境地、御同情に堪へません。併し何にも事業は算盤の上のものゆゑ、條件次第では御相談致しても宜いと思ひます。仍つて當店より、委細の事は東京の事務所へ申し送り、一切の交渉を藤田謙一氏に委任しますから、東京にて藤田と、篤と御交渉成されたし、藤田との交渉が纏まれば、當店は御引受け致しませう。』之を聞いて余はほつと一息、稍蘇生の思を爲したり。有難し、辱なしと再三禮を云ひ、別れを告げて其夜の汽車にて歸京せり。

歸りて後、藤田氏に會見せるに、既に本店より内命もありしとて、直ちに交渉を開始せり。夫れより十數回の會見にて、

- 一、鈴木商店は全株數の半數を引き受け、一株十二圓五十錢の拂込を爲すこと。
- 一、會社側よりは重役、發起人、鑛區主、株主より、十二圓五十錢拂込済の株式一株を參圓五十錢づゝにて出來得る限り多數の株を鈴木側に賣り渡すこと。
- 一、社長其他の重役の過半數を鈴木側に讓ること。

以上三箇條の條件を協定して、其實行に取り掛りしが、十二圓五十錢の株が、三圓五十錢とは少しつらい話なれども、當時の市價も略ぼ夫れ位の相場であり、又、纏めざれば、全滅と云ふことになるゆゑ、重役、發起

人、舊鑛區主等に利害を説きて、大多數の株を纏めて之を鈴木側に賣渡し、臨時總會を開きて、重役の改選を爲し、藤田氏を社長に、岡和氏を専務に、舊重役の内より一二の人を残して、全部更迭す。余にも重役の一員として居残りてはとの勧誘もありしが、余の如きは敗軍の將であり、此難局を漸くにして切り抜け、會社を蘇生せしめるは、余に取りては畢生の成功、此上何の望かあらん、實は最後の談判の日には、余が平素、最愛の左文字の短刀を陰かに懷中に忍ばせ、談判萬一破裂と極まれば、其場に最後と覺悟を決めて居た位故、事成就して責任も果たし、生命をも取り止めた次第なれば、鈴木側の好意は謝して、潔よく辭退せり。後にて左文字一件を藤田に話したれば、藤田はさう云へば最後の談判の日は、何んだか君の血相は平生に似ず變つて居た様に氣附いたが、そんな危険あやうなものを持つて居たのかと、共に一笑したることありき。

右の結果、嚮きには違法に成立した會社も、今は全株數拂込済となり、一文の借金もなく、完全無缺適法の會社と生れ代れり。夫れが爲め、是までは市價一株三圓臺のものが、鈴木に肩代りが出來たとすると、一時に六圓臺、七圓臺にも騰貴せり。

さて、右の如く瀕死の會社が、幸に蘇生し、前途の光明に一般株主も、稍安心したるが、是れが又余に對して思ひも奇らぬ奇禍を生める基となれり。其故は、株の騰貴せる今日となりて、嚮きに余の説得に應じて持株を安く手離したるものの中には、惜しいことをしたと思ふものも出來て、不満を懷き、是はてつき

り關が、鈴木に買収せられて、我々に熱湯を飲ませ、己が懷を肥したるに相違なしと云ふものあり、甚しきは、五萬圓の報酬を鈴木より貰つたのだ抔と、尾に鰭を付けて中傷するものあり、果ては余に對して、商法違反の告訴を裁判所に提出するに至れり。

嗚呼、余が不明の爲め、必死の禍を蒙りたるを漸く切り抜けたりと安心せるが、又も、一部株主の誤解の爲、再び奇禍を招きたるは、そも何たる不幸か。併し、打捨て置くべきにあらず、おめおめ検事の召喚を受けて、恥を曝らさんより、自ら進みて男らしく、一切を告白し、公明なる當局の判断を受くるに如かずと決心し、直ちに検事正を其局に訪問し、余に對して告訴を提起したるものありと聞く、仍つて一伍一什は率直に告白せんと、一切の経路を説明し、整理の成るまでには、全く商法に違反したるに相違なし、然れども今日に於ては、一切の整理が出来上り、現状にては、一點の不正なく、不法なし、嚴重に帳簿其他を調査あれば頗る明瞭なり。併し、今日は健全體に恢復したれども過去に病ありとして、之を罰せらるゝとあれば、致方なし、甘んじて法の制裁を受けん。但し、余が鈴木側に買収せられたりとか、報酬を貰ひたりとか云ふことは、希くは關の平素の行動を精査せられて、眞偽を判断せられたし。今日となりては、余の窮境を救うて呉れたるは鈴木にして、申さば鈴木は余の生命の親なり、若し余に資力があれば、此方より鈴木に對して謝禮を差出し度き思の切なるものあり。そは今日までの経過を調査せらるれば明瞭ならん。余が言に些の修飾

なし。此上は貴官の判断を待つのみと陳述して退けり。

又、今の政友會の總裁鈴木喜三郎君は、當時司法次官にて、余と常に法律取調委員として席を列ぶる間柄なれば、直ちに同氏を訪ひ、検事正に話した通りを話し、實は是まで各種の法律案の審査、殊に商法や、刑法草案の審査に閣下等の驥尾に附して、共に審査を遣りながら、自分の審査に與つた法律を自ら犯して、誠に面目ないが、跡始末は完全に附けて置いたから、今は會社に一點の違法もないが、踏み來た途が間違つて居たのを責めると云はるれば致し方がない、奈何にも處分して呉れ給へと話せしに、鈴木君は大いに笑はれ、君にも似合はん、自分の與つてこしらへた法律に違反するとは、餘りに粗忽じや、併し、折角整理が出来た今日、彼是荒立てると、株主全體が再び迷惑することになるだらうから、夫れも考慮せねばなるまいと云はれて、其日は別れたり。秦の商鞅は己れが制した法に依つて刑せられ、我朝の江藤新平も亦其制せる新律綱領に仍つて死す。事大小の差はあれども余も亦將さに其轍を履めり。其後、同僚の濱田國松氏は、告訴人側の辯護士某氏等と會見し、仲裁の勞を取られ、告訴人側も事實を認識し、誤解も解けたれば、終に其告訴を取り下げたり。其件の主任は、手腕卓抜の聞えある、若手検事秋山高三郎氏なりしが、取下げ書を呈出せる時、余も亦秋山検事の席まで同行したれば、氏は余に忠告して、君が此災難に罹りたるは、會社の發起人となりて、人に擔がれたるが禍の本であるから、將來は決して發起人や、重役になられぬが安全じや、之

はくれぐれも御注意致して置きますぞと、最も親切に忠告してくれたるにより、御忠告は有難し、屹つと守りませうとて、事落着せり。

其後、大正八年頃は好況の絶頂時代にて、續々種々の新會社の創立が計畫せられ、或は千萬圓乃至二千萬圓の資本の會社創立に、余に對して委員長と爲りくれよ、株金は代つて拂込んでやらう、月給も相當に出さうと勧誘し來れるもの、數口に上げられるが、もう懲り懲りしたる曉なれば、秋山氏の忠告も思ひ出し、一切之を斷りしが、程なく大正九年、平和克復後の大恐慌時代となり、諸株大暴落、八九年の頃新たに創立せられたる會社は、何れも皆ゼロとなり、創立中のものは悉く立消えとなりたれば、萬一、余が新會社に關係して居たらんには、生命は幾つありても足らぬ大なる禍に罹りたらん。前日の禍が、却つて後日の幸となりたり。其後十數年、或る被告事件に、余が辯護の依頼を受けて、横濱の裁判所に出廷したることあり。其時、同被告より、相辯護士として依頼せしは、昔の檢事、今は辯護士の秋山高三郎氏なり。同席の節、余は、秋山氏に、昔君が檢事として拙者に忠告してくれたことを守つた結果、後の災難を免がれました。今に君の親切は忘れませんと云へば、秋山君も、さう云ふことも有りました、能く御忘れなく守られたるは、私も満足致しますと、昔語りを爲したることありし。是余が實業に關して失敗したる第四にして、余の一身に取りては最大の失敗なり。爰に、専門以外の事に手を出して失敗せる事實を、赤裸々に告白して、特に後進者の

誠と爲す。

刀劍の趣味

人には各々趣味有り、愛好有り、或る者は書畫を愛し、骨董を弄び、或る者は茶の湯、生花、詩歌、俳句、謡曲又は諸流の歌曲、圍碁、將棋、撞球、麻雀、ゴルフ、野球、演劇、活動寫眞、拳闘、相撲等實に枚擧に遑あらず。見て樂むあり、聞いて愉快とするあり、自ら爲して樂むもあり、其間俗事を忘れ、無我の境に入るは、人生の快事なり。余は無器用にて、何事も自ら爲す能はざれば、せめては書畫にても見て樂まんと思ひしも、其優秀なるものは何れも高價にして、貧生の到底手を染め得べきにあらず。

明治の二十五年の頃、余は法律事務出張所を名古屋に設く、其事務所を預り呉れし先輩辯護士に和田譽終君(第一期選出代議士)と云へるあり、君は餘暇ある毎に刀劍をひねくりて愛好せられしかば、一日、余は先生に對して、君は頻りに刀劍を愛せらるゝが面白きやと尋ねしに、先生は答へて曰ふ、「刀劍は古來武士の魂とまで稱せられたる實用の武器なり。其作品の優秀なるものに至りては、全く美術品にして、恐らく他の美術は及ばざるものあらむ。而して名工が之を鍛鍊するに方りては、齋戒沐浴、心身を清め、身命を賭して鍛

ひ上げたるものなれば、其高尚なる點に於ては、遙かに他の美術を超越す。現に、後鳥羽天皇の如きは、當時の名匠を相手に御手づから鎚を取りて鍛へられたる菊一文字の寶刀さへあり、其他の名作に至りては、地金、火加減、刃模様、金砂の如き「にえ」加減、白雲の如き「にほひ」の味、何とも云へぬ高尚優美のものにして、思はず頭の下がるものあり。書畫骨董を愛玩するも亦可なりと雖も、今日の如く、高價にしては容易に優秀品の我々の手に入るべきにあらず、惜い哉、今日は世人刀劍を見るの明なく、傑作品にても場合に依れば價安くして得られぬとも限らず、君も一つ我輩の仲間入りして、刀劍鑑賞を始めてはどうか」と云はれ、余も成る程と其所説に感じ、鑑賞の手ほどきを和田先生に受けたり。夫れが次第に面白くなり、隨分、贋物を掴ませられながら餘裕ある毎に隨分買ひ集め、十數年の間には大小約百本計りを集めたるが、内九十本までは如何はしき品物なることに氣付き初めたり。余思へらく、民間に賣買せらるゝものには、容易に名作を得らるべきにあらず、眞に鑑賞眼を高くせんには、各大名華族に秘藏せらるゝ名物を乞うて一覽するに如かずと氣付き、夫れよりは有名なる尾州藩侯の藏品を初めとし、徳川宗家、水戸、紀州、仙臺、南部等の諸家に乞うて、名物と云ふ名物は普ねく熟覽するを得て、始めて眞物の名作は如何なるものかを悟り以來は餘り刀劍商の手に乗らぬ様になりたり。其頃九段の遊就館にて毎月一回刀劍鑑賞會あり、余も此れに入會し、當時の鑑賞家今村長賀、及び別役少將の指導をも受けたり。犬養木堂翁も、榊原鐵硯翁も鑑識の眼あ

り、故に諸大家の名品を見せて貰ふ時は常に此兩翁も同行せらる。刀劍の鑑定に就き、余は嘗て大失敗を招きたることあり、今より約二十四五年前、訴訟用にて信州上田に一週間計り滞在せしに依頼者の友人某氏は一日、刀劍一二本を携へ來りて余に鑑定を求めらる。余は思ふ所を率直に述べて其眞實を定む。其人大いに喜びて云ふ、私の親類に某と云ふ舊家あり、其主人は多年刀劍を愛好し、其蓄藏も亦頗る多し、先日其主人に會ひて東京より關氏が近日上田に參らるゝよし、而して氏も亦頗る愛刀家なりと話したれば、主人は大いに喜び、是非宅へ先生を連れて來て貰ひたし、山間僻地にて饗應は思ふ様に參らねど、幸ひ過日生鮭を越後より送り來りたれば、氷室に藏し置けり。余が手料理にて晚餐を差上げん。さうして拙宅に一泊して貰ひたしと申されたれば、一日御越しを願はれまいかと乞はる。舊家にして愛刀家なれば、定めし名品もあらん、此方より請うて見せて貰ひたい程なるに、先方よりの招待とあれば、必ず御同伴致すべし、併し、眞實、良否は露骨に云うて宜しきか、心にもなき贅辭を弄するは誠に心苦しいがどうだと云へば、遠慮無く、好いものは好い、悪いものは悪いと御言ひ下されて、一向差支へありません、さらば、明日御同行致さうと約し、其翌日一時間餘り汽車に乗りて某家に赴く、主人は余等を迎へて大いに喜び、歡待至らざるなし。且つ云ふ様、『先生は愛刀家にして、鑑定も亦確だと聞き及ぶ、幸ひ尊來の機會を得たれば、拙者の珍藏の内是ぞと思ふもの三十本計り取り出し置きたれば、順次御鑑定を願ひたし』とて、一本、一本拭ひつゝ余に見せら

る。

余は熟々之を見て心に浮べるまゝ、是は何某の作と見らるゝが如何と云へば、主人は餘り浮かぬ面色にて左様ではありませんと答ふ、失敗つたなと思ひ、又能く々々見直し、夫れでは何某の作かと問へば、又然らずと答ふ。さうなると、もう見當が附かなくなる故、兜を脱いで私には判り兼ねます、銘は何とありますかと問へば、貞宗なりと云ふ。因つて中ごを見れば貞宗との銘あり。然れども其銘は後銘にして、眞の貞宗の作にはあらず、勿論、其刀相、刃紋の工合、地にえの多き所は皮相的には貞宗に似たる所あれども金味と云ひ、にえの工合と云ひ、品位と云ひ、全く相違したる偽物なるにより、如何に考へても眞實の鑑定としては貞宗とは云ひ得ざるなり。故に何某の作であらうかと考へたれば、率直に云ひたるが、二度見直しても此刀の銘には的中せざりき。次に出されたるも亦當らず。夫れより段々十本計りを見た中にて當りたるもの一本ありしみにて、他は皆な失敗せり。此有様に、主人もやゝ失望の色あり、余も亦甚だ當惑せり。主人云ふ、もはや晚餐の用意も出来たり、食後燈下の鑑定は却つて宜しからん、餘は後と廻はしとすべしとて、晚餐の御馳走に與る。

食後主人は、復取り出して余の所見を求む。是に於て余は鑑定の方針を一變し、苟くも皮相的に見て似たりと思ふものにして恐らくは志津三郎の銘あるか極めあるか京物なれば來國俊か備前ものと見ゆれば一文字

か一々其上作物の名を指して見ん（是は全く虚偽の鑑定なり）と心には恥づかしながら一々之を名指して見るに、主人は此に至りて大いに感心せられ、成る程先生は聞きしに違はぬ鑑定家なり。一々の中せるは恐れ入つたものだとの賛辭を受け、余は汗顔の至り穴へも入りたき心地せり。從來、都會の商人中には、田舎の大盡と見れば、外形の似たものを眞物と稱し、之を賣り附くるもの多し。田舎人の正直なる、之を眞に受け、大金を拂うて買ひ取り之を珍重す、誠に氣の毒に堪へず。余も露骨にさうとも言ひ兼ねたれば、どうかして此主人を今少しく研究の途に導きて人に欺かるゝこと勿らしめんと思ひ、主人に向つて、東京には毎月遊就館に刀劍會あり、其所へは今村、別役の兩大家必ず出席して親切に説明せらるれば、之に入會して、上京の節は必ず出席して鑑定の方法を研究せらるべし、さすれば、人に欺かるゝ憂もなく、研究すればする程益、面白くなるものなりと話し、終に主人を刀劍會へ紹介して入會せしめたり。會よりは、毎月發行する雜誌を會員に配布する事となり居れば、主人も其後は其雜誌を閱讀し居ることと思ひ居れり。余が此失敗談を後に友人に話したることありしが、誰から傳へ聞きしか、數年後の發行にかゝる刀劍雜誌に、關の談として此話を掲載し、且つ先方の姓名住所までも明記し、剩へ嘲笑的に書き記しあり、ふと之を見た余は『あゝ、しまつた』先方も此記事を読みしならん、定めし氣持を悪くして余を恨み居らん、誠に申譯なき事をしてかしたと冷汗背に濡れたれども謂ゆる驕も舌に及ばず、慎むべきは口舌なりと後悔したりき。聞けば其人は十數年前

に歿せられたりと云ふ。其訃音を聞きたる時、余は合掌黙禱、粗忽の罪を故人の靈に謝したりき。余の所藏品も、眞贋取り交ぜ百本餘もありつらなが、十二年の大震災の時、概ね焼燼し、偶々座右を離さず秘藏したる二本の刀と、二本の短刀の箱に入れありしを持ち出して保存するを得たるのみ。其一は古備前正恒二尺三寸位、又一はすり上げ無銘の志津三郎、是亦二尺三寸餘、家康が三方ヶ原の敗戦に、夏目治郎左衛門に與へ、治郎左衛門は自ら家康と名乗つて山縣三郎兵衛の大軍の中に切り入りて縦横無盡に切り立て、切り立て、家康に代りて討死したる時の佩刀なれば、刀背に打込み疵はあれども刀は尙ほ健全なり。今は埼玉行田の友人にして豪家なる荒井八郎氏の藏となる。短刀は一は左文字の小刀にして、表に左、裏に筑州住と銘あるもの、又、其一は來國次にして、其銘最も鮮なり。明治二十五年以來の道樂にて、偽物、眞物取り交ぜ多きが中に、唯此三本のみ残存するに過ぎず。此十數年以來、一般に刀劍の價格騰貴したれば、今日は如何なる名作を發見するも、之を購ふの資格なきを如何せん、仍つて現今は刀劍道樂を絶念するの止むなきに至る。

書道の趣味

余は近來、多少、書道に興味を有ち、能く人にも勧め、又自らも此れに耽る。一昨年泰東書道院の總務長を會頭清浦伯爵より命ぜられ、其會の世話をさせられて居るが、其會は書道、篆刻、文人畫の専門諸大家が、或は審査員とし、或は總務とし、理事、委員として専ら斯道の向上發展に盡力せられ、總裁には東久邇宮を



伊香保公園の碑
野伯爵撰、西園寺公爵の筆、題字は野伯爵撰、西園寺公爵の筆、文は彦直

戴き、會頭には清浦伯爵、副會頭には小笠原長生子爵、名譽會頭には牧野伸顯子爵、顧問には大島中將、城戸元亮（東日大毎取締役會長）、徳富蘇峯、田中舍身等の方々が當てられ、毎年十一月末より十二月初に掛けて大展覽會を上野の府美術館に開催し、夏期講習會を七月末より八月初旬に亙りて帝大講堂に開催し、又、『書道』と云へる雑誌を毎月一回發行して書學者の指導に便にす。

關係者一同協心戮力、斯道の奨勵に力めらるゝの結果、最近十年間の進歩發達は實に著しきものあり。余も是等諸君の驥尾に附して、御手傳ひを爲し居るは、素人の癖に出過ぎたる業なれども、最初、清浦會頭よ

り内命ありし時は『素人の拙者が、専門大家の中に交りて彼是するは、憚りあり』と辭退せしに、伯は『己と



清浦邸書道座談會
左よ清浦伯、德富蘇峰、坂本碩園、關橋郎、杉溪六橋、池上秀畝、高田竹山、小野賢一郎

ても素人じやないか、會務の世話を焼くに素人も、
玄人もあるものか、己の老體を助けて手傳つて呉れ』
と切に申さるゝに、否みかね、其れ以來手傳を爲し
居るは、畢竟、余が弱年の時より書を鍊磨せず、今
日に至りて之を悔い、人をして後日に悔なからし
めんと思ふの微意に外ならず、又、少しく斯道の中
に頭を突込みて見れば、書は只の技術にあらず、實
に心身の修養となる。『書は以て姓名を記すに足る。
劍は一人の敵、學ぶに足らず。』と、亂世の英雄項羽
が豪語せるが、もし項羽にして眞に書を學ばしめた
らんには、彼の勇に人格の徳を備へん。而して彼れ
が劍道の極意を究めたらんには、心身の鍛鍊、彼の
勇、彼の徳、天下は漢のものなりや、楚のものなりや

未だ知るべからざるものあり。

人は書に由つて貴く、書は人に由つて香しと云ふも、過言にはあらざらん。

議論は暫く措き、余が斯道に興味を有たせられたるは、書をかいたるに非ず、恥をかいたるが原因なり。
之を爰に懺悔するも、蓋し、世の爲め無用にはあらざるべし。其初は、大正二年、余が衆議院副議長を勤め
て居る頃、第一憲政擁護運動起りて、大津より福井、石川、群馬の諸縣に遊説せし時、余は國民黨を代表
し、元田肇(國東)君は政友會を代表して行きしが、行く先々にて、土地の有志は畫帖や、扇子や、色紙、鷲
箋紙等を持ち來り御一筆をと乞はる。國東先生は、弱年の頃より漢詩を作り、随つて書は頗る達者にして、
立ちどころに十數枚を書き擲ぐらるゝが、余に至りては是まで餘り書きし事なければ、固辭すれども聽かれ
ず、一字にても、二字にても可なり、記念の爲めに是非、是非と強ひられ、頭搔き、搔き二字、三字でごま
かして來りしが、冷汗をかく、恥をかく、いや、早や散々な目に逢はせらる。仍つて熟々思ふに、此の後遊
説は益、頻繁なるべく、どうしても需に應じて書かねばなるまじ。六十の手習ではあるが、少し稽古を爲さ
ば、書けざることなかるべしと思ひ試に半折に二行の句を認めて、書の自慢であり、且つ眞に名筆家であ
る犬養木堂先生に見て貰ひ、習ふたら書けませうかと尋ねしに、先生は笑ひながら、『駄目だ、駄目だ、物に
成りさうもない。日本の書家の字を習へば悪い癖計りを取るもので、見つともない、さりとて王羲之だの顔

眞聊だのは初心者の腕には及ばぬものじゃ』と云はるゝ故、『夫れなら如何したら好いのでせう』と問へば、『仕方がない。曲つても、くねつても望まるゝ儘にどしく、書くのじゃ、其内には少しは慣れて来るだらう、固より貴公等に揮毫を望むものは、名筆だと思つて希望するものは一人もあるまい。記念の爲めの寫眞を希望すると同じ意味じゃ、地方の人の心持は己は木堂と親交あるのじゃ、是を見よ、己の爲めに特に此通り書いて呉れたのじゃと云うて、郷黨に誇りたいからじゃ、拙くても何も構ふことはなく、無遠慮にやるべし、やるべし』と教へらる。夫れよりは、乞はるゝまゝに、書いて、書いて書きなぐつたのが、余の無茶苦茶流の起因となりしなり。

夫れより十四五年の後、郷里に久方振りにて歸省し、和歌の浦、蘆邊の茶屋に晝食せし時、其樓上の廣間に通さる。正面に見事な額が掛けあるを見れば、第一議會に、余と俱に議院に出たる先輩兒玉仲兒君の書なり。筆力遒勁、實に能く出来たり。又其向ふに掛けある額面は其字誠に拙なし、殊に兒玉の書と對照しては、實に見るに堪へず、誰が書きしかと能く、能く見れば何ぞ圖らん自分の筆なり。是はたまらぬと早速、主人を呼び、『彼の額を下ろして呉れまいか』と掛け合ひたるに、主人中々承知せず、『あれは、昔、旦那に無理に御願ひして書いて御貰ひしたものであり、且つ表装にも小拾圓も掛けた品ゆゑ、下ろす譯には参りません』と云ふ、『そんなら、余が拾圓出すから、賣つて呉れまいか、歸つたら書き直して必ず送るから』と

云へば、『表装代も頂戴する事故夫れなら下ろしませう』と、拾圓札一枚と引き換へに、之を下ろさせ即座に破りて仕舞ひぬ。東京へ歸りて此事を友人に話し、己の書も拾圓の價值が出たぞと云へば、馬鹿なことを云へ、貴様の書が誰が拾圓出して書いて貰ふ奴があるものかと、冷かすから、夫れは嘘でない、正銘、正直己が拾圓出して買つて來たのじゃと云へば、一同どつと哄笑せり。

其後も各方面に再び巡遊せし時、十年以前に書いたものが、或は額に、或は幅に、時々見當ることあり。如何にも見るに見かねて、何時も乞うて持ち歸り、書き直し、仕立替へして返送すること度々なり。隨分、手間と費用との掛るには閉口。是全く余が弱年の時に手習を爲さざりし罰と數ずること屢なり。

昨年三月一日發行の雑誌「書道」に、何か感想を書いて呉れと請はれしにより、左の一文を草して與へたれば、其第三號に掲載せらる。乃ち之を轉載す。

名士の惱み

明治大帝の御製に

手習をものうきことに思ひつる

をさな心を今悔るかな

書道の趣味

と御詠み遊ばされしは、何とも恐縮の次第にして、我國民は皆、此大御心にしたがひ、弱年の時より、怠りなく習はねばなりません。現代朝野諸名士達の筆蹟を、此所彼所にて、或は額面に或は條幅に見受けらるが、何方も餘り若い時より手習を爲されたと思受けらるゝのは誠に寥々たる有様にて、何れも随分苦心して物せられた跡が、歴然と見られます。何人にも相當の地位を得て、世人に尊崇せらるゝ様になると、むやみと絹や紙を持ち付けて、御一筆をと求められます。『おれは書けないよ』と断はつても、希望する方では中々承知しません、是非一字でも二字でも結構ですと責められ、餘儀なく筆を振はせられます。一度書いて渡すと次から次と所望せられ、汗と恥とを共にかく苦しさ、誠に笑止千萬であります。仕舞には度胸が据わり、望まるゝ儘にやたらに書く様になつて、其内には段々慣れて来て納まりが能くなつて來るのです。澁澤老の如きも始めは矢張りさうだつたらうと思はれますが、老は晩年頻りに習字に勉強せられ、此數年に書かれたものは、中々立派で、中には専門大家を凌ぐ様な上出來のものも見受けられました。松方老公も、矢張り此かたに漏れず、其晩年の作には實に見事なものがありますが、御苦心の程は察せられます。其中に矢鱈むせうに書きなぐられたのは新平大人です。君は誠に無邪氣な人でありましたから、稚氣もあつて面白いのです。立雲先生(頭山)も亦恐らく同様でせうが、豪放の處は先生其儘で尊いのです、若し此諸君が若い時分から習字を爲されて居たら、どんなに結構で、又お樂であつたでせう。伊藤

博文公晩年の作は頗る老熟、東郷元帥も同じく、いづれも後世の寶となるでせう。併し其爰に至る間の苦心は、大抵の事ではなかつたのでせう。

小生が大正十四五年の頃、佐々木照山、林田雲梯、湯淺凡平、清瀬一郎の四代議士と共に各地に遊説した時にも、到る處にて揮毫攻めに逢ひましたが、一行は何れも辯舌には人に劣らぬ人々でしたが、筆と來ては閉口頓首、照山は苦しくなつて敷島の吸殻で達磨を畫き、煙筆畫と稱して悠然として關羽髯をしごき、雲梯は矢立筆で俳句を物して胡麻化し、清瀬は一切筆を執らず、湯淺も餘りに責められ苦しませに〇〇〇を書き之れに——(棒)を貫き、團子を書いて大笑ひとなつた事がありました。後には照山の煙筆畫が賣れる様になり、清瀬も今はポツポツ書く様になりました。凡そ諸名士の揮毫も、恐らく此類に漏れまいと思ひますが、若い時分の不心得が祟つたので、自業自得であります。小生なども名士の仲間入りは出來ないが後悔の御仲間入りは致して居ます。

書は読み易きを要す

もう一つ書に關する、明治大帝の御製を紹介致します。

うるはしくかくもかゝすも文字はたゞ

読みやすくこそあらまほしけれ

書道の趣味

今、書は藝術書と實用書との、二様に見られて居るが、藝術書の方は、篆隸が其主たるものであるが、之は古への普通文字であり、當時に於ては讀めたものであらうが、今日に於ては、此道に親しむ人々の外は、一般には讀み難いものとなつて居る。然し藝術の方面より見れば實に面白く、又古雅で高尚である。之に反して草書は普通文字であるが、餘り巧妙であると實に讀み難い。草聖と云はれる張旭、懷素などの書も、讀み難い字が澤山ある。此流を汲める我國の良寛和尚の草書は、實に藝術的であるが、大部分は讀めない。鵬齋の書も讀みにくいので有名だが、借金の手紙は讀めると云ふ話も聞いた。篆隸となると仕方がないが、せめて草書は我國では普通文字であるから、成るべく讀み易い字を書いて貰ひたいものである。苟くも書道に志すものは、前に掲げたる二つの御製を、忘れないやうに致したいものであります。

八千代公園の碑文

余は、毎年、酷暑の候となると、伊香保温泉に浴し、木暮武太夫家の客となる。先代の武太夫君は、明治二十三年第一期の議會に出られた時、余も亦出て居たれば、其時分よりの舊友なり。此宿には貴族、富豪、名士多く來り投じ、其貸別荘には常に見掛くるは、澁澤子爵、此所十年餘りは御見えにならぬが西園寺公爵、牧野内府等が常連にて、先代武太夫は是等の諸公を店子と呼び、自分を家主と云ひて威張り居れるが、氏は其

接近せる所有地、森林を開きて公園とし、八千代公園と名付けて公衆に開放せり。園内に一基の大なる碑を立て、三店子である西園寺公に題字を乞ひ、牧野内府に撰文を囑し、而して其書を余に託せり。孰れも笑ひながら大家さんの御頼みじやから書かぬ譯には行くまいなと語り合ひつゝも、花再二三年を過ぎ去りし間に、先代は終に歿す。我々三店子等も『アー、仕舞つた。彼が熱心の希望であつた碑文が出来ない内に亡くなつた、彼も定めし遺憾の思を地下に於て爲すならん』と後悔せるが、現代の武太夫氏も『父が存命中に出来上つて居たなら嘸ぞ喜んだであらうが、父もまさか死ぬとは思はぬから、つい、つい御催促も怠つたのであらう。今は一刻も猶豫が出来ぬ、父の遺志を繼いで、一週忌までには必ず竣工せしめて、亡父の靈を慰めん』と、此事を余等三店子に催促あり。余等も齊しく後悔せる折柄なれば、其孝心にも感じ、西園寺公爵店子は直ちに筆を染められて、『八千代公園之碑』と題せらる。又牧野内府は、急に碑文を撰して其草稿を店子の末席たる余が許に送り届けらる。兩先輩店子が既に需に應ぜられたる以上は、もはや、猶豫はならじと、其碑文を書して與へたれば、主人は早速石工に命じて彫刻せしめ、今は巍然として園内に建立せられ、見るもの武太夫大家の勢力に感ぜぬものはなし。其後、澁澤子爵が來て居られし時(薨去の一年前)訪問したれば、子爵は、襷掛けにて、山と積まれた依頼の用箋に揮毫し居られたり。余は『大分御精が出ますな』と云へば、『いつも此所へ來て滯つた借金を拂つて居るのじや、夫れはさうと、貴公は公園の碑を書いたさうじやが、

一遍見たいと思うて居た。骨休めに散歩旁々行つて見やう案内して呉れ』と求められしに依り、『夫れは光榮の至りであります。御供しませう』とて、杖を曳いて公園に入り、其碑を一覽せらる。『あー、之か、成る程見事な碑じゃ。西園寺公の題字も見事じゃ、牧野内府の文章も名文じゃ、貴公の書もまーまー無難じゃ』と申さる。余は之に答へて、『實は閣下が其時に當山に御出でになれば、故人も必ず閣下に御揮毫を願はれしことと思はる。拙者よりも亦口添へ致して閣下の御承諾を得たらうに、もし此碑文の筆者が閣下であつたなら、天下一の名碑となつて後世に異彩を放つたでありますに、残念な事でありました』と申せば、『さうは行くまいが、もし、當時故人より頼まれるれば、私も店子じゃ、斷はる譯には行かないだじやらうが、居なかつたが幸ひ御鉢が貴公の方に廻つたのじゃ』と頗る御機嫌にて室に歸りて余の爲に式紙二枚に揮毫して、與へられて別れたり。思へば、此邂逅は子爵と余との最終の會見なりし。記して爰に至り感慨措く能はず。

議院内前代の遺物

帝國議會が開けた頃より、大正の十年頃までは、上下とも兩院議員の出入は、馬車又は人力車の交通機關を用ひ、殊に貴族院には華族富豪の人々が多ければ、馬車にて出入する人々も多かりしが、衆議院の方には

馬車が少く、概ね人力車にて出入せり。然るに、大正の終より、昭和にかけては自動車の發達著しく、たとへ自動車に非ざるも、圓タクに依りて送り迎へをするもの大多數を占め、馬車、人力車は頗る寥々となり、馬車に於ては、故望月小太郎氏の貧弱なるものと、最近薨去せられたる飛行將軍長岡外史君の幌馬車のみとなり、議院の一名物となりたり。望月君が、最後まで馬車を乗用したる理由は聞かねども、曾て長岡將軍に理由を尋ねたれば、『予が愛馬を人手に手放すは情に於て忍びざるが故、今も尙ほ馬車を用ひて居るのである』と云はれしが、軍人としては誠に御尤である。併し、此二箇は前代の遺物として時々院内の話題に上れり。

夫れよりも尙ほ一層の前代物は、三宅秀博士の人力車と、余のボロ人力車なり。過日も昭和俱樂部にて三宅博士に會した時、博士の申さるるには、『上下兩院議員中人力車にて登院するものはとう／＼君と、僕と只二人になりました』と申されたれば、余は『先生は自用自動車を御用ひになつて毫も差支ない御身分であるに、何故今以て人力車を御用ひになりますか』と尋ねれば、『拙者は足の工合が悪るので、相變らず古物を使用して居るのである』と申さる、して見れば、全く自動車を所有する資力なくしてボロ人力車を使用し居るものは余一人のみとなれり。望月、長岡の兩君は故人となられたれば、今は院内に馬車の影を見ず。院門の内只二箇の人力車を見るのみ。數百臺の自動車の間に伍するは、一の奇觀と謂ふべし。

熟々考ふれば、兩院内に於て、前代の遺物にして、スピード時代の活躍に適せざるものはあながち此二臺の古人力車のみならんや。其使用主たる余の如きは、之を兩院議員の中に較べなば、蓋し此人力車と殆んど伯仲の間に在りて慙愧に勝へず。

今より四十六七年の昔、三十一二の壯年にして議會に入りし頃は新進の議員なりしが、今は七十七謂ゆる喜壽の齡に達す。思うて爰に至れば、實に感慨無量なり。今や余の如きは余の人力車と同じく前代の遺物なるか。噫。嘗て此話を人に語りたる時、前に代議士たりし作間耕逸君は曰く、『成程君の云ふ如く今は自用自動車を用ふるもの多きが、中には富豪にもあらず、又職業若くは商賣をも有せず、歳費のみを受くる議員にして、豪壯なる自用自動車を操縦せしめ、又壯大なる家屋に住し、又は別莊を有し、頗る豪奢の生活を営めるものを往々見受けるが、さう云ふ人達の生活資金はどうして何所から得らるゝのであらうか、拙者は曾て議員になりたることもあり、職業は辯護士として相當に働くを以て、歳費三千圓は議員としての費用を支辨するに過ぎず、其他は働いて生計を維持せねばならず、どうしても自用自動車や、相當の住宅を建造する程の餘力はなきも、彼の人々の生活振りは如何にも拙者に合點が行かぬ、君どう思ふか』と、余は笑ふて之れに答へず、只シガーを口にして、紫煙を吐くのみなりき。

帝國の未來

内政に關する希望

帝國の現状は内治に外交に、混沌紊亂、政界は腐敗墮落し、憲政運用の任に膺るべき大政黨は信を國民に失し、左翼には共產主義者は熱心に潛行的運動を繼續し、宛も白蟻が大廈高樓の支柱を蝕まんとするが如く、社會を根柢より覆さんとし、右翼には又、直接行動を以て現状を打破せんとし、血盟團の暗殺、五・一五事件の首相殺戮の如き變を生じ、反動思想はフアツシヨ的に傾き、終には議會の否認、憲政の中止を主張するに至るやも知るべからず。一體如何なれば能いのであるか、又、如何すれば日本の政治は安全であるか、國民は靜思、熟慮、一定の歸趣を定めねばならぬ頗る危険の秋である。

萬々が一にも、我國家の支柱が共產主義の白蟻の爲に蝕ばまれ、大廈、高樓一朝にして傾きたる場合には、國民全體は如何なるであらう、恐れ多くも、三千年來金融無缺の國體は、破潰せらるるのみならず、國民全體の私有財産は盡く沒收せられ、住むに家なく、著るに衣なく、喰ふに食なく、唯だ共產專制政府の命

に隨ひ、勞働を以て一片の麵麩を得るに過ぎず、其命に従はざるものは、或は國外に追放せられ、或は其生命を奪はるゝに至る。余は亡命露人男女が我國に來りて、跼蹐として僅かに露命を繋ぐの窮狀を見て、常に暗涙を催ふす。此事を思ひ、此狀を見ては、慄然として背に粟の生ずるを覺ゆ。共産主義は實に我國民の敵である。決して之に感染する勿れ。又、父兄は家庭に於て、其子弟を善導し、苟めにも彼等主義者に誘導せられざる様、周到の注意を爲さざるべからず。此主義に感染するものは、勞働者又は失業者に多きのみならず、甚しきは貴族、高官又は教育大家の子弟にまでも波及するに至れり。對岸の火災視して、漫然之を放擲すべき時にあらず。勿論、當局は嚴法を設けて極力之を取締を爲しつゝありと雖も、法律を以て之を根絶せんとすることは絶對不可能にして、唯だ直接法に觸れたるものを處分し、又は未發に危険の行動を豫防するに過ぎず、其主義の傳播を豫防するは、教育の方法宜きを得ると、家庭の訓育其宜きを得るとにあらざれば、之を防ぐ能はず、單に之を政府當局の教育又は取締にのみ依頼すべきにあらず、國民共同自覺の防衛に待たざるべからざることを深く感知せざるべからず。余は本編を記述するに當り、特に同胞父兄に警告せんとす。

又轉じて右傾思想の側を見れば、是亦極端に走りて我が憲政を危くせんとする傾きあり。聽く處に據れば昭和六年の十一月頃に於いて、一大規模の不穩計畫ありて、各政黨の首領、宮中の大官、財閥の巨頭、特權

階級の有力者を塵殺し、以て一大革命の端緒を開かんとせるものありしが、事、未發に防止するを得たりと云ふ。其事の漸く終熄するや、昨七年の春に至り、血盟團の活動となり、井上前藏相を暗殺し、次で三井の主腦團琢磨氏を射殺し、一人一殺の方法を以て、政黨の首領、宮中の大官、財界の巨頭を仆さんとする計畫あり、引續きて五月十五日の一大變事あり、海陸軍の少壯相攜へて白晝堂々首相官邸に闖入し、一撃の下に犬養首相を殺戮し、或は爆彈を内大臣邸、警視廳、政友會本部、日本銀行等に投じ、夜に入りては、茨城農民黨の青年等は、市内各所の變壓所に爆彈を投じ、全市を暗黒化し、以て戒嚴令を布かしめ、一大革命を決行せんとせるは、天下周知の事實なるが、其趣旨とする所は、政黨の財閥結託、國政の紊亂を糾弾し、倫敦條約批准に於ける統帥權の干犯を憤慨し、之を幫助せる宮中大官、特權階級の有力者を仆して憲政を中止し、國政を一君萬民の大化革命の昔に復さんとするに在りと云ふ。但し彼等の云ふ所亦其理なきにあらず、近來、財閥政黨の結託、政弊の増長、國政の紊亂、疑獄事件の頻發等、彼等の憤慨するは當然の事にして、此點に關しては、余等も大正十三年以來、何とか此積弊を矯正せんものと思ひ、同志と俱に『既成政黨打破』、『政界革新』の旗を樹て、全國に遊説し、國民の輿論を喚起し、各大政黨及び財閥の反省を促し來りしも、我々の微力、國民を覺醒し、政黨財閥をして自省せしむる能はず、我々は立憲的合法的手段に訴ふるの外他の方法を執るを敢てせざりしが、五・一五事件の關係者又は血盟團の人々にはもはや病膏肓に入りては

内科的、合法的治療は手温るし、斷然外科的施術に出でざるべからずと確信し、此非常手段に訴へたるに外ならず。殊に、軍人にありては、一朝事有る時は國防の任に膺るべき大責任を有するものなるを以て、倫敦條約の不備に一層の憤慨を極め、内政の腐敗を矯正し、國防の安全を期せんが爲、其一身の生命を犠牲に供し、直接行動の非常手段に訴へ、敢て國法を犯したるものに外ならず。其手段の兇暴なるは、法の恕すべき所に非ずと雖も、其精神を酌めば、全く一身を國家に捧げたるものと察せざるべからず。

畢竟、彼等をして此に至らしめたるものは、政黨者流も、財閥も亦其責を負はざるべからず。又、國民の多數否、選舉運動者の多くは選舉に當りて、多額の費用を各政黨候補者に費消せしめ、終に此弊害を醸すに至りたる責任の一半をも負擔せざるべからず。

さて、五・一五事件の關係軍人や、血盟團又は、大川周明等の一派が萬一、事成功したる曉には、我政治は如何に成つたであらうか、或は彼等の謂ゆる大化革命が成立したかも知れぬ。さうなれば、憲政も中止、一種のファツシヨ的政治が行はるゝこととなるであらう。中大兄皇子や藤原鎌足の如き不世出の英傑が顯はれて、政權を預るとすれば結構であるが、夫れも僅かに一代一時、後は藤原氏の專横とならん、一轉してファツシヨの最上武家の專制ともならん。ファツシヨ的政治に就ては、我國にては七百年の間苦き經驗を嘗め盡したことを忘れてはならぬ。

又、當時流行の伊太利ムツソリニーのファツシヨ、獨逸ヒットラーのファツシヨ、爲に兩國共に一時の復興はありたれども、是亦完全の政治にあらず。伊太利に於ては、黒シヤツ黨以外多數の國民は如何なる待遇を受け居るや、又、獨逸に於いては、ナチスに非ざれば人に非ず、書を焼き儒を坑にする如き有様は、秦の始皇の暴政を現代に表現す。夫れも暫く好しとして、ムツソリニー、ヒットラーの死後は果して如何に成り行くか、凡そ何人にも想像はつくまじ、兩國人民の不安は果して如何。我が國が此轍を踏まんとするが如きは頗る考へものなり。

我國の歴史を按ずるに、七百年の間は、實權武臣の手に移り、平氏より源氏に、源氏より北條、足利、織田、豊臣、徳川と移り代りたれども、孰れも極端なる武家の專制にして、皇室の威令更らに行はれず、漸くにして明治の維新により、王政を古に復したるは恰も現代右翼の夢みる、大化革命の實現したるものなるが、幸にして未曾有の英主明治帝の御統治と、維新功臣等の忠節とにより、明治政府の基礎全く確立したれども、時勢は大化の昔と同じからず、外には世界との交際あり、内には文化の進歩に伴ひ、思想の變化もあり、民意を酌みて仁政を施さるゝ我皇室傳統的の根本主義に基き、古を鑑み、將來を慮り、萬世不易の堅固なる政體を定めんには、立憲政治を措いて他にあるなしとは、明治大帝の最も御苦心あらせられし所にして、御即位の初の御誓文にも、萬機を公論に決すべしと誓はせ給ひ、順次、府縣市町村の自治制度を實施せ

られ、終に大憲を制定せられたるものにして、此政體は吾皇室の存在せらるゝ限り動かすべからざる憲章にして、決して之が紛更を許されざるものなり。即ち皇室に於かせられても、其大權の施行には、此憲章に率由せられ、又臣民の權利及び財産の安全も此條章の保證する所なるは、憲法發布の御詔敕に歴然たり。今其詔敕に宣ひし文言を拜するに左の如し。

(上略)茲に大憲を制定し朕が率由する所を示し朕が後嗣及臣民及臣民の子孫たる者をして永遠に循行する所を知らしむ。

國家統治の大權は、朕が之を祖宗に承けて、之を子孫に傳ふる所なり朕及朕が子孫は將來此憲法の條章に循ひ之を行ふことを愆らざるべし。

と宣はせ給ひ、臣民は勿論の事、天皇及び其御子孫に至るまで御行動は此憲法に定めたる則を超えさせ給はず、又、國家統治の大權を行はせ給ふ場合にも、必ず此憲法の條章に循はせられ、決して御意のまゝに爲し給はざることを誓はせ給へり。又、臣民の權利及び財産の保護に對しては、詔敕中にも

朕は我臣民の權利及び財産の安全を貴重し及之を保護し此憲法及法律の範圍内に於いて其享有を完全ならしむべきことを宣言す(中略)將來若し此憲法の或る條章を改定するの必要な時宜を見るに至らば朕及朕が繼統の子孫は發議の權を執り之を議會に付し議會は此憲法に定めたる要件に依り之を議決するの外朕が

子孫及臣民は敢て之が紛更を試みることを得ざるべし。

(中略)朕が現在及將來の臣民は此憲法に對し永遠に従順の義務を負ふべし。

とあり、天皇と雖も、恣に此憲法を變更し給はず、又、其御子孫にも、臣民にも、此憲法に對して紛更を試むることは絶対に禁止せられ、又、現在の臣民及び將來の臣民に對しても、永遠に此憲法に絶対従順の義務を負しめ給へり。天皇親ら範を示して之を守らせ給ふ。臣民誰か之に背くものあらんや。斯の如くにして始めて政體の基礎鞏固となり、國民始めて泰平を謳歌し、其業に安んじ、一家、一族各々其幸福を全うすることを得ん。故に此憲法に對して紛更を試み、或は憲政を中止し、甚しきは革命を企圖するに至りては、實に明治天皇の叡旨に背反するものにして、不忠之より大なるはなし。固より此憲法施行の任に膺る在廷の大員又は政黨にして官紀を紊亂し、横暴又は不正の行爲ある時は、容赦なく之を彈劾すべく、又、之を打倒すべし。然れども暴力に訴へ、外科的治療を施すは不可なり、況んや非常手段に訴へ、革命的行動により、憲法を中止せんとするが如きに至りては、以ての外ひがごとの曲事なりと謂はねばならぬ。

尤も今日政黨の弊害は、彼等の云ふが如く其病は膏肓に入れり。合法的治療は手温し、非常手段により、其首腦者を仆すに如かずと云へるが、其病の原因を究め、之に適當の治療を施さずして、假へ一の犬養を仆せばとて、直ちに第二の犬養出でん、以て其病を根治すべきに非ず、之に反して、其病源を研究して之を救

治する時は、自ら弊害も除去せらるゝに至らん。

されば、其病源とは何ぞやと云へば、選挙に巨額の金を要すると云ふにあり、選挙に巨額の金を要するは何故なるか、国民多数が憲政の價値を解せず、選挙に注意を拂はざるのみか、甚しきは金錢を以て投票を賣買するもの多きに因すと云はねばならぬ。故に、候補者個人と雖も己れの選挙に要する巨額の費用は、無理算段を爲せねばならず、之が埋め合せには、何等か不正の利益を獵らねばならず、又、政黨幹部にして、多數を得て政權を獲得せんと欲せば、一選挙毎に少くとも二百萬三百萬の資金を調達せざるべからず、財閥の出资に據り、多數を得て政權を取りたる場合は、其財閥保護の政策を實行せねばならず、随つて国民多数の利益を犠牲にしても財閥を保護せざるべからず、大財閥の保護は勿論として、其小なるものに對しても或は勳章、或は勅選を奏請して遣らねばならず、或は樞機鐵道を高價に買収し、或は猥りに有利の線路を許可し、或は水利の權利を與へる等、種々之に類する國家の利權を濫與せざるべからず、是れ等の如きことが慣習となり、今日の積弊となれるものなれば、此病の源を斷つにあらずんば、何時までたちても、幾人の巨頭を殺戮しても、矯正せらるべきものにあらず。

仍つて此病を根治せんには、學校教育に、又、社會教育に、國民一般をして、憲法の精神を理解せしめ、選挙なるものは實際國民が直接に政治に與かる最も大切な權利であり、又、義務であると云ふことを自覺

せしめ、政治を清くするも、濁すも選挙人の自由であり、國を興すも、滅すも亦其自由であることを自覺せしめ、公正に選挙を行ひ、候補者にも、政黨にも無用の費を使用せしめざる様にすれば、自ら政弊も除かれ、清き政治の行はるゝやうになるは期して待つべきである。

故に余等同志は、會て濱口首相に説きて、選挙革正審議會を設置せしめ、朝野の學者、經驗者を以て組織せしめ、既に教育的方面の改革と選挙法を改正し、嚴重取締りの方法を具して答申せるが、未だ之を行ふに至らずして、濱口首相は兎手に仆れ、若槻時代にも、樞密院の故障の爲、實施せられず、齋藤時代となりて、選挙法の改正は再び法制審議會の議に付せられ、目下致として審査中なれば、多分次回の議會に提出せらるゝに至るべし。固より、法律のみによりて政弊を根絶せしめん事は不可なれば、是亦一般國民の自覺に俟たざるべからず、一般、選挙人にして腐敗せる政黨候補者には、一票を投票せぬことと決心さへすれば、政弊の革正は立ちどころに實行し得らるべし。是、憲法が我々に與へたる正當の權利なれば、將來は御互に此點に深く留意を要するの必要ありと思考す。

外に對する覺悟と希望

外に對しては、我が國は實に非常時なり。之に對して我が國は如何なる國策を執るか、國民は如何なる決心を要するか、是を今日に於いて研究し、決定するは實に絶對の急務なり。

之を決定する前に於いて、世界各國、殊に英・米・佛の如き、世界の大勢を左右し得べき二三大國は如何なる眼を以て日本を觀て居るかを究めねばならぬ。

顧みるに、七十年以前までは、阿蘭陀國を除く以外の諸國は、日本は世界地圖の上には點々たる小島嶼なるを見るのみにして、其歴史は如何なる歴史を有つて居るか、其國民は如何なる國民であるか、其文化は如何なる程度であるかは、一切之を知らず、約五十年前、余が歐洲諸國に遊びし時、至る所にて、日本は支那の一部分なるかと、眞面目に聞かれ、癩に障りしことも度々ありし程に、日本は世界に知られず、又、齒牙にも掛けられて居なかつたのであつたが、夫れが明治の二十七年に、支那と戦争を始めたと言ふので、世界は一驚を喫したのである。彼等惟へらく、支那は四億の人口を有する世界一二の大帝國である。之に對して争ふは日本と云ふ國は無謀な國である。謂ゆる螳螂の斧を揮ひて龍車に向ふが如く、一撃の下に打ち滅ばされん。誠に氣の毒であるとの同情が期せずして英・米・佛の大國間に沸き來り、金を貸して呉れる、武器も供給して呉れる、就中、智利國であつたか、ペルー國であつたか忘れたが、出來たての軍艦二艘（日進、春日）を賣つて呉れると云ふ程であつた。然るにやつて見ると、日本は中々やる。陸に、海に、日軍は連戦、

連捷、支那の優勢なる艦隊は概ね潰滅、陸には遼東半島を席卷して、將に山海關を破り、北京に迫らんとす。此結果を見たる世界各國は、小國日本悔るべからずとの感を懷き始めたのである。日清兩國媾和成りて遼東半島と、臺灣、澎湖の兩島を清國より割讓を受くるに至りて、歐洲大國の間に於いては、日本をして其範圍を斯くも擴大せしめては、東洋の平和は日本の爲に攪亂せらるるに至るやも知れず、芽生の中に之れを摘み去らずんば、他日の禍ならんと、露西亞、獨逸、佛蘭西の三國は申合せて、遼東半島を清國に還してやれと干涉し來り、日本聞かねば我れ等代つて御相手致さうと脅迫せり。（詳しくは別項に記したれば省く）是歐米各國が日本に對して疑懼の念を生じ、恐怖の念を起し來りたる最初なり。

續いて十年の後、日露戦争起る。此時に於ける歐米諸國の思はくや如何。察するに彼等は惟へらく、日本は油斷のならぬ國なれば、此戦争に勝たせては將來が思ひやらるゝが、露國は又、支那と違ひ、歐洲の最大強國なれば、日本強しと雖も、露國に對しては齒が立つまい。殊に露國の國是は彼得大帝以來、歐洲一統の方針なれば、日本を打倒し、滿洲、朝鮮を席卷するに至りては是亦由々しき大事なり、幸ひ日本を先捧に使ひて、露國の鼻を折らすも亦一策なりと思惟し、此時に於ても、内々我を援助し、金も貸せば、武器も賣りくれたり。其戦争は又海陸共に日本の全勝に歸し、實に世界に一驚を喫せしめたり。もはや傍觀しては居れぬ。打ち捨て置かば日本は何處まで増長するやも知れぬと、米國ルーズベルト大統領は仲裁役に立ち、兩國

全權をポーツマウスに呼び寄せ、強ひてポーツマウス條約を締結せしめたり。其條約は我を壓迫し、我が勢を殺ぎたるは、敢て説明を要せず、我が國民の憤慨は日比谷燒打の騒動となりしに徴しても證明せらる。二度の戦争に三段目の力士が、東西兩横綱を倒したる腕前力量には、世界も怖れざるを得ざるに至れり。其後、世界戦争初まるや、日本は日英同盟の誼により、聯合軍に参加し、山東に於ける獨逸の根據地を剷滅し、東西の交通を保全し、進みて地中海にまで進出して、聯合軍を援助したる日本の功績は、實に偉大なるものにして、媾和條約の時に於ける論功行賞には、日本を最も優遇せざるべからざるに係はず、僅に南洋に於ける二三の最も小さき島々の委任統治を割當てられしのみにて、剩へ、歐洲諸國の國際聯盟に押し込まれ、常に窮屈なる掣肘を受けさせられたるは、固とく彼等に我が國の頭を押へる深謀あつてのことと氣附かざりしは、日本も随分御芽出度き次第と謂ふべく、殊に、米國の如きは、大統領親ら媾和會議に出席し、主として國際聯盟を提唱しながら、いざ批准となると、元老院は反對して聯盟には加はず、都合の好いときは側面より聯盟の行動を支持し、勝手が悪いと知らぬ顔を爲し居る如きは何と巧妙の遣り方ではないか。之に反して我が日本の如きは、歐洲の政局又は相互の國際關係に對して何等の關係もなく、利害もなきに、御附合をさせられ、一朝、東洋に我が國に關する問題が起るとなると、寄つてたかつて我が國を掣肘す。今回の滿洲問題の如きは、全く其陥穽に押込まれたる適例なり。世人も既に知悉する如く、聯盟諸國總掛りにて、米國まで

もシャクくり出てとろく日本を苛め抜き、終に脱退を餘儀なくせしめられたる如きは何たる壓迫であらうか、日本をして餘儀なく脱退せしめたる、其奥の手は規約第十六條により、聯盟國全體より我に對して經濟斷交を執行して、全く孤立に陥れ自滅せしめんと手段に外ならず。夫れにも屈せずして、對手國たる支那に對して戦を續けるとなれば、其次には各國總掛にして兵力を以て我を屈伏せしめんとする順序となる。既に熱河戰の時に於いても、又、其追撃戰に關内に我兵を進めし時も、聯盟より之を口實として、經濟斷交を爲さんと欲せば、規約によりて出來ざるにはあらざりしも、天なる哉、時なる哉、今日の歐洲諸國は、何れも自國の經濟難に苦められざるはなく、債權國たる米國さへ、七顛八倒の騒ぎなれば、一國として我に對し經濟斷交を爲し得る國なく、況んや兵を動す如き勇氣の有る國は一國もなし。今の時に於いては、誠に日本に取りては仕合せであるが、何時までも斯る好時機は續くものにあらず、其の内には彼等の經濟力は恢復せん。故に我れ等は決して油斷すべからず、常に警戒を要すべきである。

又、今日印度を始め、オーストラリア、英領阿弗利加、英領カナダ等に於いて、日本產品に對し、過當の關稅を課して、日本品を絶對に驅逐せんとしつゝあり。其の他の國に於いても、其の手に倣ふもの追々出來れるは積極的の經濟斷交は爲す能はず、消極的の經濟斷交を爲すものと見て可なり。我にも亦之に應ずる策あれば、畢竟其勝敗は何れに歸するや、今より豫斷し難しと雖も、我生産者と、勞働者及び輸出商との一

致協力に依れば、我に敗を取る如きことは萬々無きことを確信す。

軍縮會議の目的

今、一つ日本の頭を押へんと畫策する方法は、軍縮會議是なり。其表面の口實は誠に御尤もなり、建艦競争を廢止するは御互に國民の負擔を輕減し、又、以て世界の平和を維持する所以なりと。是に對しては反對の口實なし。仍つて米國なり、英國なり、主たる海軍國より發起して招請せらるれば、欣然参加しませうと云はねばならず、嚮きには華府會議あり、後には倫敦會議あり、兩度に我より全權を派遣して、會商に参加せしめたるが、其到着前には、英米の間にはちやんと氣脈が通ぜられて居て、成るべく日本側の主張を押へ、英米の主張を貫徹せんと力め、前には戰鬪艦の比率を五、五(英・米)、三(日本)に定めらる。其率は何なる根據に依り定められたるものか知らねども、餘りに不平均と云はざるべからず。昔とは違ひて、今日の戰爭は科學的なり、又數字的なり、三は五に對して如何にして對抗し得べきや、萬一、英米聯合して我に臨まば、十に對し三を以て當らざるべからず。然るに我全權は之を受諾して歸れり。又其次の倫敦會議に於いて、巡洋艦驅逐艦に制限を加へられ、我が現有潛航艇七萬噸を五萬噸に制限せられたり。其當時、議會に於

いても、隨分議論あり、樞密院にても八釜しかりしが、其餘憤は今日に爆發して五・一五事件の一因となれる事は、公けの法廷に明瞭に暴露せられたり。抑、斯る不利益の地位に陥られたるは、全く彼等が日本を疑ひ、日本を恐れ、日本を以て軍國主義、侵略主義の國なり、第二のカイゼルは日本なりとの誤認に出でたるに外ならず。成る程、我が國の將士は皆忠烈にして勇敢、古來の戰爭には一度も敗を取りたることなし。然れども日本は未だ曾て無名の戰を起したることなく、常に自衛の爲めに劍を抜きたるに過ぎず、然れども彼等常に猜疑の目を以て我を見るに於いては、何時、如何なる場合に於て、如何なる事端の發生せんとも限らず、一旦事有る時は、我は孤立無援、軍資の調達も、物資の供給も一切之を外に仰ぐ能はず、一切萬事、自給自足、長期に互るの覺悟を以て今より豫め其準備を爲し置かざるべからず。殊に政府に於いても、豫め別途資金の積立を計畫し、一朝事有るに際し、狼狽して内債募集に依らんとする如き不用意千萬の策に出でざる様豫め注意するを要す。著者には此資金準備に關して一種の工夫なきにあらざれども、今日に於いて之を發表するの時機にあらざれば、暫く爰に之を明言せず。

之を要するに、日本は孤立無援なり。事有らば世界を相手とせねばならぬ。少くとも二三の大國を相手とせねばならぬ時もあらん。今更ら我が傳統的英米追隨の外交を爲したからとて、決して此類勢を挽回すべきものにあらず。仍つて政府は一大決心を以て、正義と正理とを旗幟として強硬なる獨自の外交に當るべし。國

民も亦豫め萬一を覺悟して、常に業を勵み、財を貯へ、非常時に處するの準備を爲し置かんことを切望す。

關家の由緒

我關家の由緒に就き記述するは、實に烏滸がましき次第なるが、是は余が子孫に對する記念の爲に記るし置くのみの事なれば、大方の讀者諸君は此項を見過さるゝを可なりとす。

我關家は元來、平氏の出にして、小松内府重盛の次子に當る資盛の後裔なり。平氏全盛の頃其子弟の多くは驕傲にして一日資盛が數騎と獵せし時途に攝政の藤原基房に値ひ其行列を亂せしより父重盛の不興を被り、伊勢國鈴鹿郡久我の庄に追放さる。其子孫は龜山の城主と爲り、鈴鹿の關に因みて姓を關と稱す。十數代の後ち主水助盛兼の代に甲州に移り住し、關甚五兵衛盛員の代に至りて、武田信玄及び勝頼に仕ふ。武田氏の滅ぶるに及びて伊勢に歸り、北畠信雄に仕へ、後、三河の國主田中筑後守に仕ふ。其子關平兵衛盛次の代に至り、田中氏嗣無く家絶えたるに依り、浪人となる。盛次幼時より勇にして屢戰功有り、號名當時に聞ゆ。元和八年に至り、一書を紀州家に寄せて出仕を求む、紀州藩祖徳川頼宣直ちに彼を召して其臣となし、俸祿三百石を給せらる。

因に云ふ、紀州藩祖頼宣(家康の第八子)、能く士を愛し、當時に名ある浪人、又は名將勇士の子孫を聘して之を優遇す。福島浪人の村上某は軍事奉行に、同大崎玄蕃ばんごしは番頭、宇佐美駿河守の息は軍學師に、島原一揆の銃手にして、幕府の總大將板倉周防守を射止めたる駒木根又一の子も亦其銃術師範たり。由井正雪、熊澤蕃山等は聘せられざれども、話相手として屢招かれたりと云ふ。斯かる上より觀れば、關平兵衛盛次も、武田、田中の諸家に歴仕して武名を知られしものなるに依り、一書を寄せて直ちに召し抱へられたるは又怪むに足らず。

さて、其子次太夫盛直は俸祿三百石に甘んぜず、槍一本にて千石を突き出すは何の雜作もないことだと云放ちて紀州を去れり。時既に天下は一統せられ、太平の世と變りたれば何れに至りても武を用ゆる所なく、終に泉州垂井村に百姓と爲り、槍の代りに鋤を取りて田畝を耕し居りしに、數年の後、舊主頼宣參勤交替の任充ちて國に歸らるゝ途次、泉州垂井村を通過せられし時、一農夫の恭しく叩頭の禮を爲す者あり、見れば見覚えのある關次太夫なれば、乃ち馬を駐められ、汝は次太夫にあらずや、昔年槍の穂先きに千石を突き出すは易しとて我藩を出て去りたるが、どうじや突き出し得たかと戯れ給ふ、次太夫は謝して云ふ、拙者不肖にして時代の推移を察するの明無く、君の恩寵を仇にしたるは誠に汗顏の至りに候、今は見らるゝ如く、一農夫と爲りて槍を鋤に代へ居り候と申しければ、寛裕なる藩主は其許に歸參の意あらば、抱へ遣はさんが、

俸祿は半減じやぞと申し渡さる。今は止むなく其辭に隨ひ、歸參して、明治の廢藩に至るまで紀州藩士として、代々徳川家に仕へたり。

余が父は平兵衛と云ひ、砲術に長じ、或時は和歌浦砲臺を預り、又或る時は高野下橋本の要塞を預り居れり。生來、多能にして趣味多く俳諧は三祕の傳を得、謡曲及び大鼓おぼに巧み、又畫心も有りしと見え、羽織の紋などは常に自ら畫けり、誠に純良温厚の士なりき。

余が母は林と云へる儒者の娘にして、性頗る嚴格能く家事を整へ、又能く子供を訓育せり。余が長兄甚之助は、此父母の薰陶を受け、漢學及び兵學に長じ、品行最も方正にして、若き頃より藩内青年の信賴を得て、若物頭と爲り、次兄源之助も亦漢學を修め頗る好人物にて、一生を學校教師として送れり。

慶應年間に至り、天下騒然、各藩主何れも代表者を京師に駐在せしめ、他藩交際役として専ら外交の任に膺らしめたり。長兄甚之助も亦二十七八歳の壯年ながら、周旋方に任命せられ、三浦安後、元老院議員、東京府知事、貴族院議員たりし人、三宅榮充東京高等師範校長三宅米吉君の父と俱に京師に周旋せり。慶應四年明治元年の十二月七日、紀州侯は上洛せんとし、和歌山を出發して其夜は泉州岸和田に泊し、其翌日を以て入洛せんとす。謂ゆる維新直前の事とて、紀州侯にして入洛せば事頗る面倒なりとし、之を阻止せんが爲めの擧なりしか、其夜七日土佐海援隊の有志十數名京都三條なる紀州三代表の旅宿を襲撃す。此方に

も豫て警戒し、護衛の武士五名と新徴組の闘士五六名と酒盃を交ゆる折柄、拔連れて闖入したる彼等は三宅に一刀を浴せ重傷を負はす。護衛の武士達は屋内の切合は不便なりとし外に出でて此れと戦ふ、家内に入りたる數名は、關と三浦とを相手に切り結び、三浦も重傷を負ひ、甚之助は大小十一箇所に負傷す。已にして本願寺に屯せる紀州の兵隊、變を聞いて駈け附けたれば、敵は死者と負傷者とを捨てて四散せり。此變を聞きし紀州侯は岸和田より引き返へして歸藩せられ、甚之助等負傷者三人も、應急の手當を受け、引き続き歸藩せり。其翌年一月が鳥羽の戦にして一月十日甚之助は褥中に在りて遙かに遠雷の如き爆音に耳を傾け、或は大坂なる火藥庫の破裂ならんか、大事は既に去れりと歎息し居たり。余は此時僅かに十歳なりしが、長兄の教に依り、多少當時の事を認識し居たり。

夫れより二三日を経て、幕府の將士及び會津藩の將士陸續和歌山に遁れ來る、中には手疵を負ひたる者も有り、何れも赤毛布を身に纏うて馬に跨り馳せ來る有様は、いとも哀れに見受けらる。會津藩の將某は余が家を訪ひ、甚之助を病床に尋ねらる。蓋し、在京中の同志なりしならん。余は兄の命に依り、其將士を和歌山本町の富士屋と云へる旅館に案内したるを今にも記憶す、但し其人の名前は忘れたり。長兄の疵稍癒えたる後、藩の留め役書記官を命ぜられたるが、一年ならずして病を得て歿す。次兄は既に出でて他家三方原の役家康に代りて討死せる夏目次郎左衛門の分家を嗣ぎたれば、余は代りて關家を相續することとな

れり。

顧ふに、長兄は紀藩の立場より、佐幕黨なりしが、維新後徳川宗家の舊臣にして、明治政府に仕へ、重用せられしもの少なからず、又紀藩の士にして後に朝廷に召し出されしものも多々ありたれば、長兄にして尙ほ存命せしならんには相當の地位にも上り、分相應の御奉公も出来しならんが、三十一歳にて逝きけるは誠に遺憾至極なり。余の如き無能の輩が柄にもなき政界に出でて、一節五十年なるは、全く此長兄を見習ひ、又父と母との薰陶に由り、常に正に與し、邪に近づかぬ様厳しく教訓せられたる御蔭に基づくものにして大過なきを得たるは洵に感謝に堪へざるなり。

余十五六歳の頃、和歌山市内岡山と云へる高臺に建設せられたる藩立の漢學學校に通學し、四書、五經を讀み習ひ、東京より來りて漢學塾を開き居たる蔭山某氏の塾に寄宿し、傍々岡山の藩校に通學す。當時、和歌山縣政に參與せる三浦安氏は、漢學にも通じ漢學塾を開きしかば、更に其塾に寄宿せり。岡崎邦輔氏も其塾生なりしと覺ゆ。

其後、奥山の縣立學校にて、英學及び數學の課目を置き、英學の教師としては福澤先生の慶應義塾出身の吉田政之丞、村井信晴の兩氏教鞭を執り、ザツトのイットは夫れであると云ふ變則式の英學を教へたり。其時、ピーターパリーの萬國史、ガイオットの地理書の教授を共に受けたるは、後の慶應大學總長たりし鎌

田榮吉君と、郵船會社の重役たりし谷井保君となり。共に三人組として教授連よりも愛顧を受く。當時の三青年中、鎌田先生は今は樞府の顧問官と爲り、谷井君は實業に成功して老を住吉に養はる。余は今も尙ほ志を得ず依然として吳下の窮措大、東奔西走、營々たるは慙愧に勝へざるなり。

余は英學を修むるの傍ら數學教授三雲善八氏の愛顧を受け、數學を修む。業稍進みて小學校教員を命ぜられ月給金貳圓を給せらる。仍つて日々腰辨當を携へて自宅より三十町も隔たれる學校に通ひ、少年子弟を相手に讀本と算術とを教ゆ。其學校の門前に一吳服商店有り、其主人は常に余の日勤するを眺め居たるが、或る日、余が家に入らせる吳服行商の一老婆が、余の家に來りて云ふには、過日學校門前の吳服店に参つたら、彼の毎日辨當持ちて向ふの學校に精勤せらるゝ關さんとやらは、御前の出入する屋敷の若旦那だと云ふが、一體月給は何程貰つて居らるゝのかと聞かれたるにより、大枚月二圓じやと答へたれば、主人は驚いて夫れは誠に御氣の毒なものじや、あんな事をして居ては、十年、二十年の後になつても、やつと参拾圓か五拾圓の月給取にしかなれまい、夫れであたら一生を棒にふるゝは誠にお氣の毒じやなあと、云はれましたと、聞いた時、余は吳服屋主人の如何にも同情あり、又道理ある詞に感じ、急に大阪なり、東京なりに遊學が爲たくなり、此れを話せば、母も、嫂も賛成にて、其衣服や、粧身具を賣却して學資の一端を助けらる。漸く大阪に至りて語學校に入り、夫れより東京英語學校に轉じ、遂に大學に進入したり。余が乏しきながら

今日あるは、此一商人が間接の激勵、與つて大に效あり。

前にも記せる如く、余が父は其専門の砲術の外に多少の藝術の趣味もありたれば、余も亦遺傳にて何か一藝、一能のあるべき筈なれども、余が教育を受けたる時は維新後の破壊時代にして、舊物を排斥せる風潮の熾なる時でもあり、且つ又教育に關しても變遷甚しく、昨日は漢學、又は和學、今日は英學若くは數學と、後より後より追掛け來れるに依り、詩歌、俳諧は固より謡曲、歌曲、音樂等に親むの餘暇を得ず、頗る無風流にて、都々逸の一句も誦ひ得ず、又長兄、次兄も亦共に無藝なりき。不思議にも余の三人の子女は、何れも不肖にして、各、學校に入れて専門の學を修めしめたるも、一人も其學び得たる學課の仕事に従事するものなく、中途より餘暇に習ひ覺えたる藝術を専門とするに至れり。

長女は繪畫に熱心にして、秀琴と號して秀畝門下の畫家と爲りしが、不幸にして今は逝けり。長男盛雄は射的と狩獵の専門家と爲り、次男順次郎は和童と號し荒木門下の尺八専門家と爲り、御前演奏の光榮に浴せしことも度々あり、余は彼等の好む處に赴くを掣肘せず、苟くも社會に認めらるゝの程度にまで進出し得れば、何の藝、何の術にても可なりとして放任す。思ふに彼等の藝術に堪能なるは、余を飛び越えて祖父の遺傳を受けたるものと思はる。

因に云ふ、世間の子弟にして、往々父祖の業を繼承するを好まざるものあり、百姓の子は百姓を嫌ひ、

醫者の子は醫者たるを好まず、政治家の子は却つて實業家たらんと欲す。是蓋し、日夜其父祖が其業務に苦勞するを見て、嫌氣がさすものと見えたり。余の如きは、最初新聞記者として奔走し、勞多くして收入少く、代議士として常に選舉に苦心し、剩へ借金を爲し、辯護士としても政治家を兼て居ては、無手数料、無報酬の事件に没頭し、益する所少く、余が先妻は、内政の切り廻しにほとく困うじたと見え、常に、娘を嫁せしむるには政治家と、新聞記者と、辯護士の所だけは御免を被りたしと申し居れり。亭主たる余の信用絶對皆無、實に汗顔の至りなり。夫れは極端であるが、まあ政治家に爲ることだけは世の子弟は一考すべきであらうと、余の長き體驗に於て世間の青年に豫め忠告して置かん。

——完——

昭和八年拾月十日印刷

七十七年の回顧

昭和八年拾月十五日發行

定價壹圓五拾錢

著者 關直彦

發行兼印刷者 株式會社三省堂
代表者 龜井寅雄

不許複製

印刷所 株式會社三省堂蒲田工場
東京市蒲田區出雲町一〇一番地

發行所

株式會社三省堂
東京市神田區通神保町一番地
株式會社三省堂
大阪府西區阿波座下通二丁目六番地
株式會社三省堂大阪支店

992
228

終